

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月7日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成20年10月7日 火曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後9時10分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人からの説明聴取について（条例と基地環境問題について）
- 2 医療及び環境保全について（食品の賞味期限問題について）
- 3 平成20年第2回議会乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 平成20年第2回議会乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例
- 5 乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例
- 6 乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例
- 7 乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 8 乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第13号議案 訴えの提起について
- 10 乙第15号議案 交通事故に関する和解等について
- 11 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 12 陳情第35号、第40号から第43号まで、第50号、第53号、第55号、第57号、第59号、第63号、第64号、第66号、第67号、第72号、第73号、第77号から第79号まで、第81号、第82号、第90号、第92号、第93号、第95号、第96号の2、

第99号、第100号、第105号、第107号、第110号、第112号、第117号、第122号の2、第123号から第126号まで、第127号の3、第128号、第129号、第134号、第136号、第137号、第140号から第142号まで、第145号、第148号及び第149号

13 審査日程の変更について（追加議題）

14 視察調査日程について

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 君
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 君
委員	渡嘉敷	喜代子 君
委員	上 原	章 君
委員	比 嘉	京 子 君
委員	奥 平	一 夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

（参考人）（条例と基地問題について）

沖 縄 大 学 教 授	桜 井 国 俊 君
福 祉 保 健 部 長	伊 波 輝 美 君

薬	務	衛	生	課	長	金	城	康	政	君				
文	化	環	境	部	長	知	念	建	次	君				
環	境	企	画	統	括	監	友	利	弘	一	君			
県	民	生	活	課	長	譜	久	山	典	子	君			
環	境	政	策	課	長	下	地		寛	君				
環	境	保	全	課	長	久	田	友	弘	君				
環	境	整	備	課	長	安	里		健	君				
自	然	保	護	課	長	上	原		隆	君				
県	立	芸	術	大	学	事	務	局	長	長	田	勉	君	
(補助答弁者)														
観	光	商	工	部	雇	用	労	政	課	長	比	嘉	徹	君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

平成20年第2回議会乙第3号議案、同第4号議案、乙第3号議案から乙第5号議案まで、乙第7号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案の9件、陳情第35号外49件、本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る食品の賞味期限問題について、参考人からの説明聴取について及び閉会中継続審査（調査）についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として文化環境部長及び福祉保健部長の出席を求めております。

また、参考人として、桜井国俊沖縄大学教授の出席をお願いしております。

まず初めに、参考人からの説明聴取について審査を行います。

ただいまの議題につきましては、去る10月2日に開催した委員会での決定事項に基づき、今後の委員会審査の参考にするため、桜井国俊沖縄大学教授を参考人として招致し、条例と基地環境問題について説明を求めることになっております。

参考人の桜井国俊さん、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、条例と基地環境問題についての範囲

内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、桜井国俊参考人から、条例と基地環境問題について簡潔に御説明をお願いいたします。

桜井国俊参考人。

○桜井国俊参考人 条例と基地環境問題についてということで、私の意見を述べさせていただきます。まず、第1に基地がもたらす環境問題というのは大きく3段階があるということです。3段階というのは、基地を建設しようとする段階、これが事前に環境影響評価をするということで、これは米国が米国内で基地を設けるときにもいわゆる環境影響評価というのを行う仕組みになっております。どこであっても、どのような事業であっても、その事業を展開したときに起きる環境影響について事前に予測して、避けられるべきものは避けるということが環境影響評価であります。基地環境問題を考える場合は、基地を新たにつくる段階で事前に環境影響評価をすることが、きちんと行われているかどうか第1のポイントとしてあります。

第2のポイントは、現在動いている、使用されている基地がもたらす環境問題についてです。その環境問題を低減していく、未然に防止し、発生した場合はそれに対処するという、現在稼働中の基地についての環境問題をコントロールする体系だと思います。今回、本委員会で審議されている条例は、基本的には現在稼働中の基地について、その基地の環境的な側面からの管理、監督のあり方、それが県条例でカバーできるのか、できないのかというのが皆さんが議論されているところだと思います。

3番目の問題は、沖縄にある米軍基地はいずれ全部我々に返してもらおうということが前提だろうと思いますが、返されるときにはその使用履歴によって汚染されている、汚染土壌として返ってくる、その浄化の問題がございます。その跡地利用のことを考えますと、これが現行法体系、日米地位協定のもとでは第4条第1項に載って、基地の跡地浄化の責任は専ら日本政府ということになっておりますので、この枠組みがいいか悪いかは別にして、現行の枠組みのもとでは跡地浄化は日本政府の責任という形になっています。この跡地浄化をいかに適切に行うか、だれが行うのか、どう適切に行うのかということについて、そのあり方を議論する問題がこの第3段階です。

米国の基地、今回この条例で皆さんが議論されておりますのは、米軍の基地ですが、米国内の米軍基地につきましてはこの3つの段階の基地環境問題につ

いて、それぞれ法整備がされております。これは通常の産業活動に際しての環境法の適用とは別になっておりますが、通常的环境法よりはやはり軍事機密等々のことがあると思いますが、その性質の経緯からしましても、やや通常のものよりは環境規制の観点からはまだまだ改善の余地があると私は思います。一応米国国内ではこの3つの段階の問題については、それぞれ法体系が整備されております。国外の米軍基地については、これは米軍の米国内の法体系を直接に適用しておりません。国外の米軍基地についてどうすべきかということは米国は決めておりまして、これと基地を受け入れる国、受け入れ国の法体系、その両者をつき合わせて受け入れ国の最終管理基準というのを決めることになっておりまして、日本につきましては皆さんは御存じと思いますが、JEGS、日本環境基準というのが決められております。そして米軍は在日の米軍基地内においては、この日本環境基準－JEGSと呼ばれる基準にのっとり、環境を管理していくことになっております。ただ、これは非常に難しいところがございまして、基地内では彼らはこれにのっとりやっていることになっておりますが、基地内でこれに違反した場合、米軍の現場の責任者がこのJEGSに違反した場合に訴権、だれかがそのことに基づいて責任を問うことができるかという、これは米国の市民が責任を問うこともできなければ、我々日本国民が米軍基地内にはJEGSがあるのではないかと、そのJEGSに違反しているから我々が訴えることができるかという、基本的にはそれには訴権がない、訴えられないという形で作られていると理解されております。そして、今回この委員会で議論されております沖縄県の条例を米軍基地に及ぼすことができるかどうかに関しては、いろいろ議論がございまして、多数派の意見かどうか難しいところですが、つくることはできる、条例を定めることはできる。つまり、我々の姿勢として沖縄県内にある主要な環境汚染源は米軍基地である、だから条例を制定するということはできる。しかし、訴権があるかということになりますと、基地内につきましては皆さんが御存じのとおり日米地位協定第3条第1項によって、いわゆる三条管理権ですが、基地内の管理権は米軍にあるとなっておりますので、ここから発する理解としては、県条例を定めても、それに違反する事態があっても、それで日本側に裁判に訴える権利があるかという、それは1次裁判権は日本側にはないということで、これが実効性、つまり条例を定めても姿勢を示す、県民が非常に基地環境問題を危惧しているということを示すことができても、実効性はそのことによつては生じないという形で考えられてきたというのが大勢ではないかと思っております。

以上のような背景がある中で、私は沖縄県環境審議会の会長として現在3期目かと思っておりますが、今皆さまが御審議中の県条例案を沖縄県環境審議会に諮問、

前知事の稲嶺県知事から諮問されました。その諮問に対して、沖縄県環境審議会として答えなければいけないということで議論をしてきた経緯がありますので、今申し上げましたような基地環境問題の理解の上に県環境審議会としてはどういう答申をしたのかということをお次に述べさせていただこうと思います。

配付した資料をごらんいただきたいと思います。

1 ページですが、2006年1月31日付のメモですが、2005年度になります。2005年度の平成17年9月9日になりますが、稲嶺県知事から沖縄県環境審議会に従来の公害防止条例を全面改定して、新たに沖縄県環境保全条例を制定したいと。これは案ですが、今皆さんが沖縄県生活環境保全条例ということで議論しているものであります。これについて意見を述べよという諮問を受けました。それで私どもは議論をしましたが、議論をする中で論点整理が必要だと考えて、途中の段階で整理したもの、会長の責務として整理したものが今ごらんいただいているメモです。

1番の主要な確認事項の(1)で、たたき台は事務局の作成になる沖縄県環境保全条例(仮称)の制定に当たっての考え方をベースにするけれども、これをもとに議論を深め、修正すべきものは修正して、加えるべきものは加えるという形で答申案をつくるのだという基本姿勢を示しております。

2番めの主要な論点の(1)をごらんいただきたいのですが、これが我々の議論のベースです。条例は沖縄の地域特性、沖縄の特色に応じたものでなければならぬというのが審議会の共通の理解であるが、考え方の中には県独自の仕組みを導入となっておりますが、県独自の仕組みの提案とはなっていないのではないかと。なぜかといいますと、基地環境問題に関する取り組みをどう条例に盛り込むのかという点、これが第一点。第二点として、沖縄県は島嶼県である。他都道府県とは違う。島嶼性への配慮。島嶼というのは難しい点がございまして、その島嶼性をどう条例の中に盛り込むのかといったことについて議論を深め、この項目を具体的に内容のあるものとしていく必要がある。また、その次に沖縄は車社会であり、それが温室効果ガス急増の最大の要因であるということから、県独自の車対策についての提案が求められる。このような沖縄の地域特性を踏まえたものでなければならぬ。こういう議論をしました。

次のページをごらんください。

2ページの(2)が基地環境問題についてです。基地環境問題については、典型7公害や化学物質管理、有害物質汚染対策に関する国内法規の適用は、日米地位協定の縛りで困難、不可能。私は、このいろんな法学者の議論から制定することは可能。しかし縛ること、罰則、裁判権を盾に罰則で迫るとするのは困難というのがおおよその理解ではないかと思うのですが、そうだとした場合

自治体、県、市町村が住民の生命と財産を守る観点から汚染時等に基地内立入調査を求めたり、米軍自身がPRTRというのは、汚染物質を排出したり、あるいは移動したときに記録するという仕組みで、特定化学物質環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律PRTR法という法律がありますが、汚染物質を排出したり、移動したりした場合、基地では汚染物質、有害物質があるわけですが、その有害物質を基地の外に出したり、基地間で移動したりする場合にそれを記録して、後で情報公開に耐えられる仕組みですが、米軍はこれをやっております。やっているわけですから情報があるわけですので、米軍自身がPRTR法によって把握している情報の提供を要請したり、あるいは米軍当局者に必要に応じて勧告したり、さらには公害防止協定のような形で紳士協定を締結したりすることができるようにするなどして、米軍基地への働きかけの手がかりを最大限用意する必要があるだろうと。ここでの理解を若干補足させていただきますが、先ほど申し上げましたような理解で、国の解釈もそうですが、多くの法学者の解釈から条例を制定することはできるけれども、その条例が実効性を持つことは難しいということから、そうであるとすると、やはり日米地位協定の改定を求めるという歴代の知事がやってこられた姿勢、これを引き続き頑張ってくださいと同時に、当面は日米地位協定がそう容易には変えられないという実態を考えると、基地の中には実効性を持って差し当たって、手を伸ばすことはできない。だとすればフェンスの外になりますが、フェンスの外から向こうはよき隣人なわけですから、よき隣人によき隣人であってほしいと、向こうは紳士だというわけですから、じゃあ紳士協定を結びましょうと。呼びかけることはフェンスの外側から可能ではないかと。この沖縄県環境審議会では、日米地位協定というのは現実の壁としてあり、条例を制定してもそれを実効性を持たせることは難しいということが当面の現実であるとするならば、じゃあ県民に対して最大限頑張れば何ができるのかという示す必要があると。それはフェンスの外側からフェンスの内側に向かって、よき隣人になってくださいという協定を結びましょう、紳士協定を結びましょうという呼びかけはできるはずだと考えたわけです。ですからこの後申し上げます県環境審議会としての答申は、米軍を縛ろうというものではありません。米軍を縛ろうという条例は実効性がない。そうではなくて、県や地元の市町村は紳士協定も申し入れることができる。相手がどう反応するかは紳士だったら反応すると、紳士でなければ反応しないということですが、そういう現実認識に基づいております。それでアンダーラインをしておきましたが、条例化に当たっていろいろな法技術的な問題があることは確かでしょうし、政治上の配慮が必要なことも確かでしょうけれども、それは県当局や県議会に判断を預けるということに

して、私ども沖縄県環境審議会としては今までの県条例は、沖縄本島内2割の基地に関しては手を伸ばしてないわけですが、それは仕方がないという形で答申を出すのは沖縄県環境審議会としてはやはりできないだろうと。県環境基本計画が基地問題を扱っているわけですから、それを実行あらしめるためにこの条例を制定しようというわけですから、その条例で何も基地環境問題を取り扱わないというのは、沖縄県環境審議会としてはそういう答申は出さないということから、ぎりぎりフェンスの外側から呼びかけるというスタンスをとることにしたわけです。それが今のペーパーでありまして、それに基づいて出したものが4ページです。

こういうことから会長として試案を提示したのが4ページからです。具体的には五、六ページですが、4項目の提案を会長試案として出しました。1番目は、県及び市町村は騒音防止等に関して、米軍基地の責任者に対して協定を結ぼうと申し入れることができる。紳士協定として。現に嘉手納基地と普天間基地に関しては協定があります。協定があるにもかかわらず、深夜未明、早朝の離陸が繰り返されるという、この協定には実効性がないことは事実ですが、協定は現にあるわけですから、協定を結ぼう、もっと意味のある協定を結ぼうという形で自治体の長が申し入れることができるというのは、何ら米軍に対する縛りではないと考えます。

2番目は、いずれ返されると、先ほど申し上げましたようにこの条例は基本的には第2段階に対応するものだと思いますが、第3段階に対する準備として、いずれ返してもらうのだから、使用中の土地利用の履歴情報、どのように汚したかという情報をきちんと記録してくださいと。それはいずれ返してもらうときに情報を開示してくださいと。この準備をしないと、返ってきたときにどういう利用をしたのか全くわかりません。これは国民の税金が幾らあっても浄化、時間とお金がかかります。ですからそれを協定の中に折り込む。

3番目は、何か汚染があった場合に地元自治体の長が米軍の責任者に立入調査をさせろという形で申し入れることができる。申し入れるわけですから、米軍を縛っているわけではありません。これは1973年に既に日米合同委員会で合意されたことでもありますので。既に両国で合意されている事項を条例に書く、そして地元自治体の長にこの合意を最大限活用しましょうと。活用して、我々の隣人がよき隣人がどうか、常に目があるということを彼らに認識してもらおうということに意味があるのではないかということです。

6ページにいけますが、最後の第4は、今申し上げました1、2、3というのはフェンスの外側からよき隣人に呼びかけるわけですが、よき隣人がそのことをプレッシャーとして認識するのは、県民がよくこの問題を知っているとい

う条件があります。県民世論を背景に呼びかける必要がある。その意味で4は、県は米軍基地がもたらす環境問題について、その実態を把握し、毎年白書にまとめて県議会に報告するとともに、県の広報手段を通じて広く県民に伝えるものとする。白書では、基地環境問題の現状のみならず、課題や県の取り組み方針についても明らかにするものとするという形で、県が白書をつくることで県民世論を喚起して、県民とともによき隣人に呼びかけていくということがスタンスではないかと考えたわけです。

7ページはこの会長試案に対しての県の担当部局環境保全課の御意見でございます。全部は掲載しておりませんが、基地環境問題のところだけが8ページに掲載しております。これにつきましては、アンダーラインを引いておきましたが、米軍に対しては、国内法が適用されないと解釈されていることから、法の能力及び限界並びに法制上の観点から、今回の環境保全条例に米軍に対する強制力及び実効性のある規定や総論的かつ一般的な努力義務を課す規定を置くのみならず、理念的かつ漸減的な規定さえも置くことはできないと考えられるというのは県環境保全課の考えということで出されました。次に、以上のことから当課としては、上記1から3、これは会長試案という形で出した1から3ですが、1から3までの項目を条例に盛り込むとする答申案のほかに、米軍に関する措置については1から3までの米軍に対し、これまでどおり要請及び要求するよう知事に求めることとして、条例案として別建てとする答申案とすることはできないかと考えているという環境保全課の御意見をいただきました。

まず、最初のアンダーラインのパラグラフですが、私どもが審議会で議論したのは米軍に対する強制力を持つものではございません。2行目のところに米軍に対する強制力とありますが、米軍に対しては全く強制力はありません。紳士協定を結ぼうと言っている。紳士であってほしいと言っている、呼びかけているだけです。米軍に対する強制力はありません。再三繰り返しますが、現行の日米地位協定のもとではフェンスの外側から呼びかけるしかないということで提案させていただきましたのは、強制力はないと考えております。

次のパラグラフのところですが、再三、知事を先頭に沖縄県が県議会の皆さんも含めて県民の声を背景にしながら、日米地位協定の改定等を呼びかけてきたのは事実ですが、これは現実問題としてはらちが明かないわけですね。去る10月4日に仲井眞知事自身が、防衛、外交は国の専管と言っているけれども、日米地位協定の運用の改善というばかりで、何も改善がないじゃないかということで知事は大変怒っている。私も全く同感なんですね。つまり、国は防衛、外交は国の専管とあって、自分たちでひとり占めにして、しかも全く我々の声に耳を貸さない。それではらちが明かないと考えますので、この時点ではどう

いう対応をしたかと申しますと、やはり案としては何も沖縄県環境審議会が出さないというわけにはいかないのです、この県の環境保全課ではなく、県自身と県議会の判断を仰ぎたいということで、答申は9ページ以降のような形で出しました。

10ページをごらんいただきますと、4のところに基地環境問題について書いております。基地環境問題に係る措置ですが、1番に制度の必要性と背景ということでアンダーラインを引いておきましたが、環境保全条例の制定の目的の1つに県環境基本計画の実効性確保があるが、現行の公害防止条例では施策が措置されていない本県独自の環境問題に、基地環境問題がある。基地環境問題は、環境基本計画において重要環境問題として取り上げられ、現況と課題並びに防止のための施策が提示されている。したがって、環境保全条例においては、県民の命と健康並びに健全な県土を守るため、この件に係る措置を折り込み、環境基本計画を実効性あるものとしていく必要がある。現行公害防止条例において措置されていないものには、この件には日米両国政府の安全保障問題がかかわり、県条例がどこまで実効性ある施策を提起し得るかに疑問があるからと思われる。しかし、県条例に織り込まないのは何ら問題の解決に寄与しない。現行の関連諸規定から当然のこととして打ち出せるものは、例えそれが理念的なものにすぎないとみなされようとも問題提起の意味はあり、県民の利益に合致するといえるということで、次の11ページのところに(2)のア、イ、ウ、エ、それから(3)は先ほど御説明させていただきましたものをそのまま入れております。

最後に13ページですが、これはその前の任期のときの沖縄県環境審議会から県知事あてに4提言をさせていただいたのですが、皆さんも御存じのとおり1973年に日米両国政府は、もし基地内で重大な汚染事態があった場合に、地元の自治体、県並びに市町村ですが、現地司令官に直接立入調査をさせろという申し入れができるということが1973年に合意されていたわけですが、これが30年間我々に知らされず、2003年にこれが公表された。この間もし公表されていれば、県も地元市町村も事あるたびごとに申し入れをしていたはずなんです。そうすれば、向こうもお行儀がよくなっていたはず。記録をとり、こちらも記録をとって、返ってきた基地については、あの年にこういうことがあったよねと、あそこの汚染は大丈夫かなという形で浄化の際には、我々国民の税金が極めて有効に使用されたはず。そういう意味では、この1973年の合意が2003年まで我々に知らされなかったというのは重大な失われた30年であると考えられる。ですから、これ以上失われた年月を重ねないために、こういう形で合意があるわけですから、それを条例に織り込んで実施してどうかと

いうことで、先ほどの4つの提案につながっております。

以上のような提案をさせていただきまして、この基地環境問題につきまして是非常に制約が強いことが事実ですが、最大限さまざまな角度から議論をして、我々の問題解決の手がかりをつくっていく必要があるのではないか。そういう意味では、県議会のこの委員会の皆さんが審議を重ねていることに大変敬意を表したいと思います。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 説明をいただきましたが、最初に生活環境保全条例の制定の答申の中身のほうでお尋ねしたいと思います。説明を受けましたが、答申の中で新たに規定する事項の中に4基地環境問題に関する措置ということで入れられたということですが、桜井先生の資料の10ページですが、現行条例で規定されていないけれども、環境基本計画を実効性あるものとしてということに触れているのですが、その後の部分で日米地位協定は、沖縄県がずっと改定を求めているものですが、この日米地位協定との関連でもその後にこの答申は述べているところがあるのですが、なおという後ですが、この辺についても御説明をいただきたいと思います。日米地位協定の第3条第3項の合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないと。この日米地位協定との関連で今度の基地に対する条例制定がどのようなことになるのか、関連でお尋ねします。

○桜井国俊参考人 ただ今、御質疑いただきました私の資料の手書きのページでは10ページですが、一番最後のパラグラフのなお以下のところですが、日米地位協定第3条第3項の合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないと。これは極めて精神的な規定で拘束力が実際にはない、抽象的な規定だという理解されていると思います。ただ我々としては、これはやってほしいということで、これに依拠して議論しているわけですが、皆さんが御存じのとおり日米地位協定第3条第1項というのがありまして、この米軍に提供された基地の管理、運営権は米

軍にあると。三条管理権と呼ばれているもので皆さんは御存じかと思いますが、つまり基地内の管理権は米軍側にある。ですから、我々が口出しはできないという理解がされているわけです。しかしながら、その中で第3条第3項で合衆国軍隊は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないと規定しているわけですので、我々はそれを紳士協定として、皆さんはそういつているわけだから、その塙の中にいる皆さんはそれをぜひ準じてくださいということをお我々は塙の外から紳士協定の締結を呼びかけると。この議論は現行日米地位協定の壁は容易には打ち崩せない。歴代の県知事を先頭に沖縄県を挙げて日米地位協定の改定に取り組んでおりますが、全くこの国が取り合わないという状況では当面この日米地位協定の改定は視野には入っていないという現実的な理解のもとに、そうだとしても何もやらないということは、県民に対して説明ができない。できる範囲のことは最大限やろうということで、米軍に対して何か義務を課すのではなく、道義的な義務が第3条第3項であるわけですが、これは道義的な義務にとどまっている。それは裁判権がないということで、我々は強制できないということもあるわけですので、そういうことからするとこの道義的な義務に基づいて我々は塙の外から紳士協定を呼びかける。しかし、それは特に県民世論を喚起することと連動すれば、大きな米軍に対してプレッシャーになる、よき隣人として行動するよう求める、力になると。それは現状よりは大きな前進だと考えて、しかもこれは沖縄県環境審議会の考えとしては、米軍に強制をするものではないので、現行法体系の中で何ら問題はないと考えたわけです。何ら問題がないことをまずやろうじゃないか、やれないだろうか。ただ、いろいろな法技術上の問題やら、政策上の配慮等があるでしょうから、そこは県の当局と県議会の皆さんに御判断をいただきたいということです。

○西銘純恵委員　といいますと、日米地位協定の改定については容易ではないけれども、必要性和背景というところに書いているように県民の命と健康並びに健全な県土を守るためには、この環境基本計画を実効性あるものにするためには、日米地位協定の改定を待つまでもなく、この条例を制定することによって法的根拠を持たせて、そして第3条に書かれている米軍に公共の安全に妥当な考慮を払ってもらうという実効性あるものにするということで理解してよろしいですか。

○桜井国俊参考人　ここに沖縄県環境基本計画を持参しましたが、皆さんもごらんになっているかと思いますが、その132ページに基地公害の防止のための施策というのをうたっております。この施策はいろんな政策手段を講じて実現

を目指していくべきものだと思いますが、その大きな柱の一つとして条例があるのではないかと考えますので。条例は現行の日米地位協定のもとでは基地外にある一般の公害発生源に対してかけるような規制はかけられないというのが現実ではないかと。そういう現実を踏まえて、最大限できることの一つとして、こういう提案をさせていただいたということです。

○西銘純恵委員 次に、制度の内容について、ア、イ、ウということで触れておりますが、1点目の航空機騒音の問題にかかる協定締結ということでお尋ねしますが。実際は先ほども報告がありました。1996年に日米合同委員会で航空機騒音の規制措置が合意されているけれども、それがまだ実効性あるものとされていないと。それで合意された事項の履行を求める意味でもということで、今回の条例制定が必要だと記載されているのですが、この件についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。

○桜井国俊参考人 この航空機騒音につきましては、公害防止協定、騒音防止協定のみならず、あと一つの問題としてJEGS自身、つまり米国がみずから米軍基地に適用する形で制定している日本環境基準JEGSの中に騒音の項目がないということ。つまり、米軍がみずからのルールとして定めているJEGSには騒音の章がありません。騒音の章はありますが、中身はありません、全く記述がない。これはなぜかということ、日本国の自衛隊に対して騒音の規制がなされていない。つまり、受け入れ国の日本で規制がされていないものを米軍はやらないということが1点。それから米国国内においても、私は勉強不足ですが、騒音対策というのを基地の周りの土地利用、つまりこの周辺は例えば住居等の目的に使用しないという網掛けをすることにより、騒音問題を解決するという別の解決手段を講じていると私は考えているのですが、まだそのきちんとした確認が十分できていませんが、いずれにしても米国国内においても基地騒音に関してはルールを定めていないんです。これはそういうことで問題が生じていないという考えを米国はしていると思われませんが、そして日本については、日本国内には騒音の環境基準はあるけれども、これは罰則を伴っていない。環境基準に違反したからといって、それで罰則はかかるわけではない。受け入れ国の軍隊である自衛隊の騒音に関しての規制のルールがない。だとすれば、在日米軍について騒音の規定を設ける必要はないというさまざまな角度からの理解だと法律の専門家はおっしゃっておりますが、JEGSには騒音に関する規定がありません。彼らはみずから発する騒音に関するルールがないわけですから。そういう中で嘉手納飛行場及び普天間飛行場での航空機騒音規制措置

が合意されたということは大きな前進なわけですが、しかし現行ではこれに抜け穴があって、彼らの運用上で必要性があるとき、つまり乗員の安全のため、日照があるうちにハワイに着くなど運用上の必要性が優先されるということがまかり通っているわけです。そういう状況ですので、この状況が人権上の問題であるということは、県議会の皆さん初め県知事も繰り返し声をあげておりますし、地元の三者連絡協議会の皆さんも声を上げているわけですが、それに加えて協定の締結の申し入れを各自治体が殺到して行うということが、プレッシャーの一つとして加わることが意味あると考えたということです。

○西銘純恵委員 今、J E G Sに騒音の項目がないと答弁されたのですが、宜野湾市の伊波市長によると、米国ではクリアゾーンと言いまして、普天間飛行場のように公共施設、学校、保育所、住宅地がある地域は、基地の中にはないという状況があるらしいんです。そこで住宅地で騒音が起こることが想定されていない。外国の基地でそのようことを想定しないということも騒音項目がないということにつながるのかと思うのですが、この件に関してはいかがですか。

○桜井国俊参考人 西銘委員がおっしゃったとおりです。先ほど土地利用と申しましたが、基地周辺の土地利用に網掛けをして、基地と地域社会が住み分けるような形で土地利用をやっている。そのことが米国内において、深刻な基地騒音問題を発生させていないという大きな背景になっていると私も理解しております。

○西銘純恵委員 あとイ、ウの制度の内容を御説明いただけますか。

○桜井国俊参考人 まずイですが、J E G S法の話をしていただきましたが、J E G Sが制定されたのは最初が1995年です。1995年に国防総省日本環境管理基準J E G Sと呼ばれるものが制定されまして、正確に言いますと1995年1月31日ですが。この中に有毒物質、有害廃棄物の問題がありますので、これ以降は明らかに管理され、基地内において記録が取られていることになるわけです。それ以前のことに関しては、記録という意味では縛るルールがないものですから、昔になればなるほどわからないということになりますが、少なくとも1995年以降はJ E G Sにのっとって、米軍は基地内の汚染の把握を行っていたはずなんですね。ですから1995年以降の汚染履歴については、米軍は把握しているはずなので、先ほど申し上げましたようにP R T R法という法律があります。これは汚染物質を放出したり、あるいはそれを移動させたりしたときに記録、

レジスターしなければならない法律ですので、このP R T R法は米軍基地中にも適用されておりまして、私は海兵隊の環境部のオフィスを見せてもらう機会があったのですが、そこではパソコンで、いわゆるG I S地理情報システムを使って、どこにどういう物質が貯蔵されているかという記録を地図上で、いわゆるG I S上で情報管理しているわけです。こういう情報を我々に提供してもらうことによって、日米地位協定で皆さん御存じの第4条第1項によって米軍は基地を返還した後、浄化責任を問われていないわけですが、私はこれはいかなものかと。やはりかなり古い時代、今とは汚染物質についての考えが違う時代の日米地位協定ですので、日米地位協定は1960年ですから、全く古色蒼然たるものですので、改めて今の時点から改定すれば、当然に汚染者の浄化責任を問うべきだと思いますが、現行の日米地位協定のもとではそうっていない。日本国民の税金で浄化することになっているわけですので、だとすれば最大限の情報提供を求めなければ時間と経費のロスであるということがイでございませう。ちなみに私はかつてフィリピンのスービックの海軍基地跡の跡地浄化の調査を国際コンサルタントの総括として、フィリピン政府からの委嘱を受けてやったことがあります。その際にアメリカのコンサルタントを下請として雇いまして、スービック海軍基地内の汚染状況を調査したことがありますが、結論はわかりません。米軍の情報提供を求めない限り、何もわからないということがわかりました。あれを沖縄では繰り返してはならないというのを私の得た教訓の一つです。

次にウですが、汚染実態把握のための基地立入調査は先ほども申し上げたように、1973年合意があるわけですので、重大な汚染、例えば去年は嘉手納基地で重油が流れましたが、ああいうのは特に当然に県も、地元の自治体も何をやったんだと。県民、あるいは町民の健康を守る観点から我々は立ち入りを求める、当然求めているわけで、それをイエスと言うか、ノーと言うかは日米両国の合意では現地司令官の意向にかかっているわけですが、とにかく申し入れをするということは彼らに我々が好き勝手な利用は認めていないという、我々の意思表示になるわけですので、これをやるということで、これを両方で記録するということが将来基地返還の際に跡地浄化を進める上で欠かせない。ですから、問題があるたびに立入調査を申し入れて、両者がそれを記録に取っているということが重要だということで、既に1973年から数えますと35年間でございます。35年間、日米両国の合意を我々はきちんと使っているのかということが、我々の後の世代、子や孫から説明を求められたときに説明できる状況が必要ではないかと考えて、この条項を提案させていただいたということです。

○西銘純恵委員 汚染などの立入調査等についても実行あるものにするために条例を制定する必要があるということですが、あと二、三点お尋ねします。この条例に米軍基地問題をきちんと条例の中に制定するという事は、基地に賛成する人でも、基地を認めるといいますか、そういう人でもこの提案については賛成できると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○桜井国俊参考人 私は米軍が常々言っているように、よき隣人であるためにはやはり地域社会のルールを守ると。それは日米地位協定第16条の受け入れ国である日本の法令を遵守するといっているわけで、これは極めて精神論の抽象的な規定かもしれませんが、これはやはり大原則だと思いますので。ただ現行日米地位協定のもとでは、先ほど来再三繰り返し述べておりますように、第3条第1項の三条管理権で基地内の管理権については米軍にあると。したがって、例えば条例を制定することは大いに可能ですし、それが県民の意を背景にした県議会の意思として表明されることは大変私にはありがたいと思うのですが、それがつまり違反した場合に裁判権があるかどうかということ、裁判権の問題がございまして実効性の点については現行の日米地位協定のもとではなかなか難しいと思いますが、私は県民の姿勢をこういう形で示すというのは意義あることだと考えております。

○西銘純恵委員 知事は日米地位協定を改定すると、これはこの間の沖縄県知事の立場ですが、この条例制定そのものが改定を後押しするものだと思うのですが、いかがでしょうか。

○桜井国俊参考人 私は、日米地位協定は1960年に制定されておりますので、既に48年、ほぼ半世紀経っているわけですね。かなり化石化したものを改定する、それを怠ってきた日本政府の責任は非常に大きいと思いますが、常に事あるたびに運用の改善で解決するということで、実際には運用の改善でどのような解決をしたのか我々には全く見えてこない。ですから仲井眞県知事が10月4日に防衛、外交は国の専管というのは納得いかないと怒りを表明されたのは、私も同感なわけですが、同感だけでなく知事も県議会議員の皆さんも、我々も今生きている大人たちも将来の沖縄の子供たちに対しては、運用の改善といってきた政府が具体的に運用の改善をどういう形でしたのかということを示さない限り、私は県知事も県議会も我々大人も説明責任が果たせないと思うんです。今、説明責任が果たせない状況ではないかと考えます。ですから、そういうときにはやはりこれではらちが明かないということで、別に日米地位協定違反で

あるとは思いませんので、こういう形で県民の意思を条例制定して、基地内にも及ぶ形で制定して、県民の意思を表明することは、むしろ運用の改善という言葉でその場しのぎをしてきた政府に対して、我々は我慢ならないという意思表示になり、改めてこの問題に真剣な取り組みを政府に促すことにつながるのではないかと考えます。

○西銘純恵委員 この条例制定が、県や県議会がこれまで言ってきたことを一つ大きく実践するものだという指摘だと思いますが、最後に憲法第94条でも条例制定権はしっかりと明記されております。ですから県民の安全を守る立場からも主権を持っている沖縄県民が少なくとも条例を制定することに関して、今大事な時だと私は思うのですが、これに対して最後に一言お願いします。

○桜井国俊参考人 おっしゃるとおりだと思います。先ほど私の資料の1ページの主要な論点の(1)で条例は沖縄の地域特性に応じたものではない。米軍基地の75%が国土面積の0.6%に占めるにすぎない沖縄県に集中している中で、沖縄が声を上げなければこの問題はだれも声を上げない。そういう意味では沖縄の問題について、一義的な発言権があるのは我々沖縄県民ではないかと思うわけです。そういう意味で国に対しても迫っていく権利と責務があると考えております。そういう意味で私は西銘委員がおっしゃることに同感であります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 時間が限られておりますので3点ほど聞かせてください。1点目ですが、沖縄県環境審議会の答申に対する県の考え方は、これに対しては実効性、強制力がないということをもって、やはり難しいという判断をされているのが現状だと思うのですが、その考え方の中には今までどおり日米地位協定を改定していくことを求めることに関しては、何も条例がなくてもできるのではないかと。つまり申し入れることは条例がなくても可能なので、その条例に入れる必要はないのではないかという考えが認識の中にあるように見受けられますが、その条例があって申し入れることと、条例がなくて今までどおりあくまで外側から求めていくこと、このことの違いを桜井先生はどのように考えているのでしょうか。

○桜井国俊参考人 今の仲村委員の御質疑は私の資料の8ページのところだと思いますが、条例を制定することによって、つまり立ち入りを申し入れるとか、あるいは公害防止協定、騒音防止協定の締結を申し入れるということを条例に明記することと、明記しなくても申し入れができるとの差異は何かということですが、私はやはり県民、市民の命と暮らし、健康、土地を守るという基礎自治体の責務を明確に自覚して、権利であると同時に責務ですが、それを履行するという意識を明確に各自治体に持っていただく上では、やはり条例に明記するというのは大きな効果があると考えています。条例がなくても申し入れができるのはそのとおりでございます。しかし、この条例に書くということは、申し入れることができるという形でありますが、これがあってやらないというのは、行政の不作为にもなりますので、やはり行政にきちんと対応することを限りなく求めていく、行政を励ましながらいく、そういう機能を発揮すると思いますので、書くのと書かないのでは明確に差がある。行政には半分これを使用して、米軍に申し入れることが権利ではなく、限りなく責務に近づいていくのではないかと考えております。

○仲村未央委員 行政に対する責務を課すということに関しての差異をおっしゃっていただいたと思います。

それから2点目に先ほど来、例えば1973年合意であるとか、1996年の騒音防止協定であるとか、日米間で既に合意がされたことすら実行性やそれを担保できるような仕組みがないというのは、これは日常生活で我々が基地と隣接する中で感じることで、例えば桜井先生がおっしゃるJEGSの中にも米国自身が持っている日本の環境基準、その目的については基地並びに施設が人体の健康と自然環境を守ることを確実にすることであるというのがJEGSの冒頭に出てきますね。それからその基準の中での米軍自体が感じている責任という項目の中には地方自治体に対して実行の権限が具体的に移譲されたものも含め、日本の環境基準を継続的に監視し、国防総省の施設並びに活動への適用可能性を決定するというので、非常に日本の国内法や管理基準を注視している、注目しているということが何度もこのJEGSの中には折に触れて出てきますね。そういう状況を見るときに、日米地位協定がつくられた1960年代当時と今日の国際情勢の中での環境に対する認識が、環境基準に反映されていると私には見えるのですが、国際的な状況の中で米軍が置かれた環境というのは、どういう事態になっているのか。特に環境の側面からは、米軍はもはや国際法やサポート国の法律を無視しては運営できないという情勢があるのかどうか、その辺についての国際的な状況をお尋ねしたいと思います。

○桜井国俊参考人 日米地位協定が1960年に制定され、J E G Sは1995年1月に制定されてから2年ごとに見直しをするという形で。この環境に関する考え方は近年急速に高まっていて、軍事活動であっても特に平時の軍事活動、平時の軍については、環境を守ることが世界的にも合意されてきている状況がありますので、そういう意味で日米地位協定の制定時と米軍が特に彼らが日本国最終基準という形でやっているJ E G S等々で織り込んでいるものの中には、ギャップがあるように思いますが、ただ実態としてはJ E G Sは、冒頭に私が申し上げましたようにJ E G S違反が訴権を生じさせない。つまり実際にその現場にいる兵士が、だからといってJ E G S違反という形で訴えられない、訴えを受けないような形のものになっておりますので、通常環境の法規制とは決定的に違うところが軍事活動にはあるということは見えていかなければならないと思います。そのところがあるのと、あと一つは最終基準は国ごとに決めているわけですが、例えばJ E G Sを強化するということは、他に波及するわけですが、隣の韓国に波及します。日米地位協定等々もお互いに波及するわけですが、他国にも波及します。例えば、そういう事例として私が感じているのは、韓国では在韓米軍の再編がどんどん進んでおりまして、これは在日米軍の再編と同様な形で古い基地がどんどんスクラップされて、新しい近代的な基地がつくられる。その過程で古い基地、いわば汚染まみれの基地がそのまま返ってくるわけですが、その中で地位協定の本体の改定ではなく、その補足協定のAといったかと思いますが、米軍が基地を返すときにはきれいにするという事になったんです。2003年ぐらいの改正だと思っておりますが、私はその改正があったときに、これは非常にすばらしいと。日本も日米地位協定の本体の改正でなくても補足協定でもいいから、米軍が返すときにはきれいに返すという条項を織り込めないかと思ったのですが、その後実際の運用を見ると、ほとんど機能してないんです。これは米国においても米国内の基地で浄化の際にどういう形でやるかという、彼らはK I S Eと言っておりますが、Kはknown、知られている、Iはimminent、非常に緊迫した、Sはsubstantial、かなり甚大な、Eはendanger、人体とか生物に対する危害があるということ。それが知られていて、緊迫している、かなりのものでその危害が予測される、そうでなければ、浄化しないというルールを米国内でやっております、ダブルスタンダードではないのですが、決して韓国でやった地位協定の補足協定の制定が浄化に大きなプラスになったということがありまして、私はまだ基地環境問題に関しては通常環境問題に比べると非常に難しいところがあると思います。ただ、そういうところで国際的に連動しております、日本のJ E G Sを

変えることは韓国の J E G S に相当するものに連動するだろうとか、そういうものを見ながら米軍に大きな責任が生じないようにやっている。そういう意味で国際的な視野が、我々米軍の基地環境問題をコントロールする立場からも必要ではないかと思っております。

○仲村未央委員 最後にお尋ねしますが、海外の事例で自治体と駐留軍の間で協定を直接的に結んでいる事例があるのでしょうか。例えば県内でも協定を基地使用協定とかを締結する動きを模索している自治体は実際にあるのですが、そういった事例は海外にあるんですか。

○桜井国俊参考人 嘉手納町と嘉手納基地との間で使用協定というものを結ぼうという動きをしていることは伺っておりますが、不勉強で海外にそういう事例があるか私は知りません。申し訳ございません。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 幾つか資料があるのですが、資料の確認だけさせていただきたいのですが、1ページの2006年1月31日に提出されている1から4ページですが、これは会長試案ということですが、これは沖縄県環境審議会で議論された内容のものだということですか。

○桜井国俊参考人 1から3ページは、1ページの前書きのところに書いてありますように稲嶺県知事から公害防止条例の全面改定をしたいと。ついては改定の方角についてたたき台の案をつくったので、それについて意見を述べてほしいということで諮問がありました。その諮問を踏まえて4回ほど議論を行って、ある程度論点が出てきたところで論点を整理したものが1から3ページあります。これは沖縄県環境審議会の議論が、その時点ではあと3回ほどの議論で結論を集約させなければならないという事情があったものですから、論点整理をしないと議論が前に進みませんねと、今までの議論はこういうことですよという形で整理したもので、これは県の環境審議会に2006年1月31日に出したものです。そして、今の御指摘の4から6ページは、先ほどの1から3ページで整理した論点を前に進めるために会長の試案という形で皆さんに御審議いただいたものです。ですから5ページのところにありますように2006年3月14日の2005年度第7回の沖縄県環境審議会で審議したものです。

○佐喜真淳委員　そこを受けながら7ページ以降ですが、これは沖縄県環境審議会資料ということで、第1回沖縄県環境審議会資料3になっているのですが、それを受けて最終的に9ページ以降になります。沖縄県環境審議会の答申として反映されているという理解でよろしいですか。

○桜井国俊参考人　おっしゃるとおり7ページは年度が変わって、平成18年度になります。平成18年度第1回の沖縄県環境審議会では、県文化環境部環境保全課のほうから会長試案が出ているが、この会長試案については環境保全課はどのように考えるかということで、その基地環境問題に係るところだけピックアップしたのが8ページです。こういう形で環境保全課から御意見をいただきましたが、沖縄県環境審議会としてはやはり基地環境問題の重要性をかんがみると、沖縄県環境審議会として何も基地環境問題について意見を述べないと、すべて条例とは別のルートで米軍に働きかけるとのことだけでは、やはり沖縄県環境審議会としては県民に対する説明責任が果たせないと考えて、9ページ以降の答申。これはすべてではありませんで、基地環境問題のところだけを抜き出しましたが、これは基本的には環境保全課の御意見もありましたが、我々としては県当局と県議会に判断いただきたい。沖縄県環境審議会としては、これは何も述べないわけにはいかないという形で出した答申が9から12ページということです。時間経過に沿って資料を整理しております。

○佐喜真淳委員　確認並びにまとめていきたいのですが、冒頭で会長試案、日付が違ったそうなのですが、沖縄県環境審議会の議事録、審議内容はこの中ではどれを見ればいいですか。今言った環境保全課の意見なのか、それとも沖縄県環境審議会としてまとめたものとして、あるいは4回環境審議会を開いたのかどうか、日付までここでは確認できないのですが。

○桜井国俊参考人　佐喜真委員の質疑にお答えしますが、この沖縄県環境審議会は毎回克明な議事録が取られております。これは県の環境保全課のほうにお問い合わせいただければ、私の研究室に議事録を残しておりますが、膨大なもので1回の会議で20ページ以上に及ぶ膨大な議事録になります。一人一人の委員の発言が克明に記録されたものでありまして、そういう審議を経て最終的に答申したものは9ページから12ページであります。全文ではありませんで、基地環境問題のところだけ抜き出してあります。

○佐喜真淳委員 9ページは平成18年6月の答申ということで、結果としてそれが沖縄県環境審議会の結論ということでよろしいですね。

○桜井国俊参考人 はい、そのとおりでございます。9ページは全文ではありませんが、基地環境問題のところだけ抜き出しましたが、これが最終的な沖縄県環境審議会としての稲嶺県知事への答申でございます。

○佐喜真淳委員 あと1点だけですが、当然にこれは米軍の一特に土壌汚染とか騒音などの問題も我々はチェックしないといけない部分からすると、条例の中で先ほど来ずっと言っている実効性の問題があったと思いますが、その実効性の問題に関して条例として制定する場合に、沖縄県環境審議会の中で実効性に伴わないもののこの条例がどういう結論として出されたのか。いろいろな資料を見る限りでは、いろいろとルールや説明文があるのですが、答申の中でどういう形で条例の制定に関しては議論されたのか、もし説明できるのであればお願いしたいと思います。

○桜井国俊参考人 議論の中で我々は基地の中については、日米地位協定第3条第1条のいわゆる三条管理権で米軍基地内の管理は専ら米軍に管理権がある。そのいい、悪いは別に現状はそうであると。だとすれば、条例を制定しても、条例が実効性を持ち得ない、つまり裁判権がないわけですから、一次裁判権は米国側にあるわけですから。そういう意味で県条例に違反事例があった場合に、それに対して裁判を起すことができないという現在の状況からすると、実効性ある形で、例えば米軍基地内の公害発生源に対して、基地外と同様に基地内についても公害発生源として条例を適用して規制をかけるということは実効性を持ち得ないと。我々は実効性のないものを提案するよりも、少なくともこれはできるのではないかという形でフェンスの外側からよき隣人に呼びかけるということは繰り返しやっていくということは意味あると考えて、現行の日米地位協定を前提にしながら議論をしたわけです。これが沖縄県環境審議会のスタンスです。個人的には条例を制定し得ると思いますが、やはりそれが基地内に実効性を持つためには日米地位協定の改定がどうしても必要だと。それが当面望み得ない状況では、沖縄県環境審議会としてはフェンスの外側から呼びかけるということは、地元自治体は何らやっていけないわけではないわけですし、むしろそれを条例に盛り込むことによって盛んにその規定を活用して働きかけが起きると。これが全体としての基地環境問題の低減につながるはずだと。そういう確信に基づいて提案させていただきました。

○佐喜真淳委員 最後ですが、当然に条例となるとどうしても拘束する場合も出てくるだろうし、やはり実効性を伴わない場合にその条例そのものの意義が問われると思うのですが、そういうところも沖縄県環境審議会でいろいろと議論されたと思いますし、平成16年2月10日の稲嶺県知事にあてた一番大切なのが日米地位協定の見直しが不可欠だということが、条例の中では一番重要な点だと私は思っているわけです。実効性が伴う、伴わないという議論の中では賛否両論があると思いますが、客観的に見て、やはり実効性が伴わない限りにおいてはやはり厳しいだろうと。中では日米地位協定の見直しというのが、仲井眞県知事もおっしゃるように訪米しながら、日米地位協定は見直さなければいけないということで非常に努力している観点からすると、やはり条例にしてもいろんな角度から議論されたと思いますが、結論から言ってもう一度確認しますが、基地問題だけではなく、県下の市町村の河川や環境の保全などの条例でするので、そい全体的な保全条例からして、基地も大切なんですけどどうしても実効性のない、あるいは実効性の薄い条例制定に当たって全体的に県土の沖縄県環境保全から環境審議会の御意見を賜って終わりたいと思います。

○桜井国俊参考人 実効性がないのではないかと8ページのところで、県環境保全課から御意見をいただきましたが、米軍に対する強制力ということではないということをお先ほど申し上げたとおりでありまして、これは沖縄県環境審議会としては実効性が必要である、実効性があるものとしては地元自治体が申し入れるということは、これはやれるわけですから実効性があるわけです。しかも効果はあると思います。私ども沖縄県環境審議会としては、現実には実効性があり、米軍に対して地元自治体がやれること、それは最終的には直接、間接に米軍がもたらす基地環境問題を減らしていくことにつながるだろうと考えておりますので、私は沖縄県環境審議会の会長として私どもが提案したのは、実効性のある提案と考えております。実効性がない提案と考えておりません。日米地位協定がある中で知事を先頭に、ぜひ日米地位協定の改定は必要ですので今後とも取り組みを強化していく必要がありますが、しかし同時に現行日米地位協定のもとでもできること、実効性のあることとして地元自治体にぜひこういうことをやっていただきたいということから提案させていただいたのが沖縄県環境審議会での4項目ですので、ぜひその御理解を賜りたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 答申を見ているのですが、理念的なものにすぎないと見なされようとも問題提起の意味はあるという結論を沖縄県環境審議会の皆さんは出されているわけですね、この条例の制定については。それを受けて、県の環境保全課は考え方を出しているわけですね。8ページ中段に、一般的な努力義務を課す規定を置くのみならず、理念的かつ宣言的な規定さえ置くことはできないものと考えられる。180度違うのですが、これに対しての桜井先生の見解はいかがですか。

○桜井国俊参考人 今の翁長委員の御質疑は、こう理解いただきたいのですが、順序は7ページは平成18年4月21日でその時点では我々の議論に対して環境保全課は我々が議論していることは理念的でかつ宣言的であると。そういうものは置くことはできないわけですが、また米軍に対する強制力は実効性ある規定云々なのですが、繰り返しますが米軍に対して物を言っているわけではありません。米軍に対しては現行の日米地位協定で基地の中の管理権は米軍にあるというのがありますから、そのいい悪いは別として、現状の日米地位協定ではそうだと。だからその中に関しては何も言いません。ただ周りの自治体は態度表明ができるはずですということと考えましたので、県の8ページの御意見は平成18年4月にいただきましたが、それはすべてそのとおりであるとは思えないところがありますので、平成18年6月の2カ月後に9ページのような形で答申を出した。その答申を出したところで、今、翁長委員の御指摘のところは例えそれが理念的なものにすぎないと見なされようともというのは、県がそうおっしゃるからそういったところなんです。県は理念的なものだとおっしゃったのですが、我々は例えそれが理念的なものに見なされようとも、提起の意味はあると。しかもこれは米軍に対して言っているのではなく、地元自治体ができることを言っているのであり、理念的なものではないと考えております。10ページのところで理念的なものにすぎないと見なされようともというのは、8ページでそう言われたのでそういう順序になっております。ぜひ、そのところを御理解いただきたいと思えます。

○翁長政俊委員 私の理解が後先だったようですが、いずれにせよ県の見解を受けて、答申が出されたという説明でしたが、答申を出される中で県の考え方を沖縄県環境審議会の中で議論されたと思いますが、この議論の内容についてはどうなんですか、県の考え方がベターであるとか、ベストであるとかという議論はありましたか。

○桜井国俊参考人 その議論はありましたが、議事録をごらんいただきたいのですが、県から8ページのような御意見をいただいて、それは7ページのところにありますように平成18年度第1回の環境審議会の資料ですから、平成18年4月にこういう議論をいただいておりますが、私どもの沖縄県環境審議会で議論した結果、環境審議会が何も述べないことは責任放棄になるのではないかとということで、やはり御判断は最終的には行政のほうでは県知事、それから立法のほうでは県議会に御判断を仰ぐということで、沖縄県環境審議会としては何も言わないということでは県民に対する説明責任は果たせないということで、9ページ以降の答申にしようということで、これは議事録をお読みいただきたいのですが。県環境保全課からそのような御意見をいただきましたが、我々としてこのような答申を出しましょうという形で合意の上取りまとめたところで

○翁長政俊委員 桜井先生との見解と全く違う見解を持っている方々もいて、いわゆる法の実効性がなければ条例化することについて、実効性のない条例というのはある意味では条例の瑕疵化につながるから問題であるという意見を持っている解釈者もいるのですが、これについてはどう思われますか。

○桜井国俊参考人 そのような考えはあると思いますが、そこを避けて私どもの議論は実効性のある議論をしたつもりなんです。地元自治体の長が立ち入りを申し入れることができるということを条例に盛り込んで、それを実施する。これが実効性がないという議論は私どもの議論の中からはありませんでした。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 関連して、翁長委員のやりとりの中で平成18年6月に答申を出して、その後にそれに対する県の考え、そしてそれに対して最終的に答申の結論はないのですか。

○桜井国俊参考人 9ページ以下のような形で平成18年9月に答申を出したわけですが、その答申について県の担当部局からは県としてはこの基地環境問題に関しては、この答申はすべてをカバーしているわけですが、この分に関しては県としてはこの答申とは違う形でやりたいという説明は受けております。そ

これは我々の答申は答申、その答申をどう受けるかは県のお考えということですよ。

○上原章委員 それに対して、皆さんの集約的な御意見はないわけですか。

○桜井国俊参考人 その後そのことについて議論する沖縄県環境審議会が開かれませんが、そういう形の議論はありませんでしたが、そのための環境審議会が開かれなかったというのが理由です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、桜井国俊参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人の桜井国俊さんに一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

桜井国俊参考人ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人退席、説明員着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る食品の賞味期限問題について審査を行います。

ただいまの議題について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 今回の金秀商事株式会社に係る食品の賞味期限問題に関しては、9月29日の新聞報道を機に、マスコミ等でも大きく取り上げられ県民の食の安全・安心に対する信頼を大きく損ねる事態となっていました。

食の安全・安心を担当する当部といたしましては、食品衛生法や沖縄県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき対応しております。

県民の食に対する不安に対しては、法令に基づく対応だけでなく、安心確保の面からも県として早急な対応が必要と考え、10月6日に沖縄県食品の安全安心推進本部会議を開催して対応方針についての協議を行い、同日午後に、仲里副知事より、金秀商事株式会社代表取締役社長呉屋守章に対して嚴重注意の文書を手交しております。

今後、JAS法や食品衛生法に基づく指導等については、それぞれ所管する部局が継続して、適切に対応していくことが確認されております。

以上がこれまでの経緯でございます。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 伊波福祉保健部長、このたびの賞味期限切れに関する問題は、食品衛生協会を含めて大変大きなショックを受けていると同時に、県民、特に家庭の食生活を預かるお母さん方のショックは、本当に疑心暗鬼というか、この食べ物に関して本当に大丈夫かなという食品に対する不信感が出ていると思うんですが。従来、福祉保健部の中の食品衛生に関するチェック体制は一生懸命やってきたと思うんですが、例えば上部での指導はやられていても実際の末端における、例えば保健所における食品衛生の指導員体制とかがどれぐらい徹底して行われているかお願いします。

○金城康政薬務衛生課長 通常、食品衛生法に基づく監視ということで、保健所のほうに約40名ほどの監視員がおりまして、許可を与える際また与えた後も、定期的に施設等を監視するということになっております。ただし、その許可施設等だけでも4万件を超えるということもありまして、なかなか全部回るということはほとんどできなくて、基本的には大量に食品等を提供する施設等は年に1回回るとか、そうでないのは3年に1回とか、監視計画のほうでそういうものを定めまして、それを保健所のほうで徹底してやっているということです。そしてその足りない分につきまして、食品衛生協会のほうで食品衛生指導員等がおりまして、それに委託してそこでも指導をしていただくという形で、通常の監視はやっておりまして、そのほかに夏場、冬場の年末一斉取締りということでやってきているのが現状でございます。

○仲田弘毅委員 去る8月も食中毒防止月間ということで大々的に県内くまなく活動をなされていたようですが、やはり年の大きなイベントのための見回りじゃなくて、常日ごろから、そして食品衛生責任者たる方々も各事業所にいらっしやるわけですから、そういった方々に対する衛生思想の啓蒙、普及を含めて、徹底させる必要があると思うんですが、今後の取り組みについて、今回これだけの事故が起こったからじゃなくて、やはりもっともっと厳しくやっていく必要があると思うんですが、今後の取り組みについて御意見をお伺いしたいと思います。

○金城康政薬務衛生課長 これまでも保健所において今申し上げましたように監視のほかに、各種講習会等も実施しておりますが、今後はやはりその講習会等もさらに強化していくということと。監視面におきましては現在試行的なスタートになっておりますが、来年には正式にスタートさせたいということで、食品衛生の監視機動のスタッフという形で10名ほど専任化しましてやっております。これはどういうことかといいますと、例えば集団食中毒とか修学旅行生や観光客の食中毒になりますと、北部地区から南部地区までの保健所みんなにまたがったりするものですから、こういったのを広域的にやるとか、あるいは大手の製造メーカー等になりますと専門的な知識も必要なものですから、選任の監視員という形で専門化を図りながら今10名のスタッフで、収去検査も含めてやっておりますが、これを我々のほうとしては来年はぜひ一つの組織としてスタートさせたいということで、今調整をしているところでございます。

○仲田弘毅委員 報道等で御存知のとおり米の問題とか、それ以前の雪印事件とか、やはり企業理念そのものが、もうかれればそれでいいんだという、人間が口を通して体に入れていく健康、衛生上の問題、県民の食生活をレベルアップしていくとか、そういう企業理念が大変乏しいんじゃないかなと考えています。店舗の中でも県内で一番大きな店舗ですので、社会に奉仕していくという企業理念も含めて、もっともっと厳しく対応していただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 厳重注意の内容についてお尋ねいたします。まず1点目に、ここに出てくるJAS法及び食品衛生法に違反する疑義が生じたということになっていて、その結果賞味期限が切れた商品に消費期限のシールを貼って販売

したとなっておりますが、お示しいただいた参考資料を見ると、賞味期限と消費期限のイメージというイラストがあって、通常その食品に対して考えられるのは、賞味期限より消費期限のほうが先に来るとというのが時間的な製造日からの流れの中では当然消費期限があって、賞味期限があると流れると消費者も理解していると思うんですが、ここでいう賞味期限が切れたものに消費期限のシールを貼るということは、消費期限はとうに超えていて賞味期限があって、それをさかのぼってまた消費期限のシールを貼ったと理解するんですか。嚴重注意の4行目、5行目の内容についてお尋ねいたします。

○金城康政薬務衛生課長 まずこの4行目、5行目の事実につきましては、金秀商事株式会社のほうからの話というか、こちらのほうでも事実関係を確認したところ、担当のミスだということ以外のほうには、詳しい報告等はよくわからないままになっています。今その管理が非常にずさんな面もありまして、本来賞味期限が切れたものは自社としては廃棄に回すということなので、バックヤードという倉庫みたいなところに食品を戻すところがあるんですが、そのほうで廃棄するものとまた店頭新たに陳列するものがきっちり区別されていればこういうことはなかったと思うんですが、その辺が結構ずさんで、一たん引っ込めたものをさらにまた出したと。その出すときにラベルを貼ったということが、この辺が事実関係がよくわからないんですが。ただ本当に悪質なものであればわかるような形でラベルを二重に貼るということは通常考えにくい面はありますが。通常ですときれいにはがすか袋を入れかえてちゃんとしたシールを貼るとするのが悪質な場合で、それを単純にその上に貼ったという本当に単純ミスのものであるんですが。これははっきりはわかりませんが、参考資料の7ページを見ていただきますと、先ほど委員がおっしゃったように品質が悪くなるものは5日以内のものをめどに消費期限をやっていて、それ以上のものについては賞味期限という打ち方をするとありますが。考えられることは、これは実際話を聞いても答えはちゃんともっていないんですが。考えられるとすれば賞味期限が例えば2週間あった場合に、企業のほうとしては幅をもって、2週間ぎりぎりに打つと2週間後に即食品が劣化して、食べて食中毒とか、あるいはこの1日の前後で食品による危害を受けると。これは企業としても大変なことですから、2週間あるものは大体10日とか幅を持って打つのが通常なんですね。それを考えますと、例えば2週間のものを10日と打ったとしたら、残り4日間くらい余裕がありますよね。それを想定して頭の中にはそれがあるもんですから、2日間は食べられるという意識があって消費期限の5日以内とすると、これを貼ることもあり得るのかなと。これはあくまでも想像なんです

が、通常ですとこういうことは考えられないんですが、もし賞味期限の後に消費期限を貼るとしたらそういう考えが出てくるのかなど、我々の方では考えていますが、事実はちょっとわからないということです。

○仲村未央委員 事実確認の経過の中で、賞味期限から消費期限にラベルを打ち直したということは確認できているけれど、それが当局が認識するような、何によってそれが起こったのか、単純ミスでござったになっているところをたまたまだったのか、それともあえて賞味期限内ということ想定して消費期限に打ち直したのかというところの事実確認はまだできていないということですか。

○金城康政薬務衛生課長 これは保健所等の調査あるいは金秀商事株式会社等の報告では、単純ミスだということで上がっております。もうわからないままというかそういうことです。

○仲村未央委員 それはじゃあ単純ミスという結論になって、それ以上の確認や本当に賞味期限内のものを消費期限として理解をして整理しているかどうかということについては、これ以上県の条例によって調査するという事はないんですか。

○伊波輝美福祉保健部長 賞味期限の関係はJAS法になります。それにつきましてはまだまだほかの事例もないのかとか、それを今調査しているところです。今回タウンプラザかねひで広栄店のほうでは4個見つかったということでございます。

○仲村未央委員 ですから今嚴重注意の理由になっている、賞味期限が切れたものに消費期限のシールを貼ったということの事実確認は今のところまだできていませんよね。それは継続的にやっているんですか。もう打ち切りですか。

○伊波輝美福祉保健部長 タウンプラザかねひで広栄店の4個に関しては打ちかえたというのがわかっていますので、これはJAS法違反ということになっています。これは前からやっていたのかとか、ほかのところでもあるのかとかいうのは今調査中です。

○仲村未央委員 大事なところは単純ミスならばそれなりの対応が出てきます

し、そういう理解でやってもいいんだということをもってやっていたかというところはすごく消費者にとっては肝心な情報だと思うんですが、その点については確認する方法などはありませんか。

○伊波輝美福祉保健部長 きのう差し上げた文書があるんですが、4ページのほうになります。同店において賞味期限が切れた商品に対し、消費期限のシールを貼って販売した事実は確認しております。その張りかえるという行為はJAS法に抵触するというを言っております。

○仲村未央委員 その要因を知りたかったんですがこの点はちょっと置いておいて、もう一つ教えていただきたいんですが、先ほどのイメージがありますね。賞味期限が切れた後、もったいない、まだ食べられますという点線の部分に入っていきますね。その部分を陳列して販売をすることは合法なんですか。それをまたさらにどこまでは賞味期限切れのものを陳列して販売してもいいということは、何らかの法によって規制されていますか。

○金城康政薬務衛生課長 食品衛生法では、当然賞味期限、消費期限が切れたものを陳列してはいけないとうたわれてはおりますが、實際上それを違反として取り扱うかどうかには、そのものが劣化しているあるいは腐敗しているという科学的な根拠というか、そういうものに基づかなければ処分が実際にはできないというのが法律の趣旨であります。というのは食品衛生法自体が、飲食によって危害の防止を未然に防ぐのが大前提ですから。期限切れであっても食べて体に害がないのであれば、これは食品衛生法としては問えない部分があります。ですからこれは企業のモラルみたいなところに負っているのがあります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 単純ミスと言われているというところに気になるところがありまして、調査したら2700個の食品にあったという、その数からして、これはたまたま報道でわかったという問題ではないかと思うんですが、そこについてお尋ねします。

○金城康政薬務衛生課長 チマグのほうで4個ということで、当初はラベルの張りかえということで、JAS法違反の疑いということで農林水産部のほうを

中心に、私どもも連携してやっておりましたが、委員のおっしゃるように10月2日に約1400点の期限切れが並んでいたという新聞報道がありまして、これにつきまして私どものほうは、やはり食品衛生法上飲食による危害の恐れ、可能性があるのではないかとということで、そのときにタウンプラザかねひでのほうを全体的に調査をしたわけですが、その結果タウンプラザかねひでのほうの調査の中では約2700点、こちらの資料にもありますように、実際には2684点ですが、そういうのがあったと。それを撤去したという報告を受けております。それは管理がずさんであったという一言でございます。

○西銘純恵委員　タウンプラザかねひでのほぼ全店舗61店舗で約2700点の期限切れというのは、食品を販売している県内大手企業が、ある意味では県民の食品の安全にかかわるモラルが本当に問われてしかるべきだと思うんですよ。立入調査の結果の中で、在庫管理体制の不備と賞味期限等のチェック体制の不備というのがあるんですが、これはそれなりの店舗ごとにそういう担当が置かれていなかったという意味なんですか。不備の内容についてお尋ねします。

○金城康政薬務衛生課長　その当時の時点ではそういう品質管理の担当は配置していなかったということで、本社のほうから月に1回程度回っていたということで、その辺は今後担当を置くなり改善をしていくということの報告で回答を得ております。

○西銘純恵委員　在庫管理そして賞味期限等の体制ということであれば、単純に見ても61店舗ですから、本社で回っているというのが不備になるのがまず当然だと思うわけですね。ですからそれなりの人的体制をとというのが今後どうしても求められると思うんですが、そこら辺についてはきちんと体制をいつまでにとると、その辺の言質はとっていますか。

○伊波輝美福祉保健部長　10月1日に福祉保健部長名で、監視体制の強化ということで各保健所に文書を通知しております。大型店舗に監視を入れるようにということでしてありますので、この報告を今月いっぱいまとめて、それから全体的な検討をしたい。もちろんタウンプラザかねひでに対してもほかの監視体制、きちっとやっているところの体制だとか、そういうのを参考にしながらやっていただきたいということを言いますし、タウンプラザかねひで自体も今チェックをしているところということでございます。

○西銘純恵委員 今後の対策を私は聞いていまして、県の監視体制というのはそれは県としてとる仕事ですから、そのための推進本部も8月につくっているようですから、県はこれからやってみましょうということでもいいんですが、少なくとも人がいなければそういう賞味期限切れかどうかというのはわからないわけですね。そのための担当なり、店舗の中に置いていくということも大事な点になると思うんですよ。そこら辺は福祉保健部長としてどう考えていますか。

○伊波輝美福祉保健部長 ちょっと言葉足らずでしたが、県のほうはうちのほうの監視体制を指示したということと、それはタウンプラザかねひでだけでなく全大型店舗の監視体制を強化するようという指示でございます。今その指示を全体的なところを待って本県の状況を把握した上で、再度対策をとりたい。タウンプラザかねひでに関しましては、タウンプラザかねひで自体が今チェック体制の見直しをしているところですので、それを報告を受けながらこちらのほうも指導体制を入れていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 県民が安心できる食品流通体制は、中毒とか大事に至らなかったということがあっただけでもよかったと思うんですが、これだけ大量にとというのは本当に行政も業界も問題があると思いますので、抜本的に取り組みを求めて終わります。

○伊波輝美福祉保健部長 タウンプラザかねひでのほうからの施設の整備強化、先ほどの選任の人数の配置とかもおっしゃっていましたが、10人を配置して監視していくという報告は受けております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 二、三お聞きしたいと思いますが、嚴重注意の理由なんですが、シールを貼りかえた、そして賞味期限切れであったのが発見された、この2つが嚴重注意の大きな理由ですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、さようです。

○奥平一夫委員 シール張りかえはJAS法違反、この賞味期限切れは条例違

反ということですか。

○金城康政薬務衛生課長 明確に条例違反ということは難しい面があるかと思いますが、ちょっと説明しますが、この嚴重注意の趣旨なんです、本来ですと個別に今言いましたようにJAS法や食品衛生法がございます。そういうところできちっと対処して処分等やっていくというのが通常スタイルでございまして、沖縄県は昨年食の安全安心の確保に関する条例ができて、特に法律では安全面を中心にやっていますが、安心感というのは人それぞれ違うというところに条例を制定した目的がありました。そういう意味で、今回の金秀商事株式会社の問題は、県民に対して非常に不信感、不安感というか、安心の面で非常に大きな影響を与えているということについて、推進本部として何らかの対応をすべきだろうというのが趣旨でございまして。こういったJAS法や食品衛生法で個別にやっていますが、食の安心という部門で推進本部としてこれは何らかの行政指導をすべきだろうというのがこの経緯でございまして、福祉保健部長の方からも先ほど説明がありましたが、4ページの一番下にありますように、以上確認されたそれぞれの不適切な行為は、食品の安全安心の信頼性を損なう遺憾な行為であると。これに対して嚴重注意ということでありまして、個別のJAS法あるいは食品衛生法の違反等につきましては継続してやっております、それぞれどういう処分が出るかについてはそれぞれの部局で適切に対応していくということ、この推進本部であわせて確認されております。

○奥平一夫委員 消費者の安心安全、信頼を裏切るような今回のことについて、県はしっかり原因究明、再発防止を図っていくというのは非常に大事なことなんですけど、皆様方が持参した沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例の中で、県の責務というのが明確に書かれているわけですね。その責務について、今回の事件に関してどのような責任があるのか、県に責任はないのか、あるいはあるのか、これについてどのようにお考えですか。

○金城康政薬務衛生課長 やはりこういう賞味期限切れ等が店頭で並んでいたということが一店舗だけじゃなくて、タウンプラザかねひでだけでも60店舗以上にあったということは、通常の監視をしている中で監視員がそれに気づかなかったという面は、監視員もそういう面をとらえられることに不十分であったのかということもありますので、今後そういう監視の問題等もきちっとやっていく方向をまた考えますが。また現在各大型スーパーで調査等もやっております。

すので、そういった結果を受けて、最終的に全県的にどう対応する必要があるのか、ないのかも含めて、また推進本部のほうに図っていくと考えております。

○奥平一夫委員 この条例には、表示制度の適切な運用の確保、これは当然関連企業の責務となっています。それで先ほどの議論の中で、監視員は年に一度か、3年に一度の監視に回るというお話でしたよね。そう確認してよろしいですか。

○金城康政薬務衛生課長 はい、そのとおりでございます。

○奥平一夫委員 そういう中で3年に一回か1年に1回監視活動をするということで、こういう問題が未然に防げるだろうかと単純に疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

○金城康政薬務衛生課長 それで法律のほうでは現在食品衛生法の本来の食品衛生の方向としては、どうしても行政の力だけでは限界があるということもありまして。先ほど言いました食品衛生協会等の団体をお願いする部分もありますが、基本的には自主管理体制の強化ということで、その企業等が自分の商品を販売する、あるいは県民にそういうものを提供することに対して、やっぱりしっかりやってもらうという自主管理体制を強化していくというのが一つの方針になっておりまして。我々の方はそういう面を強化しながら、全体的に問題がないようにやっていくと考えております。

○奥平一夫委員 今その話をしようと思ったんですが、第15条にも自主管理体制を整備すると。ということは、今まできちんとそういう整備ができていなかったと理解してよろしいですか。

○金城康政薬務衛生課長 これにつきましては、タウンプラザかねひでだけの問題をとらえて沖縄県全体がそうなのかというのは、先ほど言いましたようにマックスバリュー、サンエー、りうぼう等いろいろ調査を今やっておりますので、こういった調査結果を踏まえて全県的にそういう問題があるということであれば、自主管理体制についての指導が甘かったということになるかと思えます。

○奥平一夫委員 そうじゃなくて、皆さんは自主管理体制を整備するための指

導、助言をしなければならなくなっていますよね。じゃあどのように指導、助言をこれまでなさってきたんですか。

○金城康政薬務衛生課長 これにつきましては各保健所等を通して監視指導や講習会とか、そういう中で指導、あるいは現場に行ったときにも指導とか、こういうことで指導、助言を、これは実際に許認可をやっております6カ所の保健所等で実際にやっております。

○奥平一夫委員 これ以上はもう質疑しませんが、やはりどうしても消費者の信頼を得るために、この問題の原因を徹底追求して再発防止を図っていく、きちんと事件を起こした当事者についてはしっかり行政指導なりという形でしっかりやっていかないと、今回のことを契機にして食の安心安全を確保するというつもりで、ぜひしっかりやってほしいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る食品の賞味期限問題についてに対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時25分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、平成20年第2回議会乙第3号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例及び同乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例の2件について審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については内容が関連することから説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案2件について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、本議案につきましては、前定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前

定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部が前定例会に提出し、継続審査となっている乙第3号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例及び乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例について、御説明いたします。

本議案2件につきましては、新しい事実はございませんが、前定例会の場で委員の皆様から御質疑のあった本条例と米軍基地との関係について、資料を提出させていただいておりますので、本資料の説明をさせていただきます。

表紙に文教厚生委員会ということで、1つには、米軍基地問題に対しての考え方ということで県の考え方とまとめた資料であります。資料として外務省の見解が述べられている資料があります。

もう一つの資料として、横田基地第1次、第2次の最高裁判所判決の資料を添付しております。この2つの資料を参考にしながらお聞きいただきたいと思います。

文教厚生委員会資料として、米軍基地問題に対しての考え方についてということで出している資料に沿って説明をしたいと思います。

整理しましたのは、一つの国際法と国内法との関係、もう一つには日本国憲法と地方自治法ということで国内法と条例との関係について整理してきました。

まず、国際法と国内法との関係について御説明いたします。

外務省見解ということで、後ろにある外務省北米局安全保障課長からの文書がございます。これからすると国際法上、外国に駐留している軍隊に対して、その駐留している国の国内法令の適用はないとなっており、我が国に駐留する米軍についても我が国の法令の適用はないものとされております。

したがって、日米地位協定に特別の定めがない限り、我が国の国内法令に基づき米軍を規制したり、米軍に対し一定の義務を課したりすることはできないこととされております。

これを最高裁判所判決が平成5年2月25日に、横田基地第1次、第2次訴訟の最高裁判所判決です。

それによりますと、日本国と米軍との法律関係は条約に基づくものであるから、条約及びこれに基づく国内法令に特段の定めがない限り、米軍の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではなく、関係条約及びこれに基づく国内法令にそのような特段の定めはないという判例が出ております。

そういうことをもとにしますと、県の考え方としては、一般国際法上、外国に駐留している軍隊に対して、その駐留している国の国内法令の適用はないことになっており、在日米軍についても国内法令の適用はないものとされております。したがって、日米地位協定の特別な定めがない限り我が国の国内法令に基づき、米軍を規制したり、米軍に対して一定の義務を課したりすることはできないこととされておりますので、条約及びこれに基づく国内法令に特段の定めがない限り、条約の取り決め事項を超えた法令、条例を含むことを制定することはできないものであると考えております。

次に2ページのほうですが、国内法と条例との関係でございます。

地方公共団体が条例を制定することができる規定については、まず一つに日本国憲法がございます。

日本国憲法第94条の中で、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるとなっております。

第98条にこの憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第2項に日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするということが第98条にうたわれております。

条例は、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であります。が、国の法律との間に矛盾、抵触することなく、国の法律とともに全体として国の法秩序を形成しており、地方公共団体の条例制定権は日本国憲法にその根拠があるということです。

条例は、日本国憲法を頂点とする国内法体系の一部を成すものであり、かつ、条例の形式的効力は法律の下位にあるもので、いわゆる法律の上位、下位の関係からすると国内法が上位、条例がその下位にあるという位置づけがなされていると思います。

それが一般的には国際法、条約の効力は国内法のそれよりも上位であると定められているという一般的な解釈があります。

もう一つには、地方自治法があります。

地方自治法の第14条の規定では、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

第2項には、普通地方公共団体は、義務を課し又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとなっております。

これによりますと、地方自治法では、条例は地方公共団体の事務について法

令の範囲内において制定できる旨規定されており、法令に違反しない限りにおいて自治事務等に関する条例を制定することができることになっております。また、条例は国の法律とともに全体として国の法秩序を形成しているものであることから、国の法律との間に矛盾抵触しないことが求められているということです。

それを受けて県の考え方としては、地方公共団体の事務でないものについては、条例で規定することはできないものと考えております。法律の範囲を超える、つまり法令に違反するものについては条例で規定することはできないものであると考えております。

もう一つに条例は、あくまでも義務履行や行為規制を実現できるようなことを規定すべきものであり、条例で実現不可能なことを求めることは条例の趣旨を逸脱するものであると考えております。

今の1と2を整理してまとめていきますと、一般国際法上、外国に駐留している軍隊に対して、その駐留している国の国内法令の適用はないことになっており、在日米軍についても国内法令の適用はないものとされております。したがって、日米地位協定の特別な定めがない限り我が国の国内法令に基づき、米軍を規制したり、米軍に対して一定の義務を課したりすることはできないものと考えております。

条例は、国の法律とともに全体として国の法秩序を形成していることから、国の法律との間に矛盾抵触しないことが求められており、法令に違反することを条例に盛り込むことはできないものと考えております。

したがって、日本国と米軍との法律関係は条約に基づくものでありますから、条約及びこれに基づく国内法令に特段の定めのない限り、米軍の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではなく、関係条約及びこれに基づく国内法令にそのような特段の定めはないことから、米軍の管理運営の権限を制約し、その活動を制限することを条例に盛り込むことはできないものと考えております。

その外務省の見解については、昭和52年10月6日に外務省北米局安全保障課長の回答文書がありまして、これにつきましては現在も外務省の見解として外務省のホームページ等で確認がされていると思います。

次の資料として、横田基地の第1次、第2次訴訟最高裁判決の中で3枚目のほうに、本件飛行場に係る被上告人ということで傍線を引いておりますが、関連の判決が記載されております。

以上、本条例と米軍基地との関係について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、平成20年第2回議会乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 説明をいただきましたけれども、結論としては米軍に対して我が国の法令の適用はない。日米地位協定に特別の定めがない限り、米軍を規制したり、米軍に対し一定の義務を課したりすることはできませんということ。この条例の中に米軍基地を含めなかったということ。受けてめたのですが、先ほど沖縄県環境審議会の答申をなさった会長に質疑をして、いろいろ説明をいただいたんですよ。明らかに米軍に対して義務を課したり、規制をする中身ではありません。沖縄県としてとることを条例で定めると明確に言われたんですよ、違いますか。市町村や沖縄県がやる責務を条例の中に触れると、それも実効性のあるようにという点を強調されておりました。

○知念建次文化環境部長 沖縄県環境審議会の答申について、確かに桜井先生のおっしゃっていることはおっしゃっていることであると思います。ただ、答申の分につきまして、我々はその答申を受けまして、それが条例に盛り込むことができるかどうかということを検討した結果として、先ほどの結論に至ったということです。具体的に言いますと、答申内容として航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れが1つです。もう一つが返還跡地に関する土地利用利益及び情報提供の申し入れ。それから汚染実態把握のための基地立ち入れ調査の申し入れということです。この辺につきましては、基地協定締結の申し入れ、あるいは返還跡地に関する土地利用履歴及び情報提供の申し入れにつきましては、基本的に外交に関する、いわゆる協定締結を行うということは対米交渉なるのではないかと。外交交渉を申し入れる、協定締結ということは日米地位協定でもそうですが、基地環境問題に関する協定の締結を申し入れるということは外交条項になるのではないかとということにつきましては、国内法令の枠を超えるのではないかとということ。これを議論しまして、それについて条例に盛り込むことは国内法令に特段の定めがない限り条例に盛り込むことはできないのではないかと。条例が下位の位置づけですので、下位の位置づけの条

例が上位である国内法令、あるいは条約等を超えて申し入れすることについてはできないのではないかという結論に達して、その条例に盛り込むことはできなかったということを同審議会に条例案を説明するときに、その旨を説明しまして沖縄県環境審議会の了解を得たという経過です。

○西銘純恵委員 上位法とかそういうことから言われるものですから、まず先ほど答えているのですが、憲法第94条では地方自治体が条例を制定する、その地方の特徴に応じて、そこにある問題や事例をどう解決するかを含めて条例を制定する権利がある、それを否定できないわけですよ。そして憲法に基づいて、沖縄県がどのようにして条例を制定するかということで、今問題になっているのは、沖縄県での公害、汚染問題、騒音問題、一番の発生源は米軍基地ではないですか。それが一番問われて、そして米軍基地の問題を条例の中に触れないわけにはいかないというのが答申の中身になってきたと思うんです。10月4日の新聞報道でも嘉手納基地では、早朝午前2時過ぎの離陸をやっているわけですよ。このような県民の安心、安全に暮らす県民の人権は、条例をつくって法的根拠にしてしかできないということだと思っただけなんです。条例制定権については否定していませんから、これをどう入れていくかというだけの問題が問われているのですが、県は審議委員の皆さんにもできませんという回答をしましたということですが、結論は米軍に対しては国際法や条約などの上位法の関連でできませんということをお答えされたのですが、県独自がやる行為に対しては条例化できるのではありませんか。県が申し入れをする、相手がどう出ようと条例の中できちんと、県民が騒音をどうにかしてくれ、基地からの危険物質の汚染など大量に出てくるわけですよ。これを何とかしてくれというのを、県として条例の中できちんと実行ある行動の根拠になるのは条例しかないじゃありませんか。

○知念建次文化環境部長 同じ答弁が重なるかと思いますが御了承願いたいと思いますが、条例と国内法、条約との関係のものが一つあります。条例で国内法、条約を超えることはできませんということです。条例でどういう形の盛り込み方をするかということです。条例に米軍の管理運営事項、あるいは米軍の活動を規制するような条項の入れ方については、国内法令、条約を飛び越えていくことになるということは盛り込むことはできませんという意味で御理解願いたいと思います。

○西銘純恵委員 ちゃんと答えてもらえていないのですが、日米地位協定が米

国との間の日米安全保障条約に基づく、ある意味では条約に匹敵する協定ですよ。その第16条の中に日本国において、日本国の法令を尊重して明確にうたわれていますよね。ですから米軍は日本国の法令を尊重してやらなければならないといううたわれているものをもって、沖縄県が独自に制定できる条例で尊重してもらうようなことを規定しようではないかという立場はとれませんか。

○知念建次文化環境部長 条例制定権の問題だと思います。条例をどこまで盛り込むことができるかという範疇の問題だと思います。それについては、繰り返すようですが、条約の取り決め事項、あるいは国内法令を超えた条例を規定することはできないという解釈です。その内容が米軍を規正する、あるいは米軍の活動に義務づけるという内容の条例を盛り込むことはできないということです。

○西銘純恵委員 1996年3月の日米合同委員会で騒音協定を結んでいますよね。これはどのように理解しているのですか。

○知念建次文化環境部長 法令あるいは条約以外でお互いの約束事項を取り決めることは可能だと思います。騒音協定もそういう分類に入っていると思います。

○西銘純恵委員 確認をしたいのですが、条例を制定することができないというものはないですよ、条例がつかれませんか。答申から出された米軍基地を対象にするような県の環境保全条例ができないとする根拠はありませんよね、つかれませんかというのはありますか。

○知念建次文化環境部長 つくれる、つけれないではなく、それを入れると国内法令に反することになるということだと思います。

○西銘純恵委員 法律学者や法解釈の関係、まして県内の弁護士等もこの条例の中に米軍基地の航空機騒音や返還跡地に対する土地利用履歴の情報提供の申し入れや、汚染実態把握のための基地内立入調査を条例の中に入れられないということはありませんと断言されるんです。ですからそれに対して、できないとする根拠がありましたら示してください、法律でもあるんですか。

○知念建次文化環境部長 我々も先ほど述べた見解を申し述べるに当たって

は、我々も顧問弁護士と法律的な相談、法体系を含めての相談をした上での回答であります。

○西銘純恵委員 大方の解釈はそうだと。その立場に立って、とっていない。ある意味では、県や県議会が実行あるものにしてもらいたいということも午前中願いを寄せていたんです。ですから県民が大変な状況にあると。そして、もう一点は、沖縄県が日米地位協定を改定するという立場にずっと立って行動されているわけですよね。この条例の中に組み込むことで日米地位協定の改定の運動の後押しになる、弾みがつくと言われていたんです。本気で日米地位協定の改定のことを考えていますか。条例に入れば、きちんと後押しになるとまで言われているんですよね。県は本気で日米地位協定を改定する気がありますか。

○知念建次文化環境部長 環境分野についての日米地位協定の抜本的な改定については申し入れしております。その考え方は変わりません。日米地位協定を改定するというのと、それを後押しするために条例に入れるということについて、条例に入れられるかどうか、盛り込むことができるかどうかの議論だと思います。それが米軍に対して規制義務を課するような条文を盛り込むことについては条例制定権の限界があるということです。

○西銘純恵委員 最初に私が指摘したことをずっと反対のことで返してきているのですが、米軍に対して強制力のあることはやりません。沖縄県が取るべきことを条例の中で規定すると言っているんです。

○知念建次文化環境部長 例えば日米地位協定の改定を申し入れることを条例にうたうことができるかの議論でいきますと、日米地位協定の改定というのは国と国との交渉事項でありますので、それを知事に義務づけることは条例で制限があります、限界がありますという意味です。

○西銘純恵委員 聞いていることにまともにやりとりしていただきたいのですが、この審議会の答申は公害問題で米軍基地を条例の中に規定する。そして、幾つどのようにするかというの、先ほど私が述べた3点について盛り込んでということも含めて提案されたわけですね。それができないという、条例に組み入れない根拠がありますかというのにずっと答えてないんです。そこだけ答えていただきたいんです。

○知念建次文化環境部長 外交に関する分については、国の専権事項であります。それは憲法、国内法ではっきりしていますのでそれを超えて条例に盛り込むことはできないということです。

○西銘純恵委員 抽象的に外交にといったのですが、制度内容の沖縄県環境審議会の皆さんの答申を読めばどういことを求めているというのははっきりわかるはずなんです、それをあえて外交などではぐらかしたら困るんです。もう一点ですが、1973年に日米合同委員会で環境に関する協力というのがなされておきながら、これが公表されたのが30年後になったということについて御存じですか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員が質疑の内容を再度説明する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 情報公開については速やかに行うべきだと思いますし、日米地位協定の抜本的改正というのも我々は基本的に必要だと思っております。日米に対して、特に米軍に対しての申し入れ要請については的確な時期にきちんとした対応をすべきだと認識しております。その協力についての仮訳が手元にあるのですが、その内容については市町村及び県に係る手続であり、日本政府に係る手続等が述べられているのが環境に関する協力についての合意事項の内容になっています。

○西銘純恵委員 読み上げたいと思いますが、1973年の日米合同委員会で合意された環境に関する協力の中で、市町村及び県に係る手続ということで米軍施設区域に源を発する水、油、化学物質ないしその他の物質により汚染が発生し、よって地域社会、福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由がある場合、県または市町村、もしくはその双方は地元の防衛施設局との協力のもと、米軍現地司令官に対して調査を要請することができる。調査の結果は、可能な限り速やかに県または市町村、もしくはその双方に通知されることとするなどほかありますが、少なくとも環境汚染があった、いろいろな化学物質が流れた。この

ようなことがこれまで繰り返されてきています。でも原因はわかりません。これがこれまで県がとってきた対応です。1973年に既に県が調査を要請することができるがあったわけですね。日米両政府任せであっては県民の安全は守れないと思うんです。県が独自条例をつくる以前に既にこのような環境に対して要請はできますよということがあるんじゃないですか。要請できるようにしたらいいじゃないですか。条例にきちんと書いたらいいじゃないですか、立ち入りをすると。どうして書けないのですか。

○知念建次文化環境部長 日米地位協定の抜本的な改正をし、例えば日米地位協定で立ち入りを認めさせて、協定の中に立ち入りをすることができるということが条約、協定上明記され、それに基づいて立ち入ることは可能です。ただ、それを超えて条例で立ち入ることを規定するのはできないと言っているわけです。

○西銘純恵委員 午前中の審議でもはっきりしたのですが、先ほども言われていました。汚染などがあつたら申し入れを県をやってきたと。そして的確に対応すべきだと言われていました。県も申し入れをやったりしていますよね。でも何の根拠があるんですかとなるわけです。きちんと沖縄県の条例でこういうときには立ち入りをします、こういうときには結果を求めます、報告を求めますという条例の中に根拠をきちんとつくれば、まさしく実効性のあるものになりますというのが沖縄県環境審議会長の言葉です。

○知念建次文化環境部長 沖縄県環境審議会に環境保全条例を定めるとき、諮問をし、審議していただいた際には、米軍基地の関連について、いわゆる基地環境問題についてもタブー視しないで扱わせていただきたいという前提がありまして、基地環境問題につきましても沖縄県環境審議会の中で自由に議論いただきたいというのがありました。その答申の中でも触れられていると思いますが、ある面こういうことが条例上入れられないかということを検討してくれという趣旨で我々は受けているという理解です。それは沖縄県環境審議会長も同様な理解だということは、我々が説明をして、それについて検討した結果、盛り込みませんということを説明した結果、了解していただきましたので、それは双方、審議会ですそれを議論することについても我々は了解していますし、その結果について盛り込みませんということについても審議会は逆に了解していただいていると我々は理解しております。

○西銘純恵委員 沖縄県環境審議会は、この基地に関する部分をきちんと組み入れをしてできると。それが総意であったということを答弁されてきました。ですから県が了解してもらったというのは推測であって、こういうことは述べていただきたくないと思います。それで実効性の問題ですが、どうして条例の中に入れたいというのがまだ説得力がないんです、今までの答弁で。条例に入れてほしい、入れられますよということを受けて、条例に入れませんか。なぜ、そういう立場にとるのですか。

○知念建次文化環境部長 沖縄県環境審議会答申の中で、基地環境問題に係る協定締結の申し入れということがあります。協定締結の申し入れということ条例に、例えば知事が協定締結に申し入れることを条例に明記しましたら、知事は協定締結について米国と交渉をなさよということを行っている意味に解されるわけです。それは外交権になります。外交権については、条例の範囲ではございませんということです。

○西銘純恵委員 外交権というのは日本政府が沖縄県の締結申し入れを受けてやるか、やらないかというのは今の日本政府がこれまで県民の声に背を向けてきたことから見ても、すぐに実行できずとは限りません。すぐ期待できるものではないと思っております。でも沖縄県が普段に締結を政府に求めると、この行為に関しては十分に条例の中にあれば、普段に行う実効性があるということを行っているんです。

○知念建次文化環境部長 そこは実効性ないという解釈、先ほど言いましたように法の上位、下位との関係で、条例と国内法との関係で条例制定権の権限だと解釈されているわけです。知事は何をするかというと日米地位協定の抜本的な申し入れを根気強く条例と関係なしに申し入れることは必要不可欠だと思います。それを条例に入れることが法体系上できないということでありまして、日米地位協定の抜本的な見直しをやらないということを行っているわけではありません。

○西銘純恵委員 日米地位協定のほうにげたを預けているような論議をしていますが、この改定は簡単にいかないということでこの間やっていますよね。その後押しをするためにもっと県自身が動いていく。その体系として条例をということ私を私は言っております。それで日米合同委員会の中で、私は先ほど読まなかったのですが、1つは調査を要請すること、もう一つは汚染したときに現

場視察をしたりしてばい煙や燃料漏れがあったりしたときの、県や当該市町村が視察やサンプルの入手、基地の中に入ってやる権利、そしてそれを許可することができるというのが、この日米合同委員会にきちんと書かれていますので、これをやる権利、そして汚染場所の直接視察、そして県や市町村が一緒になって汚染の調査ができると既に日米合同委員会で合意されています。これを条例にきちんとうたうという中身にしかすぎないんです。騒音にしても、土地利用利益の問題にしても、これは跡地利用の問題がありますから、跡地利用は米側は汚染があっても負担しない、日本国が負担しなさいと。とてもじゃないけど大問題ですよ。ですから土地利用履歴を早いうちに出してもらって、そしてどのような汚染があるかをつかんで対策をとらなければならないわけですよ。もう一つは基地内の立入調査でこれも明確に求めています。どうして既に日米間で合意された中身、それにプラスするような中身、沖縄県がちゃんと条例上の根拠をもって、法的根拠をもってやらないのかということだけです。もう一度答弁いただきます。

○知念建次文化環境部長 日米合同委員会の合意は、国と国との取り決め事項で外交文書であるということ、これについては日米地位協定でも明記されていないということから、国内法の体系上条例に規定できないものであると理解しているということです。立法の問題として法律の範囲内、先ほどから説明しているように法令に違反しない限り条例化できないということから、これまでも政策的な要請として日米両政府に申し入れるということは可能ですけれども、立法の問題として条例に規定することはできないということを申し上げているということです。

○西銘純恵委員 最後にお尋ねします。法律の範囲内でできないとか言いますが最高法規の憲法ですよ、第94条は。これは法制局などからのできませんという答弁でもあったのですか。沖縄県条例はつくれませんと、問い合わせしましたか。

○知念建次文化環境部長 憲法第94条は法律の範囲内において条例を定めることができるわけです。地方自治法第14条も同様の趣旨で法律の範囲内において条例を定めることができるということです。判例でそういうことについては、国内法令に特段の定めがないので、米軍の行為に対して規制、義務を課することはできないということが最高裁判例で示されているということが根拠になると思います。

○西銘純恵委員 最後に指摘します。米軍に対する規制の問題ではありませんよと。沖縄県が申し入れをすとか、沖縄県自身の行為を条例で定める。これを取り違えないで答弁してください。

○知念建次文化環境部長 沖縄県が米軍に対して何を申し入れるかの内容が問題だと思います。結果によって米軍の管理運営事項、あるいは活動にかかわることについて交渉を申し入れるということは、先ほど来と同じような形で外交事項に当たる。そういう分については結果的に米軍の規制、義務を制限する行為に至るということになって、そういう内容の条例は盛り込まれませんという意味です。

○西銘純恵委員 今の論評でしたら、日米地位協定の改定は言えないということになりませんか。おかしいですよ。

○知念建次文化環境部長 日米地位協定は外交ですから、それは国と国との交渉の中でその内容が盛り込めていって、それが国内法令に反映されるようなことになれば国内法令の適用が可能になるということです。

○西銘純恵委員 沖縄県が日米地位協定を改定する。そして外交問題に関して言えないということでしょうということです。ですから沖縄県がやるべきことは、沖縄県で独自の条例の中で県が申し入れをすとか、調査をすとか県ができることをきちんと規定をすれば、それが実行あるものとして動いていくと。例えば騒音、どれだけの騒音を出しているんですかという問い合わせをするわけでしょう。何に基づいて問い合わせするんですかなんです。県条例にこういうときには米軍に対して問い合わせをするということを規定すれば、沖縄県民の総意で決めた条例に基づいて根拠法があるんですよと。そのために条例に明記すべきであるということです。

○知念建次文化環境部長 どういう内容の条文、文言で明記するかによっても違って来るかと思いますが、その文言が知事が行う行為にしても結果として米軍に規制なり活動を制限するような文言になるということであればできませんということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子。

○渡嘉敷喜代子委員 国内法を越えてはいけないということを先ほどから文化環境部長はおっしゃっていますが、それではこの生活環境問題についての国はどんなことをうたわれていますか。国内法を越えてはいけないということをいっていますよね。その国内法でこの環境の問題でどういうことがうたわれているか教えてください。

○知念建次文化環境部長 法律であり、条例であるのですが、文言の定義につきましては、それは国内にある特定事業場について適用されます。ただし、米軍については、先ほど来言っているとおりであります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 ずっと皆さんの議論をお聞きしておりますと、何か一つの考え方に非常に固められているところへ向かって、皆さんから多くの質疑は浴びせられているという感じを強くしており、きょうはこういう質疑をする予定ではなかったのですが、少しこの観点に触れてみたいと思います。まず、今皆さんが答弁していることは私は専門家ではないのですが、法律の問題からいうと法律先占論という論があるそうですが、それについて少し話をしてみたいんですね。今、地方議会の自主立法である条例というのは、政令、省令といった国の行政立法とは異なって、特に法律上の根拠を有しないもの、それは共通理解できますか。

○知念建次文化環境部長 地方自治の範囲内だということで理解します。

○比嘉京子委員 法令が優先かどうなのかという考え方がずっと議論されていきますが、国の法令が既に規制している事柄に関しては、法律の委任がない限りは条例を制定できないという考え方、皆さんの考え方はそこにのっとっているわけですね。できないという考え方が有力であったと。しかしながら、私が先ほど提案した法律先占論という考え方は、社会の複雑化、条例による規制等の必要性の高まりからこういう法律先占論は後退しているという考え方が非常に全面にあると。柔軟な解釈や運用が登場するようになる。特に1960年代における公害問題が深刻になってきたら社会問題になる。そうすると東京都など

が条例で国の公害規制法律よりも厳しい排出基準を定めたり、あるいは既存の法律が規制していない物質について新たに定めたりするように地方自治体の条例のほうが上回った規制をかける。そういうことができるように、つまり先ほどから言っている皆さんの理論は、法律先占論に依拠しているものであって、その法律先占論というのは、先に占拠の占と書くのですが、そこに依拠している意見をずっとおっしゃってて、その考え方というのは今は見逃されている。なぜかという、国の公害規制条例というのは最低基準なんだと。その地域、地域におけるさまざまな個別問題が出てくるわけだから、それを盾にとって国の法律を上回っていけないという考え方ではないという考え方があるのですが、それに対して御意見があったらお願いします。

○知念建次文化環境部長 水質汚濁防止法の事例で挙げますが、水質汚濁防止法の一律排水基準を各地方でそれに上乘せして規制することは、水質汚濁防止法で委任されているわけです。それに基づいて、この平成20年第2回議会乙第3号議案について出していますということです。ですからそれは国がトータルして一律の厳しい基準を各条例で定めていいですよということになっております。

○比嘉京子委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員より条例で国の基準を上回った基準を定めることが可能かどうかについて確認を求めているとの補足説明あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 今、比嘉委員がおっしゃっているの考え方は確かにあろうかと思えます。

○比嘉京子委員 今、公害や環境、それから福祉の分野という自治体固有の範囲が国法の基準を超える形で条例として制定されて行政活動を展開してきている。それに対して、国の法律が規制を加えることは違法であるという考え方、事例も出ているわけです。先ほどからなぜこのことを言わざるを得ないかとい

うと、憲法第94条、日米地位協定を出されてくるものですから。我々の主体性はどこにあるんですかという議論も含めて、地方自治体の個々の現状、地域性にあったものを出していくのが条例ではないですかと言わないといけないというところで議論しているわけです。

○知念建次文化環境部長 趣旨はよく理解できます。ただ、先ほど来お答えしているのは、米軍基地に関して、あるいは米軍の行為に対してのことで国内法と条例との関係、あるいは国際法との関係を整理してお答えしているということで御理解願いたい。

○比嘉京子委員 話が違うところへ行っただけですが、今私が言ったことは共通理解できますか。いわゆる上位法ですよ。上乗せですね、国の法律に上乗せをして、より以上の条例をつくっていく、条例は政令ではないわけですから。それは共通理解できますか。

○知念建次文化環境部長 水質汚濁防止法の上乗せ排水基準法条例の関係で、委任されている分が一律を超えて上乗せしていいとなっておりますので、そういう意味も含めておっしゃることはごもっともです。

○比嘉京子委員 先ほどから消極論が出てくるのはそこにあると思うのですが、国がやっていいと言うからやるというのではなく、国が決めた基準よりも地方では何もやっていいですよという定めがあるからやりますというのではなくて、平成20年第2回議会乙第3号議案は、そこに絡めるのではなく独自に主体性を持って、国の法令を上回ってはいけないという議論が余りにも長く続いているものですから、私はそうじゃない考え方ではないですかと言っているのだから共通理解につながりますかとお聞きしています。やっていい、いけないではなくてです。

○知念建次文化環境部長 状況によってはそういうことは共通理解できると思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成20年第2回議会乙第3号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、平成20年第2回議会乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの文化環境部長の説明で、条例をいうのは国内法を越えてはいけないということを説明されておりますが、この生活環境について国内法というのはどういうことがうたわれているのか。明らかに条例というのには法律で禁止されているものについては条例をつくることができないけれども、本当に禁止するようなことを今やろうとしているのか、私たちが提案しようとしていることについてですね。では国内法ではどういうことがうたわれているのかをお聞きしたいです。

○知念建次文化環境部長 生活環境保全条例の関連でいきますと環境基本法というのがあると思いますが、環境基本法の目的を読んで見ますと、この法律は環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業所及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とするということです。

○渡嘉敷喜代子委員 条例で定めるということは県民の意思を客観化して、それで法律で義務づけていくということができるといえることなんですよ。今回の答申の中で基地内の環境問題の立ち入りすることができるとか、そういうことを入れてもいいのではないかという思いですよ。この条例をつくっていく目的としたときにですね、明らかに国が禁止していることに対して私たちがつくろうとしているわけですから、そのあたりはどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 同じことを繰り返すようで申し訳ないですが、立法論の問題として先ほど来から申し上げております国内法との関連を条例は体系づけて整理をしないといけないということです。日米地位協定の抜本的な改定を申し入れをするというのは知事の姿勢として持っていますし、認識しておりますが、それを条例の中に盛り込むことについては法体系上難しいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 私は日米地位協定のことを言っていないんです。あくまでも条例を制定していく上でどういうことを盛り込まなければいけないのか、盛り込むべきかということなんです。ですから県民の意思として、それを法律にどう義務づけていくかということも大切なことですよね。今、求められているのは、基地の中が汚染されていると。事故があって立ち入っても黙視だけで写真も撮れない状況ですよ。そういうことは県としては、立ち入って検査もすることができるということを条例に盛り込めばいいことであって、それを決して米軍側に対して、強制的に義務づけるということではないということが私たちの見解なんです。そして答申の大きな意味があると思いますが、どうなんでしょうか。

○知念建次文化環境部長 その趣旨として私もよく理解します。先ほど申しましたように文言上、どういう形で文言を作成するかというのが具体的にあらわれていませんので、その分についての対応がすれ違っているのがあるかもしれませんが、基本的には文言上知事が行うにしても、知事が申し入れをするにしても結果として米軍の管理運営、活動を規制するような結果になることについては実行行為が伴わないわけですから、それは条例に打つことはできないということですよ。

○渡嘉敷喜代子委員 これを条例に組み込むことによって、米軍側の運営管理を規制するというのではないんです。そういうことを言っているわけではないです。こういう条例があることによって、もし違反したときに県民にはこういう条例がありますよ、ですから守ってくださいということであって、もし条例も何もなくて、皆さんは立ち入りをやりましたよね、汚染されたときに。そのときに写真も撮ることができなかつた、ただ黙視だけだったわけでしょう。そういうことも条例で制定すれば、私たちの条例でこういうことになっていきますから検査させてください、立ち入りさせてくださいという申し入れができやすいんじゃないかということなんです。何でも米軍側に対して、運用のどうこうというわけではないですよ、先ほどから言っていることは。

○知念建次文化環境部長 先ほど沖縄県環境審議会の申し入れとの関連でお答えしますと、協定締結を申し入れなさいということを受けて、知事が申し入れることはやります。これを条例に入れるということができない。このことはどういうことを意味するかということを検討しましたら、協定締結の申し入れと

いうのは米軍を相手に協定を締結することを知事にやりなさいということではできませんということです。知事がちゃんと申し入れなさいという、そういう意味であれば別なんです、これは条例に申し入れを盛り込みなさいという意味ですから、これは盛り込めないということです。

○渡嘉敷喜代子委員 協定をしなさいとか答申であったかもしれませんが、私が言っていることは協定を結びなさいと言っていないです。条例に盛り込むことによって県としてもかえって動きやすいんじゃないのかと。何も米軍側に対して運用どうのこうのとか、圧力かけるということではないんです。県としてやらなくてはいけないことは県民の命や財産を守ることでしょう。そして県民の意思というのはそういうことを客観的にやってほしいということが大きな意味ではありませんか。本当に皆さんはこういう環境をやりながら、米軍に対して何もできない、条例がないから動けないという状況にあるんじゃないですか。そういう意味で入れたらどうですかということなんです。

○知念建次文化環境部長 文言上、相手方に行為規制、あるいは義務を課するような文言だとできませんということです。

○渡嘉敷喜代子委員 文化環境部長はかわして言っているような気がしますが、私は米軍側に義務とか圧力をかけるということではなく、県が今やらないといけないことは基地の外の環境の汚染問題もさることながら、今沖縄県にとって一番大きな環境汚染は基地の中ですよ。事件が起きたときに皆さんは動けない状況にあるわけでしょう。そのときに県としてはこういう条例がありますということによって動きやすいのではないかとこのことを言っているんです。

○知念建次文化環境部長 おっしゃっている意味はわかります。その中の文言がということです。どういう文言かということは、我々は条例にそういうことを想定していませんので、少なくとも沖縄県環境審議会から提言があります協定締結の申し入れとかについては文言として入れることについては、相手方の行為規制を生ずるという解釈ができますので、それについてはできないのではないかとこの結論に達して、沖縄県環境審議会に対して、その旨の報告をしましたということです。

○渡嘉敷喜代子委員 1996年に普天間飛行場の運用の騒音防止協定を結ばれましたね。このことは国の問題だとおっしゃるかもしれませんが、こういう騒音

防止協定を結んだのと、そうでないものとは、物の言い方は違って来るわけでしょう。嘉手納飛行場にしても騒音協定があっても違反をして、あのようにF18戦闘機を早朝に飛ばしてやっていますよね。そういうことも協定があるからこそ、あなた方は協定違反でしょう、守ってくださいと言い方がありますよね。協定もなければ、何も言えない、やりたい放題やっても何も言えない状況にあるわけですよね。文化環境部長は国の問題だからと。私はそのことを言いませんが、せつかく県は条例をつくるわけだから。そのあたりで条例の中に組み込んではどうですかと、それだけなんです。それだけでも米軍に対して圧力をかけるとか、運用の問題とかをなぜ気にするのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 いわゆる立法論と行為の問題、この議論のかみ合わないところがあるかもしれませんが、条例を制定するということは立法論上、条例に盛り込むことによって、どういう行為規範が生まれるか、どういう制限、規制が生まれるかを解釈し判断しないといけないと思います。その部分を先ほどから話をしているということで、日米地位協定、騒音協定を外交として国に働きかける、あるいは要請をするということ拒否しているということではありません。条例にうたえるか、うたえないかということでの条例制定権のある面限界がありますと申し述べているつもりです。

○渡嘉敷喜代子委員 どうしてもかみ合わないのでどうしようもないことですが、法律で明らかにこういうことは禁止ですということに対して、県がそれに反するような条例をつくることはできないと思います。禁止されていることを私たちはやろうとしているわけではないですよ、県の条例というのは。条例は何のためにつくるかという県民の意思を客観化して、法律で義務づけていくことができる、そのために条例をつくるわけですよね。それであったならば、今本当に基地の中の環境が侵されている中で返還されても、いつまでも復元できない状況ですよ。今ある環境に対して、事故があったときにいつでも立ち入りできるとか、そして建設の状況のときにはこういうことを気をつけてほしいとかという、県ではこういう条例がつくられているということがあってもいいのではないかと。今回、盛り込んでもいいのではないかと私たちの意見です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 具体的な事例を検証しながらお尋ねしたいのですが、県は

2002年キャンプコートニーのクレ射撃の鉛汚染問題で、米軍に対して立入調査を求めていますよね。その立入調査を求めたときに根拠にしたことと、その立入調査を求めることが法の範囲内の行為であるということになるのかお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 平成15年7月に米軍基地関係特別委員会のほうに沖縄県独自でキャンプコートニーのクレ射撃場及び周辺海岸海域において、鉛の環境影響調査の実施についての陳情がありまして、それは採択いたしまして、県は同年8月に在沖米海兵隊外交政策部に対しまして立入調査の申請を行っております。これに対しまして、米軍のほうから県の要求に回答する権限は日米合同委員会であるとの回答を受けまして、日米合同委員会では協議はしているのですが、これについての立ち入りについての回答はまだないという状況です。

○仲村未央委員 その県が申し入れを行ったこと、このことは県の事務としては何らかの法令に反することになりますか。

○友利弘一環境企画統括監 基地への立入調査の申請につきましては、1973年日米合同委員会合意の環境に関する協力について、それから平成8年日米合同委員会合意の合衆国の施設及び区域の立入調査についてというのが根拠になっているということですが、しかしながら1973年の合意文書については平成15年3月6日の当時の那覇防衛施設局の説明会まで、県はその文書の所在を承知する機会がなかったために当該合意に基づく申請事例はなく、すべて平成8年の合意に基づく申請であるということです。

○仲村未央委員 今おっしゃっている日米合意の根拠は後になってわかったこともあるわけですよね。その立入調査を求める前にはわからなくて、その後に発覚したということは経過の中でいただいておりますが、県が立入調査を求める行為というのは何らかの法に抵触しますかということを再三お尋ねしています。

○知念建次文化環境部長 法に抵触するのではないと思います。

○仲村未央委員 そうであればその後1973年合意に基づいた立入調査ができたのではないかと後になって発覚したわけですよね。改めてお尋ねしますが、日

米合意の手續に沿って立入調査を求めること、この求める行為の根拠を改めて自治体の条文に入れるということは何らかの法的な齟齬が生じますか。

○知念建次文化環境部長 日米合同委員会の合意の性格は、要するに国と国との取り決め事項ということになっておりまして、日米地位協定でも明文化されていないということは、国内法の体系上も整理されていないということからすると、先ほどと同じような答えにならざるを得ないということです。そこら辺を条約、日米地位協定、国内法の整理がされた上でということでしたら可能性はあると思いますが、されていない状況で条例ということになると法の体系上問題があるということになるかと思えます。

○仲村未央委員 答弁の確認ですが、県の事例ですと自治体はその日米地位協定に基づく立入調査を求めたり、合意事項に基づく立入調査を求めたりすること自体は特に何らかの法に抵触するものではない、ここは確認できたと思えます。そのことの行為を条例に根拠づけること、つまり求めること、自治体の行為として米軍に対してそういった立入調査を求めることを条文化することが、合法か、違法か、何かの法に抵触するのかということ为先ほどから各委員は聞いていますが、その立ち入ることに対する根拠法、立ち入りを求めることに対する根拠法を条文に定めることは何らかの法に抵触しますか。

○知念建次文化環境部長 一般的に立ち入りを求めるということは、おっしゃるように何らかの協定上の根拠なり、国内法令上の根拠があれば、ある面で条例でうたわなくても立ち入ることはできるわけです。根拠がないものを条例でうたうということはできません。それを申し入れることが結果として、同じ結果につながるということであれば結論も同じにならざるを得ませんということです。

○仲村未央委員 ということは日米合同委員会の合意事項は、根拠にはならないということですか。

○知念建次文化環境部長 先ほどの日米合同委員会の合意事項をいうのは、条約あるいは国内法の体系の整理がされていないと聞いておりますので、あくまで外交文書で国と国との取り決め事項であると。それをさらに条約から国内法まで整理された上で、どういう形で条例に盛り込むかということについては、今後検討の余地はあるかもしれませんが、現段階でそれを入れるということに

については、条約と国内法の整理がされていないということです。

○仲村未央委員 物すごく日米合同委員会の合意事項に対するとらえ方が消極的な感じがするのですが。そのことを根拠にすることに関して条文にうたうことが法体系として整理できていないということですが、そのことによらずとも県が主体的に日米合同委員会の合意事項を根拠にせずとも立ち入りを求めることはできるわけですよね。そのことに対して、立ち入ることを求めるように条例が県の執行に対して条文の根拠を与えること、これは法的には何の支障はないですよね。

○知念建次文化環境部長 文言の打ち方ですが、結果として知事が行うことになっても米軍の行為規制、あるいは活動義務に反するようなことになるということであればできないものだと思っております。

○仲村未央委員 日米合同委員会の合意事項に基づいて、県が立入調査を求めることは米軍の行為を制約するものになるのですか。

○知念建次文化環境部長 具体的にどういう形になるかということもあるでしょうが、漠然として全部規制することにならないということも言えないと思いますし、立ち入りの許可が必要ということは相手の状況によって管理運営されている部分であり、活動に関する部分であるということも起こり得る状況というのは可能性はあると思いますので、それは一般的にそういう規定を打つということはそれに及ぶ可能性があるということになれば非常に難しいかと思いません。

○仲村未央委員 その可能性をどこまでも広げていけば、それはすべて事あらば全部米軍の管理権に及んで規制に入ってくると思いますが、私が具体的に言っているのは日米合同委員会の合意事項の手続に従って、その発生原因が明らかに基地が源であると特定されるような状況において、県が立入調査を米軍に対して求めることが何か米軍に対して規制や強制をかけることにつながりますかということですか。

○知念建次文化環境部長 そこは一概につながりませんと言えませんし、つながる可能性もあるという状況も考えられるのではないかということをお答えしています。

○仲村未央委員 その部分になってくると非常に捉え方が後ろ向きであるという印象を持ちます。基本的に合意事項に沿って、その手続のガイドラインに沿って進められる行為が、その合意事項を超えてもいないのにもかかわらず、そのマニュアルに従って立入調査を求めることができる範囲において米軍の行為を規制したり、強要したりするような解釈になってしまうと。合意事項自体もすごく後ろ向きにとらえていると感じるんです、今当局の立っている目線からすると。やはりこちらからは先ほど来、条文に何をに入れるかによるということを再三知念文化環境部長がおっしゃるものですから、基本的には今言う1973年合意事項、1996年の騒音防止協定といったものは基本的には日米間で合意された範囲内で自治体はその遵守を米軍に対して求めていくということに関しては、十分に条文に入れたとて、何ら国内法に抵触する状況ではないと思うのですが、その考えはやはり同じことでしょうか。

○知念建次文化環境部長 結果として同じことだと思うのですが、具体的にある面今の2件の事例については、私が答弁しているのは立法論としての体系の話をしているということですから、その立法論としての法体系上の整理はしないといけないということは最低限入れると思います。

○仲村未央委員 立法上何が制約になるのかということが、答弁の中だと合意事項を踏み込んで解釈して、それに根拠を求めることはできないという立場に立たれるので、こちらは合意事項ということは基本的に日米の双方が合意した範囲内においては何らそのことを条文に盛り込んだとて、国内法の何らかを抵触させてその法を侵すようなことにつながる根拠にはならないのではないかとということで、先ほどから平行線になっているところです。もう一点ですが、沖縄県環境審議会が求めていることには、県が主体的に基地から派生するさまざまな環境問題に関しては毎年調査をして、それを報告を白書として、広く県民に知らしめてくださいということも合わせて盛り込まれているんですね、このことについてはいかがですか。

○友利弘一環境企画統括監 環境白書につきましては毎年発行しております、その中に基地関係があるわけですが、内容としては基地排水関係の調査内容、航空機騒音の測定の関係、原子力潜水艦寄港に伴う放射能調査等を公表いたしまして、航空機騒音につきましては環境保全課のホームページでも公表している状況です。

○仲村未央委員 従来も基地からの環境汚染に関しては広く知らしめているということですね。

○友利弘一環境企画統括監 今申し上げた内容につきましては、従来からの環境白書に掲載しています。

○仲村未央委員 沖縄県環境基本計画のほうにも具体的に米軍と環境にかかわる部分の項目を設けていますよね。その実効性はどのように高めていくことになるのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 沖縄県環境基本計画の中で基地公害の防止のための施策という項目があるわけですが、その中で幾つかの対策がありまして、例えば基地公害の監視調査というものにつきましては実際にやっているものは基地排水、いわゆる基地周辺の公共用水の水質等の監視調査、それから米軍専用飛行場周辺における航空機騒音の監視測定、それと米軍基地からの赤土等流出防止ということで流出状況の周辺調査、普及、啓発、原子力軍艦の寄港に関する放射能調査として、放射能レベルの監視測定をしているという幾つかの項目を立てて実施しております。

○仲村未央委員 ここで米軍に具体的な項目をたくさん立てて、このように努めてほしい、こうしてほしいと具体的に書いてあるんですね。これを基地から派生する諸問題の解決に向けて、米軍における積極的な参加、協力が必要になってきているということで環境基本計画にはありますが、その必要となってきたことにかんがみて、県の環境保全条例に県の責務として、その参加と協力を米軍に求めるという条文を入れた場合、これは上位法との関係で何らかの問題はありますか。

○知念建次文化環境部長 非常に答えづらいですが、きちんと検討しなければきちんとした答えになっているかということについては自信がないのですが、参加について強制力が生じるかどうかという問題を検討しないといけないと思います。県が求めた結果、参加しないと米軍が義務を果たしてないということになるのかという議論はしないといけないと思います。協力というのは強制、義務というのは言葉としては生じないと思います。参加という言葉がどこまでいくかということの検討もしないといけないと思いますが、そういう文言で相

手にどういう影響が及ぶのかということはきちんと検証しなければいけないということを申し上げているということで、結果として規制であり、義務を生じさせることになれば難しいだろうということです。参加、協力ということについては、個人的に言えば協力は大丈夫だと思いますが、参加ということにどれぐらい義務的な要素を含むかということの法的な解釈の検討は一度行う必要があると思います。

○仲村未央委員 そうなってくると環境基本計画自体の後ろ盾となる県の条例の中でも今の答弁ではそのことは担保できないわけですから、その環境基本計画自体が全く絵にかいたもちであるとみずから認めていることになりませんか。

○知念建次文化環境部長 立法論としての問題と我々が実際に米軍に対して求めていることの強弱と議論が少し違うと思います。環境に関する資料とかはいろんな手だてを求めることはやっているつもりです。今後もしやっていくのですが、それを条例にどう打つかということは別の議論を理解しなくてはいけないということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 平成20年第2回議会乙第4号議案についてお尋ねします。県も平成20年第2回議会乙第3号議案、同乙第4号議案に対する考え方で結論としてまとめを出しています。沖縄県環境審議会の答申に対するまとめですが、このまとめで3点触れていますが、すべて最終的には条例に盛り込むことはできないものとする、最後も条例に盛り込むことはできないものとするというまとめになっているんです。県がどう考えるかとお尋ねするという考えはないんです。考えることは自由です。でもできないという法的な根拠を明らかにしてほしいということです、ずっとお尋ねしているのは。

○知念建次文化環境部長 それは国際法上の問題、国際法と国内法との関係、国内法の中で法体系の問題から条例を打つことはできない。

○西銘純恵委員 ちゃんとした答弁になっていないのですが、国内法より国際法が上位にあると、そして条約の取り決めに超えた条例を制定できないという

こともおっしゃっているのですが、お尋ねしたいのですが、米軍基地を法律や条例の適用対象とすることにだめだという、我が国の法律に妨げる法的理由はありますか。

○知念建次文化環境部長 同じことになるのですが、横田基地の最高裁判所判例で条約ないしこれに基づく国内法に特段の定めがない限り米軍が本件飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではないということが書いてあります。それで関係条約及び国内法令に右のような特段の定めはないという判例が出ています。これからいきますと本件飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得る国内法令の特段の定めがないことですのでそれを条例に打つということは国内法令の枠を超えることになるということになるかと思えます。

○西銘純恵委員 横田基地の爆音訴訟については、幾つかの求めている提訴の趣旨があったと思います。その中で答弁されたのは何が関係法令にないのでいったのかは定かではありませんので、これは横田基地の例しか挙げませんでしたよね。ですから米軍基地を適用対象としたらだめだという法的理由が明確に法律、憲法の中にあるのでしたら挙げていただきたい。もう一点、地方公共団体も、沖縄県もそうですが、憲法から付与された条例制定権というのがあるわけですね。米軍を対象とする条例をつくってはいけないという法的根拠、法律がありますか、何条ですか、具体的にお尋ねしているんです。

○知念建次文化環境部長 憲法第94条の法律の範囲内において条例を定めることができる。地方自治法も法律の範囲内において条例を定めることができる。逆に言うと、法律の範囲を越えて定めることはできないものです。

○西銘純恵委員 この具体的に米軍基地を対象にするという条項、これが何の法律のどの範囲に抵触するのかをお尋ねします。

○知念建次文化環境部長 横田基地の訴訟で、米軍機の離着陸の差し止めを請求するのは、その支配が及ばないということになっております。その理由として、飛行場の管理運営を制約し得るものは国内法令に特段の定めがないということです。国内法令に制限し得る特段の定めがないものを条例で制限し得るということとはできないということです。

○西銘純恵委員 結局は横田基地の訴訟の例を挙げているのですが、米軍機の離発着について差しとめする権利はない。これは国内法にないからと言っているのですが、実際は本件が定めようとしている米軍基地に関する3つの事例に関しては、国内法の何に抵触するという具体的な法律の根拠を明らかにすることができていない、それは明白だということを指摘して。もう一点ですが、日米地位協定の中に立法を制限する条項がありますでしょうか。沖縄県が条例を制定してはいけないという制限条項が、日米地位協定に定められていますか。

○知念建次文化環境部長 日米地位協定に条例制定権を制限する条項は定められていないということです。日米地位協定というのは、条約との関連ですので、条約との関連でいきますと条約にこの分野の国内法を適用する旨規定するということが必要であるということです。条約や国内法に条例制定権を制限する旨の規定がないということで、法令を制定できるということにつながらないと考えております。あくまで条例制定権の限界をどこで判断するかということになりますと、国際法上の問題、判例との関連、法体系等から判断せざるを得ないということです。

○西銘純恵委員 明確に条例を制定したらだめという規定も入っていないと言っておりますが、あと条例をつくって沖縄県に対して、沖縄県が米軍と飛行制限などの協定締結するような申し入れ、汚染があったときに基地に立入調査をする権利を条例の中にきちんとうたうということは、実際に現実問題として沖縄県自身の交渉能力を米軍に対して大きくするものだと思います。そういう意味でも重要な規定になってくるのではないかと思うのですが、県はたび重なる米軍基地からの公害に対して、本当に真剣に交渉する気があるのでしょうか。あれば条例にきちんと明記してということが問われてきます。そういう気はないんじゃないですか。

○知念建次文化環境部長 米軍から派生する環境問題について、県はきちんとした対応をし、要請、抗議を行う必要がある分についてはきちんと対応していきたいという認識は常に持っているつもりです。それと行為規制を条例に打つことは議論が別だと思います。それは条例制定権の限界がありますということとを述べているのであって、基地に関して弱気だということとは議論が別だと思えます。

○西銘純恵委員 最後に、法的な根拠が明確にできないけれども、条例は制定

できないということだけに固執しているということが、県のそういう姿勢が伺えるんです。もし、そうじゃないというのであれば、内閣法制局にこの条例制定について個別に、3事案について米軍基地が一番の沖縄県民に対する公害の大もとだからこれを規制したいと、この条例に入れることは法律違反なのか、どうなのかを尋ねたらどうですか。

○知念建次文化環境部長 先ほどきょう資料を提供しましたのは、先ほど答弁したように県の法律顧問にも意見を聞かせていただいて、その意見も聞いた上で整理した資料です。もう一つは、横田基地の判決の話で同様な趣旨については普天間飛行場、嘉手納飛行場の爆音訴訟にも同様なことがうたわれていますので、これは外務省の見解とも合わせて米軍に対する国内法令の適用の解釈としては特段内閣法制局に聞くまでもなくあらわれていると思っています。

○西銘純恵委員 大方の法解釈は3つのことを入れて条例に明記することは問題ないということを出ております。ですから私はあえてそのようなことをお尋ねしました。私は実効性あるものにして、日米地位協定が大もとですからこの改定に向けて抜本的に音頭を広げていく後押しになると。沖縄県知事を後押ししていく条例であれば積極的に盛り込んでいく、障害がないのですからそういう意味では今の姿勢に対して後ろ向きではないかということ指摘して質疑を終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今回の条例について沖縄県環境審議会の答申が問題になっておりまして、基地の環境に係る問題を条例に取り組むか、取り組まないか。この中で県の環境基本計画というのがありますよね。この環境基本計画の中においては基地の問題は取り入れられているのですか、基地から出る公害については。

○知念建次文化環境部長 基地については、基地環境問題の現況と課題という形の捉え方をしております。

○翁長政俊委員 中身はどうなっていますか。

○知念建次文化環境部長 現況として基地の排水の問題、油の流出事故等の問題、課題がありますという捉え方をしております。キャンプコートニーの水域の油汚染の問題もありますという問題点としての捉え方はしております。

○翁長政俊委員 この条例の制定に当たって、この環境基本計画の実行をあらしめるものが目的の1つになっていませんか。

○知念建次文化環境部長 はい。そのとおりです。

○翁長政俊委員 では、皆さん方は具体的にどう実効性を確保していくつもりですか。

○知念建次文化環境部長 防止策として挙げているのは、調査を行う、そして要請を行う。それに基づいて防止対策を国に働きかけるということを対策としてやっております。

○翁長政俊委員 これまで皆さん方が日米地位協定の第3条第3項の規定に基づいてやっているわけです。これは今までどおりのことなんです。ただ、条例の制定の目的の一つに県の環境基本計画の実効性、これが問われているんです。これは制定する段階で実行をあらしめるような形での体系がないと効果として現れてこないのではないかと私は危惧しておりますので、心配をして聞いています。

○知念建次文化環境部長 基本的に環境基本計画というのは、自然環境の問題、赤土の問題、廃棄物の問題、温暖化の問題等々すべて環境基本計画の中に盛り込まれています。温暖化の問題にしましたら、今度の沖縄県生活環境保全条例では環境負荷軽減という形でアイドリングの規制などを盛り込んでおりますので、条例トータルとしては環境基本計画の実行をあらしめるような体系にはなっているつもりであります。

○翁長政俊委員 皆さん方のペーパーを見ているのですが、条例制定は環境基本計画の実効性を確保することが目的の1つであると。同計画の中には基地問題も掲げられていると。これは皆さん方のペーパーです。皆さん方のペーパーからいくと、基地問題をどう実効性あらしめるために条例の中に落とし込んでいくかということが問題になるのではないかと聞いています。

○知念建次文化環境部長 先ほどお答えしたかと思いますが、現条例を沖縄県環境審議会に諮問したときに、沖縄県環境審議会としては基地環境問題についてタブー視しないで議論するということが前提になっています。そこで何ができるか、どういう方策ができるかということの沖縄県環境審議会での議論の結果として、先ほどの答申が出てきたと理解しております。その答申を受けて、我々は条例に盛り込まれるか、盛り込めないかと検討した結果として先ほどの結論になっているという意味です。

○翁長政俊委員 私の質疑に答えてないような気がします、それで沖縄県環境審議会の皆さんが出した結論を県としては条文化し、条例に落としていくことは法体系上できないということで答申についてそういう結論を出したわけですよ。これは基本的に了承されたと理解するとなっておりますが、この審議会は了解されたのですか。

○知念建次文化環境部長 平成19年度の第2回審議会で、これは平成20年1月16日に開催されたものですが、条例案を報告するときに条例の内容について盛り込むことができない旨の報告をしました。それについて沖縄県環境審議会会長のそのときの議事メモを読みますが、「条例というのは規制の対象や指導の対象、先ほど申し上げた環境基本計画の実効性を確保するために制定するものである、そこにつながるものであれば条文化が可能であると思われるが、基地問題についてはそここのところが難しいところとなっているということで、条例という形ではなく、今までと同じような形で行政が事あるごとに国、米軍なりに働きかけていくことではないかという結論に至ったが、その結論は尊重せざるを得ないと思うがいかがでしょうか。」ということで諮りまして、委員の了解を得ている状況になっております。

○翁長政俊委員 今質疑をいろいろと聞いている中で、結論としては条例に落とし込むことができるか、やるべきだという問いかけにできないという結論になっているわけですよ。理由が何かというと法体系上できないということですか。

○知念建次文化環境部長 外務省の見解として、国際法上の問題がありまして、日米地位協定の特別な定めがない限り国内法令に基づき米軍に対して規制したり、一定の義務を課したりすることはできないという国際法上の見解がありま

す。それについては、判決で同様なことが、判例で同様なことが言われているわけです。

○**翁長政俊委員** 私はそれを聞いているわけではなく、今の知念文化環境部長の答弁では法体系上問題があるから条例化は厳しいですと、できませんということに質疑する委員の答弁として聞いてきたのですが、それでよろしいですかと聞いているわけです。

○**知念建次文化環境部長** 法体系というのが国際法であり、判例であり、憲法と地方自治法と条例との関係でいくと厳しいということです。

○**翁長政俊委員** 一番先の部分で問題になっているのが、この条例化することが違法性があるかということになると、こういう聞き方はまずいですか。違法性があるかということになるとどうでしょうか。

○**知念建次文化環境部長** 地方自治法を地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとなっておりますので、修正する文言が法令に違反する分に当たるかどうかという判断が一つ必要だと思います。その判断をするには、判例－判例とは何かを言いましたら、先ほど言いました国内法が米軍に対して適用できない、規制や義務を課せないということを最高裁判所の判例で出ているのにそれを課すということになると、その法令に違反するかということの判断も出てくるかと思っております。

○**翁長政俊委員** 法律になじむとか、なじまないという話ではないんです。違法性があるかどうかです。きちんと違法性があるといえれば私どもも判断がしやすい。違法性があるということでしっかりと答弁していただければ、判断がとも早いのですが。

○**知念建次文化環境部長** 文言が米軍の行為を規制する、あるいは米軍の活動に義務を負わせる修正であれば、法令に違反することになるかと思えます。これは県の見解としてそう思っております。

○**翁長政俊委員** 今、明確に違法性があると答弁されたと理解しますが、条文化する議論は別の議論という話がありますよね、先ほどから答弁されていますが、どういう議論ですか。条文化して、条例の中に落とし込んでいくには別の

議論が必要だと言いますが、その別の議論が何を想定にして別の議論と言っているのか。

○知念建次文化環境部長 協定を求めるのと、それを条文に入れるのとは別ではないですかということをお願いしたつもりです。日米地位協定を申し入れなさいと、例えば日米地位協定の抜本的な改正を知事が申し入れなさいということを受けて、知事がその行為、行動を起こすのはいいのですが、条文に日米地位協定の抜本的な改定を申し入れることになると、知事に外交交渉しなさいと、対米交渉しなさいということとはできません。外交というのは、国の専権でありますので、それを入れることはできませんということです。

○翁長政俊委員 ちょっと違う方向に議論がいきましたので。知事は二、三日前の新聞で米軍基地問題では、外交問題と防衛問題については国の専権事項ではないと発言されていますよね。

○知念建次文化環境部長 憲法上、外交が内閣に属すると明記されておりますので、知事がおっしゃっているのは別の意味での話かと思えます。

○翁長政俊委員 私はそうとっておりません。外交、防衛だって、現実に沖縄に基地がある以上は外交の最前線に県民が立っているという認識を知事は言うただろうとそんたくしているわけです。これはこれとして知事の判断は正しいと私は認識しています。この議論はとっておきましょう。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 これまでの議論を聞かせていただいて、特に翁長委員の質疑はすばらしかったと思っております。環境基本計画に基づいて、計画がどう実行できるかということをお願いするのが条例だと思っております。きょうの議論の中で、例えばこの条例が米軍にも適用できるのか、できないのか。それは法的な解釈を先ほどからやっているのですが、これを例えば米軍基地が日米安全保障条約、あるいは日米地位協定に基づいて我が国の法律、条例によって、これが条例の適用外であるとする、先ほどの外務省のこれが根拠になっているという話ですが。これを見ますと昭和52年、およそ30年前の外務省の基本的な姿勢だと思えますが、あれから30年ですから国民生活が大幅に変わって、国際情

勢も変わり、それから環境、基地に対する県民や国民の考え方というのも相当違ってきているわけですが、皆さんの根拠は外務省北米局の安全保障課長の回答が唯一といいますか、それが根拠になっているのでしょうか、それをお聞かせください。

○知念建次文化環境部長 昭和52年の文書を言いますのは、そのときの沖縄県環境保健部長が照会したものに対して回答が来たものですから添付しておりますが、これについての外務省の見解はホームページ等、外務省の資料等から確認いたしましたして、見解に相違はありません。それを判例で裏づけされていると思いますので、それと合わせて紹介させてもらっている状況です。

○奥平一夫委員 これまで日本政府というのは、日本に存する米軍基地を対象とした規制や法律はほとんどできていなかったんですよね、これまでずっとないんですよ。これは政治的な意向でこういうことをしてこなかった。ですから外務省のこの回答になっていると思うんですね。そういう意味では法的な障害は何もないわけで、このことを根拠にして条例がつかれないという話にはならないと思うのですが。先ほどの議論にもありましたように地方公共団体が条例をつくるのに、それはできないだろうという議論がずっとされておりますが、憲法で付与された条例制定権が理由に基づいてそれができないという話をお聞かせください。

○知念建次文化環境部長 日本国憲法第94条は、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができることになっております。条例というのは、説明資料の2ページに条例というのは普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法ではあるが、国の法律の間に矛盾抵触することなく、国の法律とともに全体として国の秩序を形成することであり、法体系としては日本国憲法を頂点として国内法体系では法律が上位で条例は形式的には上位下位関係にあるでしょうということです。判例は国内法で米軍の管理運営の権限を制約し、活動をし得るものではないということであり、それは国内法令に定めがないわけですから、定めがないものを条例で管理運営の権限を制約する、活動を制約することをうたうのはその法律の範囲を超えているのではないですかと。そういうことになると、上位、下位との法体系からすると条例でうたうことは困難でありますと。

○奥平一夫委員 それに該当する法律がないので、そういったたぐいの条例は

提案できないということですか。

○知念建次文化環境部長 米軍の管理運営の権限、あるいは活動に対して義務を負わすわけですから、それは基本的には国対国、要するに条約で取り決められているということで、日米地位協定、日米安全保障条約があるわけですから、その体系からするとそれに基づいて、法令で特段の定めがある場合だったら別ですが、ないものを条例でうたって行為、規制を制限することはできないのではないかということです。

○奥平一夫委員 これは憲法の条例制定権からするといかがなものでしょうか。本当にそういう形で条例が提案できないという解釈でいいのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 国内法が適用されない部分に条例で適用させるということは法律の範囲内ではないのではないかという見解です。

○奥平一夫委員 例えば私たちが現状を打開するために、皆さんは環境基本計画にもそれらしいことをうたっているのですが、全く効果がない、効力がない、実効性がないという形で基地による環境被害は非常に大きなものがありますね。この現状打破するためにも何としてもこういう項目を住民側から入れたいという、ぜひ何とかしたいという意志を込めて条例化していくということは必要だと考えていないのですか。

○知念建次文化環境部長 条例でできる範囲内であれば、それはやぶさかではないのですが、条例でうたえる範囲なのかどうかということはこの条例で提案するに当たって、沖縄県環境審議会の提言などで検討した結果、盛り込めませんということでこの条例を提案しているということです。

○奥平一夫委員 それでは今の条例の中にこれを落とし込めていきたいと思っているわけです。そういうことなしでは県民意思を表現できない、県民意思を追求できない、この現状を打開できないと私は思っておりますので、少しお聞きしますが。この環境保全条例を制定する目的として、まず米軍に義務を課す、地方自治体にも申し入れをする権限を付与することによって、やはり県民の意思を米軍の義務という形で表明できると思います。そういう意味では米軍の義務違反を批判する法的根拠を条例に求めたいということだと思いましたが、これは非常に大事な意義だと思いますが、知念文化環境部長の見解をお聞きしたい。

○知念建次文化環境部長 同じ答弁にならざるを得ないですが、仮に落とし込む条文の文言が結果として米軍の管理、運営、あるいは規制義務を課すということであれば難しかろうと思います。逆にいうと、そういうことが生じないというものが明白なもので、どういう形でできるかということについては想定しておりません。米軍に対して規制義務を課さないようなもので、どういう形になるかわからないですが、それを理念的なものとか、そういう形のものまでということになるとそこまで我々は議論していませんし、この条例を提案する際には提言があった分について盛り込める、盛り込めない、あるいは権利義務が課せられるか、課せられないかという議論はしましたので、それは盛り込めないだろうという結果としてこの条例を提案しておりますので、どういう形の趣旨になるかという中身がよく飲み込めませんので、そこまでちょっとお答えすることはできません。

○奥平一夫委員 午前中の桜井先生の説明によりますと、確かに条例制定はできるが与党の皆さんがおっしゃっているように実効性が期待できにくいと。しかし、桜井先生が言うにはフェンスの外から呼びかけをしていく可能性がある。先ほど言ったように公害に関する紳士協定など、あるいは地元住民の生命と財産を守る観点から汚染時等に基地内各地の立入調査を求めたり、米軍自身が記録によって把握している情報の提供を要請したり、そういう紳士協定を締結できるようにフェンスの外から呼びかけることが期待できるのではないかと、可能性があるのではないかとというある意味で非常にやわらかい条例だと考えるのですが、その辺について伺います。

○知念建次文化環境部長 桜井先生の基地の外から呼びかけるというのが文言上どういう形になるかということについては承知してなくて申し訳ないのですが、それが結果として相手の行為を規制しなくて呼びかけることができるようなものができれば。我々は相手方に行為の義務を侵すことがだめだと言っているわけで、知事がやる行為にしても結果として侵すことになるということは条例にふさわしくないとやっているわけです。それ以外にどういう方法があるかという検討、条例を提案するという事は承知している範囲ではないということです。

○奥平一夫委員 これは縛るのではなく申し入れすると。比重の置き方としてはそれが強いそうです。そういう条例制定のありようを求めているというのが

桜井先生の説明だったという気がします。

○知念建次文化環境部長 荒唐な話で申し訳ないのですが、それを条例ではなく、先ほど議事メモを読み上げましたように今までやっている行動であり、要請行動ということでやっていくということで条例化はできませんということでの話はしております。奥平委員がおっしゃるフェンスの外からどういう形で呼びかけるかということについては、正直に言ってどういう形になるかということとは答えが難しいです。

○奥平一夫委員 条例として落とし込んでいくわけですから、具体的な項目が入ってきますね。具体的な要望、要求が入ってくるわけですから。行政がその条例に基づいて、米軍と交渉したり、あるいはそのことによって当該市町村がそのことについて関心を持ち、米軍に対して呼びかけをしていくことができるという説明だったと思います。そういう意味では、やはり条例に落とし込んでいくというのは非常に大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○知念建次文化環境部長 ある意味で落とし込みの方法、どういう文言でいくことかと思いますが、知事に協定提携を申し入れなさいという、知事に外交、日米交渉しなさいと義務づけるということは知事の事務ではなく、県の事務でもないわけです。それは条例上打つことは難しかろうと。どういう表現で同じ表現にもっていくかということについては検討していませんが、そういう趣旨だと思いますが、そこは我々が条例を提案するときにそういう概念はなく、先ほどありました米軍の行為規制に対して、どう考えるか、沖縄県環境審議会の提言のある文言についてはどういう形になるかを検討した結果、盛り込めませんということでこの条例を提案しているということです。

○奥平一夫委員 そういう意味は、全くその意見が根っこから変わっていないのですが、そういう意味で皆さんの条例に我々が対案を出して議論をするという機会があればいいと思いますが、いかがでしょうか。

○知念建次文化環境部長 それを答えるのは御勘弁お願いいたします。ある面、議会の機能もございますので、我々が提案している執行部の立場もありますので。

○奥平一夫委員 今までの議論の中でも今回提案されている生活環境保全条例

では全く基地問題は動かない。ちなみに環境問題で県内基地から派生しているものは何割あるんですか。おおよそ2割だと考えていますが。

○久田友弘環境保全課長 基地への立ち入りにつきましては、平成8年以降に合衆国の施設及び区域への立入許可手続に基づきまして申請をしておりますが、平成20年5月現在で立入申請数は37件、そのうち20件は許可されています。9件については不許可という形になっておりまして、その中では立ち入りをし実際にはサンプリングまではいきませんが、目視で状況を確認するとか、周辺で調査するとか行っています。

○奥平一夫委員 私が聞いているのは、県内における環境汚染で基地から派生したものは何割あるかと聞いているんです。おおよそ2割だと思っていますが。

○知念建次文化環境部長 トータルの分についてのデータは持ち合わせていません。

○奥平一夫委員 要するに県内で派生する環境汚染の問題というのは、基地から派生するのはかなりあると認識している関係上、この問題は本当に避けて通れない問題ですね。幾ら基地以外の所の環境で対応していても、あとから基地内でいろんな問題が起こっている。このことに抜本的にメスを入れていかなければならない。日米地位協定だって、これだけ取り上げてやっても全く動かない。それを知事は米国まで行って要請すると言っております。そういう意気込みがあるなら、今度の条例についてもできませんではなく、もっと前向きにこの問題に取り組んでいくという姿勢で、いろんな整備をすべきではないかと。全く今までの議論は後ろ向きの議論で、これでは基地内から派生するいろんな環境被害を予防できないし、解決できません。そういう意味では、できれば条例を修正して、なんとかしてほしいと思っております。それは意見の違いでなかなかできないのですが、ぜひその姿勢を改めて環境基本計画も議論になりましたが、それに沿ってしっかりとこの問題の解決に向けてやっていただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 個人的にも、感情的にもやはり基地に対する被害や汚染に関しては規制していただきたいというのがありますが、客観的に行政というから

には法のもとでしっかりと行政行為をするというのが当然だと思いますから、そのあたりも含めながら質疑をさせていただきたいのですが。皆さまからいただいた資料の中で最高裁判所の判決が平成5年2月25日ですが、どういう内容で今回この資料として添付しているのか、この判決の内容についてお聞かせください。今回の環境保全条例とどういう関連があるのかも含めてです。

○知念建次文化環境部長 米軍機の運航等に関する騒音等の被害を主張して、人格権、環境権に基づき米軍機の離着陸の差し止めを請求するという部分のところでは先ほどの判例を引用しております。

○佐喜真淳委員 もう1回確認の形になりますが、午前中に桜井先生がいらしたときに1973年の日米合同委員会の合意事項を引用していただきながら、なおかつ今回の条例案に関して、実効性は伴わないけれども抑止力というか、基地外に対して、市町村自治体に対してもある程度の効果があるのではないかという話がありました。ただ、条例を制定するからには行政側としてはしっかりと法のもとでやらないといけないのですが、そこで今の判例もそうですが、1973年の日米合同委員会での合意事項というものは、最高裁判所の判決もそうですが、日米地位協定、あるいは国内法に照らし合わせて、これはどちらが上位なんですか。これは法律として合意事案というのは、効力あるんですか。

○知念建次文化環境部長 法律の話でありますと日米合同委員会の合意というのは国内法の体系、法体系での整理は必要だということですが、それは国と国との取り決め事項という形になっておりまして、いわゆる日米地位協定で明記されておりませんので、国内法での法体上での整理がなされていないと聞いております。外交文書的な扱いになろうかと思えます。

○佐喜真淳委員 先ほど翁長委員の質疑に対して、条例になった場合に違法性があるのではないかと。資料の2ページになりますが、国の法律とともに全体として国の法秩序を形成しており、地方公共団体への条例制定権は日本国憲法にその根拠があると。地方自治体の中でも法令に違反しない限りにおいて、条例を制定するという文言がありますが、そういうことから含めて今回の条例案というのは、しっかりと法のもとで条例をするということが大切なことです。これは客観論という形ですが、感情とか個人的見解ではなく、行政は行政的に法のもとに行政をするというのがやはり当たり前のことだと思います。そういう視点からして、もう一度繰り返しになりますが、1973年に日米合同委員会の

合意は法のもとで条例化した場合に問題になる、いわゆる違法性があるという認識なんですよ。

○知念建次文化環境部長 少なくとも国内法の体系上の整理がされておきませんので、そのままダイレクトに盛り込むことについては問題があると。それはある面、日米地位協定などの中で協定から国内法の整理をした上での結果になるうかと思えます。

○佐喜真淳委員 これは日米地位協定を抜本的に改定しない限り、しっかりとした条例も自信持って制定することはできないと思えます。そこで、仮に沖縄県環境審議会から来た3つの要望を入れて条例化した場合に、県民から条例をしっかりと県はやらないといけないじゃないかと言われた場合に、皆さんは法のもとでやっているつもりが実は条例を制定した、しかし県民はそれにとっって県に対して要求するだろうし、そうなった場合に法的な問題点は発生しませんか。あるいは条例の制定に関して、県の制定権というのは大丈夫ですか。

○知念建次文化環境部長 先ほどと同じ答えになるかもしれませんが、協定を締結しなさい、協定締結の申し入れをしなさい、申し入れることを知事に義務づけることは、知事に対米交渉をしなさいということになる。それを条例で義務づけるということは、地方自治の事務ではないものを条例に盛り込むことになるので、それはできないことになると理解しております。

○佐喜真淳委員 条例ですから施行年度が出てきて、施行した場合にずっとこの条例は生かさないといけないですよ。そうした場合に仮に盛り込んだ場合に、行政として手続上、あるいは条例上、私は客観的にですが心配して聞いているのですが。

○知念建次文化環境部長 仮に盛り込んだ場合でも実行行為が伴わない条文の内容になるかと思えます。実行行為が伴わないものを義務づけるということが基本的に問題になると思えます。

○佐喜真淳委員 基地に悩まされて60年余り来ておりますが、法のもとでの条例制定だと思います。感情的にはしっかりと基地を見ながら、あるいはしっかりと監視しながらやるというのは当然だと。この辺は客観的に条例としては、不具合があるのであれば、一番大切なのは日米地位協定の抜本的な見直しをし

っかりとうたいながら勝ち取って、しっかりと条例にはめ込んでいくというのが大切だと。今回の議論に関していえば、感情論よりむしろ客観的に議論しなくてはいけないのかと。残念ながら今回は法令に反しない限りにおいての条例制定が地方自治法でうたわれておりますので、そのあたりはどのような判断をするかわかりませんが、先ほど違法性があるという答弁がありましたので、しっかりと検討しながらやっていきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先ほどからの議論ですが、私たちは最初から米軍に対して規制や義務を課すことはできないと認めています。これはおっしゃるとおり日米地位協定という縛りがあるから、罰則もできなければ実効性を求めることも困難であるという認識は、皆さんと一致していると思えます。この一致している認識を一步進めて、先ほど奥平委員が言ったことは、罰則もできない、義務も求めることができないから条例に入れても仕方ないから、入れる意味はないじゃないかということにはつながらないのではないかという議論をずっとやっているわけです。ですから、皆さんは反論を出しているのですが、私たちはそれを大前提にしているわけです。日米地位協定を踏み込んで罰則も科す、義務を課すこともできないという認識の上に立って条例をつくることを提案しているわけです。そういうことは今到達できますか。

○知念建次文化環境部長 私の答えも同じことだと思います。要するに結果として、先ほど言うておりますことはできませんということ述べているということです。そのほかのことについて、我々は条例を提案するときは、そういう想定をして提案しているのではなく、そこは奥平委員の話もそうですが、条例にどう盛り込むか、あるいは提言されている分野でどう盛り込めるかを議論した結果として、今の条例を提案しているということです。今、比嘉委員がおっしゃる権利規制を伴わない、いわゆる日米地位協定に反しないという表現がどういう形になるかという検討はしていませんが、そこを全部否定しているという答えはしてないつもりですので、それがどういう形になるかも私もわかりませんので、表現の結果としてそういうことになることは難しいこととなりますので、その文言について検討する、どういう形になるかということは検討する必要はあると思えます。

○比嘉京子委員　ということは、そこのほうは認識が一致しているのですが、具体的な文言として、どう入れることが可能ですかということで、皆さんは入れることはできなかったという理解でいいのですか。具体的に入れる、いわゆる技術的なところで難しかった、できなかった。そのために除いてあるという理解でいいのでしょうか。

○知念建次文化環境部長　条例の検討のときにそういう表現の検討はしていません。沖縄県環境審議会から提言があった分について、盛り込めるか、盛り込めないか、どういう影響が出るかという検討はしております。

○比嘉京子委員　先ほど日米地位協定の壁によって、それを求めることはできないというのは共通認識になっていますが、では何も課せることができないから入れないほうがいいのかという議論に達したということですか。

○知念建次文化環境部長　一つ一番肝心なものは、実効性をどう持って行けるかという議論はしています。基本的に条例は県民に規制ないし義務を負わせることになるわけですから、それは同じように負わせることができるのか、できないのか。負わせることがこの条文でできるようなものがあるのかどうかということの議論はしておりますので、その結果として、権利義務を負わせることはできないので、そこは打つ必要がないのではないかという結論に達したということです。

○比嘉京子委員　この条例の目的ですが、沖縄県における県民の健康や安全、それから環境を守るためというのが条例の目的ですよね。そうすると沖縄に同じ場所で、同じ空気を吸って、同じ生活をして、さまざまな排出をしている米軍の中に対して、日米地位協定によって手出しができないから条例にそれを織り込んだって、求めることはできないから、だから入れることに意味がないということではない。入れたいと思っている、入れる意味はあると思っている。だけれども具体的に罰則を科したり、義務を要求することができない。上位法があるから入れてないという理解でよろしいのですか。

○知念建次文化環境部長　法体系としても同じことになると思いますが、権利義務を負わすことができないということで実効性が伴わない、そして条例の制定の趣旨からすると実効性が伴わないものを条例の条文に入れる必要はないという検討です。

○比嘉京子委員 皆さんが出されている環境基本計画の実効性を高めるための担保、確保するためという4項目の米軍に対して、どういうことで求めていくというのか具体的に考えられているのですか。

○知念建次文化環境部長 条例に盛り込めないという結論、行動としては日米地位協定の抜本見直しを求めて要請しているわけですから、日米地位協定の抜本的な見直しを行う。

○比嘉京子委員 議論をバックさせますが、条例の中に盛り込むことは意味があると思っているのですか。盛り込みたいと思われている、実効性は別として盛り込むことが必要だと思っている。本来なら要求しなければならないことだと思っているというスタンスにはいられるのですか。

○知念建次文化環境部長 米軍に対してどういう盛り込み方をするかによると思います。

○比嘉京子委員 先ほどから具体的に文言調整の話になって技術的になるのでそこではなくて、今、県の考え方としてどこに立っているのかわからないので聞いているのですが。文言調整でどうこうではなく、これは技術的なことですからいいのですが、県としては沖縄県内に住んでいる米軍は賃貸料を払っているわけですから、我々から借りているということはわかっているわけです。我々のものであるということもわかっているわけです。そこにおいて沖縄県が我々の土地を、我々の空気を、騒音を米軍に対して我々と同じような要求を本来はしなければならないというスタンスはあるんですか、県として。

○知念建次文化環境部長 前提が日米地位協定抜き、規制義務が抜きだという前提でのことであれば、そういう姿勢は当然持ち合わせるべきだと思います。

○比嘉京子委員 やはりここに戻るのでありますが、ではなぜ米軍に対しても参加、協力を呼びかけられる条例をつくらうとするときに、罰則、義務はなくても参加してもらいたいという呼びかけはできるんじゃないですかということが趣旨なんです。罰則を与えるのが条例の義務ではないわけです。

○知念建次文化環境部長 先ほど仲村委員からお話があった分ですが、具体的

な文言を聞いたのは、先ほどが初めての状態ですので、その文言を意味すること、結果どうということになるかという検討はする必要がありますという答えはしました。そのとおりなんです。結果として、規制を及ぼす、活動に制限を及ぼすようなことは難しい。それがそうであるかどうかという検討は必要ですので、先ほど言った参加、協力がいいかどうかという即答はできませんという趣旨の答弁をしたつもりです。

○比嘉京子委員 効力を要求することができないから条例の中に盛り込まないという消極論に県民側からするとおもうと思います。いわゆる環境に対して、それは罰則があるから守る、守らないのではなく、基地を有している者が今何も言われない中と、今たくさんのメディアがおりますが、メディアの喚起も促しながら県民が米軍基地に対しても同じように守ってもらいたいという世論を喚起することにより、米軍は何の罰則もないけれどもそれを守っていかないとよき隣人になれそうにないというような気運も、この条例によって持たすことができる、可能ではないかという考え方があるということです。そういう考え方を一歩踏み出して県は求めていく必要があるんじゃないですかと議論しているわけです。

○知念建次文化環境部長 日米地位協定抜き、あるいは権利義務が抜きだということによってそういう姿勢を持っていなければいけないかということであれば、当然にそうすべきだと思えます。そこは具体的な表現の仕方によって、どうなるかということは検討しないといけないはずですから、それが具体的な表現でなられて、それがイエスですか、ノーですかという即答はこの場ではできかねますということです。

○比嘉京子委員 先ほど私は皆さんに沖縄県の米軍基地の人に対しても同じように環境を守ってほしいと。県民の健康維持のため、環境維持のためにも守ってほしいということは共通理解があるということをおっしゃいましたので、それをどうやったら入れられるという議論は皆さんの中でどれぐらいされたのですか、具体的な議論として。そのスタンスに立った議論はあったのですか、なかったのですか。

○知念建次文化環境部長 条例案を出す際には、そういうスタンスの検討はしておりません。要するに理念規定ということの意味合いにもなるかと思いますが、条例の実効性を主体にした議論をし、それで条例案を作成して提出して

いるという状況です。

○比嘉京子委員 我々が前議会のときに否決にし、継続にしましょうということで、その後も皆さんは入れるということが可能かどうかという議論はなされていないのですか。米軍に対しても同じことを何とか少しずつでも前進させられないかどうかという議論はされなかったのですか。

○知念建次文化環境部長 状況として我々が条例案を提案しているわけですので、基本的に今提案している条例案について原案どおり可決してくださいというのが我々が提案している議案に対してお願いしていることですので、それに対して我々のほうからこういう修正でという検討はしておりません。

○比嘉京子委員 では、先ほどから具体的にどうやったら文言の中に入れられるかというのが非常に難しいということもありましたので、我々議員としても具体的案を示していけるように検討していきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成20年第2回議会乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、文化環境部関係の陳情第64号外10件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の陳情案件資料により、御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続2件、新規9件となっております。継続審議となっている2件につきましては、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

では、新規の陳情9件につきまして、処理方針を御説明いたします。

初めに、資料の3ページをお開きください。

新規の陳情第96号の2について、御説明いたします。

陳情者は、社団法人沖縄県トラック協会会長多良間朝時氏であり、件名は軽油価格の高騰により存亡の危機に瀕しているトラック運送業界に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

社団法人沖縄県トラック協会に確認したところ、沖縄県内では軽油の売り渋りや供給不足等の状況はないとのことでした。

県では、石油製品の価格監視の強化、安定供給の確保を図るための取り組みとして、沖縄県石油商業組合と石油製品の価格や需給動向等について情報交換を行い、便乗値上げの防止及び安定供給の確保等について協力依頼を行ったところでした。

県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、今後とも、石油製品等の価格動向を注視し、価格監視と安定供給の確保に努めていきたいと考えております。

次に、4ページをお開きください。

新規の陳情第100号について、御説明します。

陳情者は、沖縄市登川自治会会長小谷良博氏外2人であり、件名は沖縄市登川・池原地区への産業廃棄物処理施設の集中抑止に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1について産業廃棄物処理施設の設置許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）において許可基準が定められております。

同法に基づく許可は羈束裁量であるため、当該許可基準に適合する場合は必ず許可しなければならないもので、都道府県知事に裁量権は付与されておられません。

なお、焼却施設の場合、申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができるとの許可基準があります。

県としては、同社から設置許可の申請がなされた際は、法に基づき専門家の意見も聞いて、厳正に審査していく考えです。

2について、同社において、許可された埋立容量を超えて処分された廃棄物について、県は警告書を発して、その改善を指導しております。

同社は、当該指導に従って、定期的に廃棄物の受け入れを停止するなどして改善作業を実施してきましたが、改善が遅延していることから、県は、平成19年度以降、同社及び沖縄市との三者で改善状況の進行を管理する会議を開催し、改善作業の進捗状況を管理するとともに、早期の改善を図るよう指導を強化しているところです。

次に、5ページをお開きください。

新規の陳情第117号について、御説明します。

陳情者は、倉敷ダム流域振興促進協議会会長池原秀明氏であり、件名は株式会社環境ソリューションの産業廃棄物処理焼却施設建設に反対する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において許可基準が定められております。同法に基づく許可は羈束裁量であるため、当該許可基準に適合する場合は必ず許可しなければならないもので、都道府県知事に裁量権は付与されておられません。

なお、焼却施設の場合、申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができるとの許可基準があります。

県としては、同社から設置許可の申請がなされた際は、同法に基づき専門家の意見も聞いて、厳正に審査していく考えです。

次に、6ページをお開きください。

新規の陳情第127号の3について、御説明します。

陳情者は、日本労働組合総連合会沖縄県連合会仲村信正氏であり、件名は原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減するためには、島嶼県という本県の地理的性質上、域内での資源循環システムを構築することが不可欠であります。国においては、各種資源のリサイクルについて、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法等を整備し、処理シ

システムを構築しております。

県においても、関係機関と連携し、これらリサイクル関連法に基づく適正処理を促進するとともに、レジ袋有料化等によるマイバッグの利用促進や、小学生を対象とした環境学習、環境週間等における啓発活動など、リデュース、リユース及びリサイクルのいわゆる3Rに対する県民等の意識高揚を図るため、さまざまな取り組みを推進しております。

また、県産リサイクル製品の利用促進を図るため、建設資材を対象とする沖縄県リサイクル資材評価認定制度や、日用品を対象とする沖縄県産リサイクル製品認定制度を実施しております。

さらに、産業廃棄物の排出抑制等を促進するため、県内企業におけるリサイクル等に資する施設整備や研究開発を支援する沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助制度を実施しております。

県としましては、循環型社会の形成に向けて、引き続き各種施策の実施に努めたいと考えております。

次に、7ページをお開きください。

新規の陳情第136号について、御説明します。

陳情者は、浦添の美しい景観と安心・安全な生活環境を守る市民・県民の会発起人山里毅彦氏であり、件名は浦添の美しい景観と安心・安全で安らぎのある生活環境を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

浦添市牧港3丁目高架下において、瓦れきの破砕行為を行っている事業者については、早朝・夜間・休日の稼働に関する騒音や粉じんなどについて苦情が寄せられていることから、平成19年以降、県保健所及び浦添市が事業者に対して防止対策の実施について指導を行っており、現在は夜間・早朝・休日の稼働について改善が図られているほか、粉じん対策として散水車等による散水が実施されております。

県としては、今後とも関係機関と連携し、騒音等による生活環境への影響が生じないように対策が実施されているか監視を行うとともに、影響が確認された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき厳正に対処していきたいと考えております。

次に、8ページをお開きください。

新規の陳情第137号について、御説明します。

陳情者は、ジュゴン保護基金委員会共同代表香村真徳氏であり、件名はサンゴの保護に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

2、3 大浦湾は、干潟・砂浜等の海岸地形や泥質・岩礁等の海底基質などがコンパクトにまとまった特徴的な湾であると同時に、ユビエダハマサンゴ群落やアオサンゴ群落が確認されています。

アオサンゴ群落については、NPO等の調査報告書がありますが、学術性、希少性等の評価には専門的知見の集積が必要と考えております。

県としては、今後実施される調査等によりさらなる情報収集に努めるとともに、保全のあり方について、関係機関や地元の意向及び専門家の意見も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、9ページをお開きください。

新規の陳情第141号について、御説明します。

陳情者は、特定非営利活動法人アメラジアンスクール・イン・オキナワ代表理事代行野入直美氏であり、件名はアメラジアンの公的支援に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、6 アメラジアンスクール・イン・オキナワでは、米軍人、軍属等と沖縄の女性との間に生まれた重国籍児等が学んでいます。

アメラジアンスクールに通学している児童・生徒に対して、不登校等の原因となっている日本語の読み書き等を指導することにより、学籍校への円滑な復帰を図る目的で、県では、平成13年度から財団法人おきなわ女性財団に委託して毎年度2名の日本語等指導者を派遣しております。

子供たちの日本語力の向上及び学籍校との連携等においては、日本語等指導者が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、県では第3次国際交流・協力推進計画に基づき、国際化に対応する環境づくりを進める施策の中において、県内における多文化共生への対応状況の把握に努め、多文化共生を推進する指針や計画等の策定に取り組むこととしております。

次に、10ページをお開きください。

新規の陳情第145号について、御説明します。

陳情者は、大学等非常勤講師ユニオン沖縄執行委員長平井真人氏であり、件名は沖縄県立芸術大学の不当労働行為に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、2について、平成19年1月、大学等非常勤講師ユニオン沖縄から県立芸術大学に対し、担当時間数及び担当科目を議題とする団体交渉の申し入れがありました。

申し入れについて、県立芸術大学では大学がみずからの責任において判断し、執行すべき管理運営事項であり、団体交渉の対象にはならないとの考えのもと、団体交渉に応じないこととしましたが、大学等非常勤講師ユニオン沖縄との間に管理運営事項について見解の相違が生じたため、ユニオン沖縄から県労働委員会に対して救済申し立てが行われました。

県労働委員会による調査・審問の結果、平成20年8月26日付で、仮に、管理運営事項に該当し、団体交渉の対象とならないとしても、管理運営事項の処理の結果、影響を受ける非常勤講師の勤務条件については、団体交渉の対象となるものと解するとの判断が示されました。

今後は、県労働委員会の命令書の趣旨を踏まえて、良好な労使関係の構築に向けて、適切な対応をしていきたいと考えております。

また、陳情第145号の項目の2については、観光商工部雇用労政課長比嘉徹に処理方針の説明をさせます。

○赤嶺昇委員長 比嘉徹観光商工部雇用労政課長。

○比嘉徹雇用労政課長 労働者の権利や労働条件等の待遇については、労働基準法等の労働関係法規に定められており、正規・非正規を問わず全ての労働者がその適用を受けます。県等の行政機関も含め、事業主はそれらを遵守し、その向上を図るよう努める義務を負っています。

労働法令等に関する指導・監督・取り締りについては、国の沖縄労働局の所管となります。

県は、講演会やセミナーの開催、広報誌その他の媒体を通して労働法等の制度の周知を図るなど意識向上に努めております。

○赤嶺昇委員長 知念建次観光商工部長。

○知念建次文化環境部長 次に、11ページをお開きください。

新規の陳情第149号について、御説明します。

陳情者は、平良ヨシ子氏外4人であり、件名は産業廃棄物処理場の撤去を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

浦添市字西原にある産業廃棄物の中間処理施設については、これまで騒音や粉じんに関する苦情が寄せられていることから、中央保健所が事業者に対して防音対策や粉じん対策の実施を指導し、スプリンクラーの増設、防音シートの

設置工事が行われているところです。

また、事業場に近接する地域に居住する住民から要望があったため、県と浦添市が環境調査を実施しております。

これらの調査のうち、県衛生環境研究所が今年7月に実施した粉じん調査の結果は、大気汚染監視の一環として同研究所で行っている測定値と同様の値でした。

浦添市が今年4月及び7月に実施した騒音調査の結果も測定値が環境基準値を下回っており、これらの調査では同処理施設からの影響が確認されませんでした。

しかしながら、県としては、今後とも関係機関と連携して被害の実態把握に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき厳正に対応していきたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第72号で株式会社沖広産業の最終処分場内のクロルデンの問題ですが、この件に関しては前回の委員会でもどのような県の対応があったか、それについてお尋ねします。

○知念建次文化環境部長 経過も含めて県が行おうとしていることについて御説明いたします。6月定例会のときには許可の期限である8月20日までに調査を行いたいという答弁をいたしました。その後地域の方々にはボーリング調査をしていますし、調査を要求していますので、できるだけそのボーリング調査というのはかなり数をやらないといけないものですから、それに近づけるような方法を環境省と相談しまして、それで環境省から別の専門家を紹介していただきまして、現在、専門家の助言を受けておりまして、その専門家の助言を

受けての調査を検討中です。できれば10月中旬には調査を行いたいという状況です。その間に知事が8月12日に現地を訪れて、今の安定型最終処分場、それから許可申請出ています管理型最終処分場の予定地についても視察しているというのが状況でございます。

○仲村未央委員 この許可の更新ですが、8月20日が一定の更新のめどだったわけですが、陳情者のほうからはそういったことの実事関係、安全性が確認されるまでは更新をしないでほしいという内容だったと思いますが、それはどうなりましたか。

○知念建次文化環境部長 廃棄物処理法の規定なんですけど、更新は自動更新ということではなく、今調査を行ってますので、その調査結果によって更新の許可について判断するつもりです。その間は今の状態がそのまま続いている状態だということです。

○仲村未央委員 今の状態が続いているということは、その産業廃棄物処理業者としての営業は継続できるということですか。

○知念建次文化環境部長 はい、そのとおりです。

○仲村未央委員 この対応に関しても地元の皆さんは、県の産業廃棄物処理行政に対して非常に大きな不安を抱えていらっしゃる中で、そのまま営業を続けているという状態であるということですが、その地元の皆さんの意見というのはどのようなものでしょうか。

○知念建次文化環境部長 知事が現地を訪れた際にも発言があったかと思いますが、調査の結果をきちんと出すということがまず先だと思っておりますので、その調査結果をきちんと出した上での判断をしていきたいという説明を地元の皆さんにやってきております。できるだけ早く、10月中旬には調査に入れるという見通しは持っておりますが、ちょっとそれですが、初動捜査ということで表面を電磁波のようなものでやった上で、そこに下のものを電磁波で探査できる技術があるようです。それによるとかなり効率的に掘り起こしができるといふ助言がありますので、県外の専門の方の助言を受けてやっておりますので、それを早目にやっていこうということも地元にも説明しています。

○仲村未央委員 いつまでに調査をして、指摘されるクロルデンがどのように、何によってもたらされたかということが判明する時期を見通しとしておっしゃることはできますか。

○知念建次文化環境部長 現在、見通している分については10月中旬にできれば、来週、再来週には調査が入れるような状態になって、調査というのは三、四日間の調査ということです。その後に分析作業がありますので、分析作業に1月かかるようですので、10月中旬に調査をし、その分析を1月かけて判断をしていきたいということです。

○仲村未央委員 最終的には、11月中旬から下旬あたりには、今言うクロルデンの由来等が判明すると理解してよろしいでしょうか。

○知念建次文化環境部長 今の手続で行けばその状況ですが、その調査によって追加する調査がある場合は別ですが、スムーズにいったときにはそういう状況になるかと思えます。

○仲村未央委員 同じ産業廃棄物処理行政に関する陳情で、沖縄市のほうから2件寄せられている陳情第100号と陳情第117号になります。その趣旨が共通する部分がありますのでお尋ねしたいと思います。陳情者が言うように沖縄市への産業廃棄物処理施設の集中があると指摘しています。今回、建設を計画しているという株式会社環境ソリューション、株式会社倉敷環境も含めてそれが設置をされると、県全体の90%の焼却量になると出ているのですが、現在、沖縄市にどれぐらい集中しているのか、またここでいうように、さらに200トン、46.8トンを合わせるとここでいう90%にも達するような集中の具合になるのか、現状についてお尋ねします。

○安里健環境整備課長 沖縄市の北部地区の焼却炉の状況ですが、産業廃棄物処理施設については現状で4基、新たな計画が2基ございます。将来的には6基という形です。それから一般廃棄物処理施設もございまして、現在4基で、建設中の3基ありまして、既存の4基は将来廃止するという方向になっていますのでトータルで3基、合計で将来は9基になります。現在は8基ですが、1基ふえるという形になります。

今、手元に資料を持っておりませんので後ほどお上げしたいと思います。

○仲村未央委員 持っていないということがどうなのかと思います。これは陳情の趣旨が、非常に沖縄市に集中しているということをもって、県内に分散、平準化となるような方策を行うことというのが陳情の趣旨ですので。その事実がまずあって初めて対応が導けると思うのですが、どれぐらい沖縄市に廃棄物が集中しているかというのは、県の許可のもとで運営されているわけですから、わからないということはないと思いますが、いかがですか。

○安里健環境整備課長 過度の集中ということは、特定の地域に通常の状態を著しく超えて集中して多数設置されるという状態を考えますが、当該地域においては、半径500メートル以内に8基が設置されており、本県の他の施設に比べると確かに焼却施設が多く設置されている状況にあります。

○仲村未央委員 具体的に数値が出てしかるべきだと思うんですね。沖縄市長からも同趣旨の集中抑止についての要請がこれまで出されていると思うのですが、それがいつ出されて、その内容がどういったものであるか。全くこの陳情の趣旨と同じような要請が出されてきたのではないのでしょうか。

○安里健環境整備課長 平成20年6月16日に沖縄市長のほうから要請がございました。内容については、やはり集中化ということです。

○仲村未央委員 沖縄市からも過度な集中を改善してほしいと。沖縄市長から具体的に何十項目にわたる意見とともに寄せられていることかと思います。さらに、沖縄市議会でも平成19年には、特に株式会社倉敷環境の現状に対する改善を求める内容、そしてその新炉を計画しているということで、現状の改善がないままの新炉建設を認めるべきではないという反対の決議まで全会一致でなされているんですね。この陳情の2番目に違法状態にある貯留産業廃棄物を是正するよう事業者及び関連事業者に対して指導、監督を行うこととありますが、その株式会社倉敷環境はどういった状態にあるんですか。

○安里健環境整備課長 株式会社倉敷環境につきましては、県環境整備課、中部保健所、沖縄市、それから事業者の4者でこれまで進行管理会議を7回ほど開催しておりまして、その中で山になっている部分の改善を行っていくために会議を実施しているところなんですけど、幾分かの改善は図られてきていますが、その中で仲村委員も御存じだと思いますが、管理型最終処分場がほぼ27年、それから安定型最終処分場が4年ということで、計31年ほどということで事業者

のほうから出されているわけですが、私どもとしてはもっと短縮できないかということをお縄市も含めて協議を続けているところです。

○仲村未央委員 質疑応答ですのでわかるように御説明いただきたいのですが、何が31年なのか、どのような状態ですかとお尋ねしているのですが、山と言われても何がどういう状況になっていて、それに31年が一体どういうことなのかということをもうちょっと丁寧に御説明いただきたいのですが。

○安里健環境整備課長 管理型最終処分場のほうが、かなり山になっている部分がございます。この処理が結構時間がかかるということです。安定型最終処分場のほうにつきましては、お縄市の土地を借りているという状況もあり、その辺は早目に進めていこうという形で内部では検討されているところです。

○仲村未央委員 驚くほどの貯留物がまさに山となって、その山自体がある意味では嘉手納基地を利用する米軍飛行の妨げになるというぐらい、その米軍からその山を片づけるという指摘もあるぐらいの高さになっているんですね。その山の高さは一体何メートルなのか。その全体の貯留物の容積はどれぐらいになっているのかということをお縄市は把握されていますか。

○安里健環境整備課長 安定型最終処分場の部分につきましては、標高85メートルということです。安定型最終処分場の標高については、85メートルと申し上げましたが、これを一部、約76メートルまで落としていこうという努力をしているところです。管理型最終処分場につきましては、標高90メートルを約70メートルまで落としていくという掘り下げをしているところです。

○仲村未央委員 それで管理型最終処分場のほうが27年間かけてその山を改善する。安定型最終処分場のほうは急がれています。お縄市との協定では、何メートルまでが契約だったのか。その何メートルを超えたがために土地の契約を打ち切ったという、その賃貸契約が切られたという状況になっていると思いますが、その事実の内容についてはお縄市は把握されていますでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 訂正をしながら、改善状況について御説明をしたいと思います。まず株式会社倉敷環境は平成17年度から改善作業に入っておりまして、現在2カ月に1回は協議するという状況です。それで平成18年度までの改善状況ですが、処分場につきましては標高約85メートルから約76メートル

までの改善、それから安定型最終処分場と管理型最終処分場の境界部分ですが、標高が約96メートルから約70メートルまでの掘り下げということです。平成19年度の改善状況は、廃棄物の撤去量ですが、安定型最終処分場は、約1万9000立米を撤去。具体的には平成19年8月の改善量が4427立米、9月が7670立米、10月が3069立米、11月、12月が508立米、平成20年1月と2月が2053立米、3月と4月が1541立米、5月、6月が5264立米という改善状況が出ております。

○仲村未央委員 先ほどお尋ねしたのですが、高さはおっしゃっていただいたのですが、それぞれの残量はどれぐらいになっているんですか。その数字はありますか。

○友利弘一環境企画統括監 安定型最終処分場の部分で約8万4000立米で、管理型最終処分場は約30万立米という状況で、合計しますと約38万4000立米という状況です。

○仲村未央委員 それでここでいう具体的には株式会社倉敷環境が200トンの新炉建設をさらに計画している。株式会社環境ソリューションは46.8トンの炉をつくるという方向であるということですが、これについては県のほうに手続に関して両者から既に提出されているのでしょうか。その新炉の建設に関する手続は、どこまでそれぞれいっているのか。

○友利弘一環境企画統括監 廃棄物処理法に基づく許可申請ということではなく、株式会社倉敷環境につきましては、現在、環境アセスメントの手続をしているところでありまして、方法書の知事意見を出しまして、それに基づく環境調査に入っているということで、取りまとめの準備書の作成に入るかと思いません。株式会社環境ソリューションにつきましては、まだ環境アセスメントの手続対象ではないですので、環境アセスメントの手続には入っておりません。廃棄物処理法に基づく申請はまだという状況です。

○仲村未央委員 200トンであれば、環境アセスメントの対象になるということとその手続に入っていると。先ほど言ったように沖縄市長からの意見も出ているということですが、知事も意見をその環境アセスメントに対して出されているということですか。

○友利弘一環境企画統括監 株式会社倉敷環境の環境アセスメントの手続につ

きましては、方法書の段階で住民意見も聞きますし、知事のほうは環境アセスメント審査会に諮問いたしまして、専門家の意見、審査会からの答申を受けて、知事意見を提出いたしました。そういう意味での知事意見を出したということで、それを受けて、現在、事業者のほうは調査の手法とかそういうものの知事意見を述べているということです。

○仲村未央委員 株式会社環境ソリューションに関しては、これは環境アセスメントの対象にない46.8トンになるのですが、この株式会社環境ソリューションが新しく新炉をつくったときに、その新炉で燃やした後のごみはどこに処分されますか。株式会社環境ソリューションは最終処分場を持っていませんよね。

○友利弘一環境企画統括監 処理した物をどうするかというものにつきましては、廃棄物処理法に基づく許可申請のときに示されてきまして、今のところどこにという明記したものはございません。

○仲村未央委員 株式会社環境ソリューションは管理型最終処分場を持っていない。その処分に関しては委託処分になる。そこまでは恐らく処理等で明記されているはずですが、現実的に株式会社環境ソリューションが焼却をしてその処分をするという、その処分先は株式会社倉敷環境の処分場になりませんか。それ以外に行く方向があればお示しいただきたいと思います。

○友利弘一環境企画統括監 先ほども申し上げましたが、申請書の中に処理方法が記載されておりますので、今どこに行くとか、推定といいますか、それは申し上げられないと思いますが、現在、県内、場合によっては県外というものも現実にございますし、そういう手法が違ってくると思います。

○仲村未央委員 先ほどゴミの山のこともまだまだ改善の方向が見えないという中で、非常に周辺の地域に与える影響というのは物すごく大変なものがある、それによって沖縄市議会も、沖縄市長も明確にここに新たな炉を建設することは不相当であるという意見が出されているわけですね。今の新しい株式会社環境ソリューションの計画については環境アセスメントの対象でもないということから、これが本当に建設されていくことになれば、さらにここで燃やされたゴミは、恐らく同じ系列の会社ですからここに持っていかれるのではないかと見るのが普通の、これまでも実際そうですから、株式会社環境ソリューションと株式会社倉敷環境の関係は。ですので、ここにゴミが行くもんだと見え

るものですから、あわせて2つの炉の建設に関しては陳情の趣旨の中にも一体化をしてここに出てきていると理解しているんですが、その辺の地元の皆さんの声を県は聞いたことがありますか。

○知念建次文化環境部長 株式会社倉敷環境と株式会社環境ソリューションの状況について、今環境整備課長と環境企画統括監が説明したとおりです。東門沖縄市長と私は二度ぐらいこの件でお会いしております。確かに沖縄市のあの地域に集中しているので分散してくれという要請も受けましたし、今の株式会社倉敷環境の現状で山を先に解決してくれということの趣旨の要請も受けてございます。先ほど来説明しましたように、株式会社倉敷環境の焼却施設については今環境アセスメント調査をやっているところですので、その環境アセスメント調査で今方法書段階で知事意見を出して調査をしている状態ですので、その推移を見ないといけないということがあるかと思えます。株式会社環境ソリューションについて、まだ申請が出ている段階じゃない状態で、6月に沖縄市長からの要請の中にもそれは入っておりますので、そういう面で事業者に対して十分地元との理解を得るように、意思のすり合わせをきちんとするように、地域住民に説明するようという指導を今事業者に対して入れているところですので、状況としてはそういう状況で、今株式会社環境ソリューションの状況を見守っているところでございます。ただ一つ、審査については厳正に審査するつもりですが、やはり技術的基準と審査基準に合致するという場合には、処理方針にもありましたが羈束裁量な部分があるものですから、そこは事前にきちんと、特に株式会社環境ソリューションは沖縄市も含めて地域の方々に十分説明をして理解を得るような指導は我々もしていきたいし、そうなっていければと思っております。

○仲村未央委員 地元という場合に、地元の同意というものが新しい炉を設置するとき要件になるのか。要件になるとすれば、地元の同意を取りつけるというときの地元というのはどこを指すのか。今回の場合は周辺の3自治会から出ています。また沖縄市長としても反対の趣旨の意見が出ていますが、今要件とされるとするならば、環境アセスメントにおいても要件なのか、環境アセスメント外でも要件なのか。どちらの場合にも地元というのを指すときに、具体的に定義は何なのかお尋ねいたします。

○知念建次文化環境部長 環境アセスメントの手続においては沖縄市長の意見も聴取することになっております。株式会社環境ソリューションの関係ですか

らこれは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係になりますので、法については同意ということは法の要件にはなっていないと思います。今やっている我々の行政指導として理解を得られるようにという行政指導をしているというところでございます。

○仲村未央委員 それでしたら環境アセスメントの対象とならないような規模の炉をつくる時は、地元がこのような反対の趣旨を表明しても、それは特に資格要件として求められるということではないので、このような反対の意見をもって炉の建設を左右することはないということになりますか。

○知念建次文化環境部長 法の趣旨はそうなります。ただ我々はそういうこととは別に事前にきちんと、今状況的には大きい炉もそうですし、産業廃棄物の許可に関して慎重な対応が求められている時期だということは十分認識してまますので、そういう意味では地域住民に説明するようにということを今行政指導しているということで御理解いただきたいと思います。

○仲村未央委員 山の片づかない間に今県が警告書を出して改善させているということですが、その廃棄物の受け入れを停止しているということもこの陳情の方針の中に出てきますが、その停止しているというのはどのぐらいの期間を停止しているのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 月に10日ぐらい、年間で50日停止しています。

○仲村未央委員 実際に年間で50日ということであれば、300日以上は稼働できるということになりますよね。そのことに関しては特に入量についても制限等は設けていないのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほどは日の制限ですが、特に搬入量については制限はありません。

○仲村未央委員 今株式会社倉敷環境に受け入れているゴミは、沖縄県全体の搬入量に対して何パーセント株式会社倉敷環境が持っているかということはどう出ますか。

○友利弘一環境企画統括監 今のところ、つかんでおりません。

○仲村未央委員 今恐らく県の産業廃棄物情勢の中から言うと、沖縄市の持っているウエイトというのはかなりの部分を占めていると認識するものですから。だからこそこういう陳情が出ているので、どうしてそういった基本的な集中の具合とか、株式会社倉敷環境が今請け負っているゴミの実態とかの数字がさっと出てこないのかということに対しても、非常にどういう管理体制にあるのかということに対して疑問があるんですよ。基本的にそういった趣旨の陳情が自治体からも、自治会からも出ているということであれば、どうして今さっと集中の過度の具合が出てこないのか。そもそも沖縄市に過密な状況があるということを確認していらっしゃるんですか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より数字等の資料を後日まとめて提供するよう執行部に要求あり)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情の趣旨にかんがみて、今事実の把握が即答できないというこの前提が非常に残念です。今沖縄市に過度に集中しているという認識があるからこそこの陳情が出ているわけですが、県はそのことに対して県内全域にそれを平準化していくとか、もう少し一極集中をさせないための方策をお持ちですか。一極集中させないための計画というのは基本的にどういう方向をもって対応していくんですか。

○知念建次文化環境部長 民間の産業廃棄物の配置計画ということについて、県は持ちあわせてございません。ただ産業廃棄物については非常に逼迫している状況というのは我々は承知していますので、今の状況で残余容量があと3年ないし4年でいっぱいになるという状況の認識はございます。そのために何をするかということで、公共関与の発想で3カ所を設定している状況でございます。ある面民間の産業廃棄物事業者の許可申請に関して、そこは事業者として適切であると県が示すということは、法的なところでも限界がありますし、計画をそういう形で作るというのもある面で事業者を規制するというものにもつながりますので、そういう計画をつくるのもなかなか難しいという状況であ

ります。産業廃棄物処分場というのはやっぱり必要なものでございますので、それを緩和するための措置として今公共関与という発想を出しているということで御理解いただきたいと思います。

○仲村未央委員 ですから沖縄市の現状に対してどのような認識ですか。今の県の方向性と現状を踏まえるならば、どうしていこうということになるかと思うんですが、そういった地域に過密にあるということは民間がやっているから関係ないという立場なのか、これだけの残留物をそのまま放置していて、しかも過去に何度もそれを指摘され、改善命令まで受けてこういう経過があって今なわけですから、そのことをもって今沖縄市の状況をどう認識しているのかというのが、最初から聞いていることの趣旨です。

○知念建次文化環境部長 最初に環境整備課長が話ししましたが、計画を含めますと将来的には9基になる一産業廃棄物、一般廃棄物を含めて9基になるという計画が示されています。それによって生活環境上どういう影響が出てくるか、あるいは環境基準値をクリアできるのかどうかということについては、トータル的なところで審査をしないといけないと思います。1基だけに対する審査ということにはならないと思いますし、そういう面では全体として生活環境あるいは環境基準値、1基ふえることによって、ある面ばい煙の状況であり、騒音の状況であるとかどういう形になるかということも含めて、審査の対象とすると今方針として出しております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 きょうの文化環境部に出されている陳情11件のうち5件が産業廃棄物ということで、本当に沖縄県のゴミ問題、産業廃棄物の課題というのは大変大きなものがあるなど。先ほどの質疑も聞いていて思うんですが、陳情第136号—これは浦添市なんですが、この陳情の中身を読みますと、大規模な景観と環境破壊が急速に進行していると。団地また地域住民が多大な迷惑を受けていると。特に住環境が急速に悪化しているとか、騒音や粉じんによる地域住民の健康へ悪影響を与えているとか、また赤土や処理物の流出により河川への悪影響等多くの問題があるということで、再三の行政指導に反する不誠実な事業者に対する行政の指導、管理を徹底しということで、陳情の要請部分を見ると相当悪質な事業所なのかなと感じているのですが、処理方針の中で、早

朝、夜間、休日、騒音や粉じんが相次いで苦情が寄せられているわけですが、県は指導を行って、改善が図られているということになってはいますが、この内容をちょっと教えてもらえますか。

○安里健環境整備課長 この件に関しましては、重機を使用して深夜、明け方まで廃棄物を破砕しており、騒音がひどいとか周囲への配慮が全くないといった苦情の申し入れがあったのが、平成19年1月以降でございます。その苦情を受けまして保健所が事業者を確認したところ、事業者は苦情になるような時間帯に破砕行為を行っていたことを認めまして、そのため保健所におきまして平日の作業時間は午前8時から午後6時とし、休日は作業を中止すること等を指導したところ、平成19年5月以降は平日については重機の積みおろしを除き、作業時間の遵守をしております。それから休日についても一部作業が行われているんですが、以前に比較すると状況は改善されているということでございます。県としても今後とも関係機関と連携して監視を行うとともに、騒音対策の実施について事業者を指導してまいりたいと考えているところです。

○上原章委員 県はじかに現地の調査、改善されているかの確認はされたんですか。

○安里健環境整備課長 現場に行っております。

○上原章委員 地元の方から、まだ改善に対して対応ができていないという声は実は寄せられています。そういう意味でぜひ、今監視をしっかりと行っていきたいということなので、今一度現状を確認していただきたいということと、皆さんは処理方針で、もし影響が確認された場合、法律に基づき厳正に対処するということになってはいますが、この具体的な対処というのはどういったのがあるんですか。

○安里健環境整備課長 廃棄物の不適切処理等が見つかった場合は、何らかの処分を考えるとということだと思います。

○上原章委員 ですから具体的な対処というのは何ですか。

○安里健環境整備課長 例えば資材置き場で瓦れき類の破砕を行っている業者がいらっしゃるわけですが、みずから請け負った解体業で発生した瓦れきを処

理していることから、産業廃棄物処分場の許可を有してはおりません。しかしながら、排出事業者がみずから処理する場合でも、廃棄物処理法に規定する処理基準にしたがって適正に処理しなければならないということになっております。この基準におきましては産業廃棄物が散在し、及び流出しないようにすること、それから処分に伴う悪臭、騒音また振動によって生活環境の保全上支障が生じないように、必要な措置を講ずることと規定されておりますので、この中で保健所の監視、指導の結果遵守されているかどうかについて確認をとるといふことになると思います。

○上原章委員 私が聞きたいのは、処理をどうされるのかと、処分ですね。基準を超えてやっているものに対する県の姿勢はどうなっていますか。

○友利弘一環境企画統括監 処理基準について適用されますと御答弁したんですが、処理基準を適用する場合の位置づけといたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第19条の3での改善命令というものがまず出てまいります。さらにそれに従わないという場合には措置命令というものがでてまいりますし、さらにその命令に従わないという場合には罰則の適用になるということになっております。

○上原章委員 罰則の具体的なのはありますか。

○友利弘一環境企画統括監 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第25条になるんですが、次の各号のいずれかに該当する者とはということで、先ほどのものに該当した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するという罰則規定です。

○上原章委員 この陳情の中に2番目の、不誠実な業者による悪事業を防ぐための実効性のある新たな景観・環境条例を制定してほしいとあります。文化環境部長、今本当にきょうのこの陳情5カ所とも違う地域なんです。沖縄県全体でこういった産業廃棄物、ゴミ等の対応の中で、事業者のノルマが問われているわけですが。地域の人たちの理解を得るための取り組みというのは県がしっかりリードしていかなければいけないわけですが。先ほど来環境についての条例もずっと審査してきたんですが、この部分に関してもしっかり実効性のある条例をとということでこの陳情も求めているわけですが、それに対して文化環境部長の見解をいただけませんか。

○知念建次文化環境部長 景観・環境条例ということでいきますと、浦添市のほうも景観形成条例などがあるものですから、委員の御指摘のように確かに民間の産業廃棄物事業者の許可の基準というか、法にある基準というのは技術基準等は定められてますけど、周辺、生活環境との兼ね合いという面では、読谷村でそういう周辺地域に配慮するというので事前審査的な条例を去年おつくりになっているかと思えます。株式会社沖広産業との関連で、事前の周辺との調和を図るための指導要綱の策定についての必要性というのは今私どももいろいろ感じておりますので、今その要綱を策定しているところでして、それが遅くとも年度内には策定して市町村、事業者等に周知していけるような状態になれば、周辺との調和という事前の調整機能、法にはない調整機能というものが、指導要綱の形であれ効果が出るようなことを期待しているところでございます。

○上原章委員 指導要綱をまたしっかり組み入れるというのは当然のことだと思うんですが、今我々がお互いに質疑している今回の環境条例には組み入れることはできないんですか。生活環境保全条例と皆さん名をとどめているわけですから。

○友利弘一環境企画統括監 御審議いただいております生活環境保全条例の中で、施設等の設置について御説明申し上げましたが、その中で粉じんに関してコンクリートの破砕につきまして、粉じん施設として位置づけて規制していく、そういった形で組み込んでおります。

○上原章委員 粉じんだけじゃなくて、先ほど来騒音も、河川への流出とかも全部生活環境に影響していくわけですから、皆さんの出してもらっている生活環境保全条例というのはまさに産業廃棄物とか全部かかわってくると思うんですよね。その辺しっかり再考して組み入れていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 生活環境保全条例の目的は、快適で良好な生活空間づくりをしていくというのが大きな目的でございますので、今個別具体的な粉じんとかありますが、トータル的な位置づけからもそういった条例の趣旨を生かして配慮していきたいと考えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 2ページの継続になっています陳情第72号についてお伺いしたいと思います。知事も視察されて、先ほどの質疑の中でも10月中旬には調査をしたいと答弁がありました。調査の内容について、どういう調査がどれぐらいの範囲でされるのか、その辺具体的に教えていただけませんか。

○安里健環境整備課長 今お尋ねの件につきましては、汚染原因調査として汚染状況調査を実施する予定でございます。汚染原因調査を実施する理由としては、住民の調査結果それから事業者の調査結果において、その廃棄物の埋立処分がなされていない地点からもクロルデン類が検出されたということから、廃棄物の不適正処理が原因であるとは今のところ断定できないわけですが、しかしながらクロルデン類はシロアリ駆除剤として使用されるためです。

○知念建次文化環境部長 先ほど説明しました原因調査は初動調査と掘り起こし調査という形で分けて。前はすぐ掘り起こし調査をやろうかと思ったが、その前に初動調査ということで平面調査を今行う予定です。平面調査はということかといいますと、電気伝導度測定という、詳しくは電磁波なんです。電気電動測定というんです。その電気伝導度測定で廃棄物の埋立量の分布がわかります。それともう一つ、地温の測定をします。そうすると廃棄物の発酵温度の分布がわかるそうです。それと発生ガスの濃度も測定して、それによつての分布状況を分析して、そこに安定型以外のものの分布があるかどうかというのをまず平面でわかるような状態をやっていこうと。それについては10メートルメッシュで、埋立調査というのが10メートルから30メートルメッシュということでボーリング調査でよくやられていますので、それと同じような10メートルメッシュで平面調査をやりまして、その平面調査の結果で垂直方向の埋立状況を推定することができます。それを推定した上でそこについて掘り起こしをやっていこうということは今考えていまして、まず平面で分布の状態を伝導度調査ということでやっていこうと。それによってある程度特定されますので、その特定された部分について掘り起こしていこうということは今指導を受けていて、それを実施に移そうという段取りをしております。

○奥平一夫委員 掘り起こしというのはボーリング調査ということですか。

○知念建次文化環境部長 ポーリング調査というのは穴を掘って行ってやるわけですね。そうすると垂直に持っていくので、垂直のこの部分についてはこれでわかりますが、平面で持っていくことについては量的な問題で予算的にも少し問題がありますので、それをどうにかカバーできないかということで、先ほど言った平面調査、電磁波みたいなもので平面調査をしてどういう分布があるか、どういうものが埋め込まれていそうだとすることのもので、異質なものが出ていそうな部分については電磁波的なもので平面を探っていきまして、そこについて集中的に掘り起こして行って、何が入っているかというのを具体的に出して行ってそれを分析していこうということをやろうとしております。

○奥平一夫委員 伝導度調査はクロルデンが特定できやすいという意味でまず平面的な調査をしようということなんでしょうか。それともほかの有害物質もあるかもしれないのでということですか。

○知念建次文化環境部長 木くず等安定型については、木くずは搬入できないものですから、基本的には木くずをわかる状態を平面調査でやっっていこうということですか。

○奥平一夫委員 初動調査であらかた調査は終わったはずなんですが、このクロルデンはかなり広範囲に拡散している可能性がありますか。それとも集中的に狭い範囲であるんじゃないかとか、どういう考え方をしていますか。

○知念建次文化環境部長 クロルデンというのは飛散しにくい、滞留しやすい状況ですので、それが木くずに付着してきていましたら廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反になりますので、まず混入してはいけないものがあるかどうかというのを調べるということですか。

○奥平一夫委員 ですからそのクロルデンというのは、水に溶解して広がっていくという可能性はないわけですか。必ず木くずに付着した状態で継続していくんですか。

○知念建次文化環境部長 クロルデンが付着している状態は瓦れき類にもありますし木くずにもあります。もちろん覆土等、瓦れき類等を分析して、その含有量の有無も調べます。もう一つは先ほど言いました、ここは安定型ですので、瓦れき類については安定型で搬入していいものですからそれについてはあ

る程度濃度や影響なりというのを調べますが。

○奥平一夫委員 私が聞いているのは、クロルデンというのは処分場内いっばいに拡散している可能性があるのかどうか。それともそうじゃなくて1カ所、木くず類が積まれた状態のところそれがそのまま狭い範囲にあるのかどうかということをお聞きしたいんです。それと水溶性なのか。雨等が降って、それが溶け出して広がっていくという可能性はないのかについてお聞きしたい。

○友利弘一環境企画統括監 クロルデンの特性ということになると思いますが、水に難溶性ということで多くの有機溶剤には可溶であると。難分解性、接着性があるということ。それから動物の脂肪組織内に蓄積されまして、組織からの排出は極めて遅いという特徴があるようです。

○奥平一夫委員 なかなか水に溶けないということでしたら広がらないだろうと思うけれども、ただ先ほどの説明にある木くずに付着してそのまま処分場に投入されたといういきさつからすれば、処分場に木くず等が広がっていればそのあたりも可能性はあるというわけですから、今その調査範囲を聞きましたが処分場いっばい調査をする予定ですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず平面調査といたしまして、今文化環境部長が申しあげました電気伝導度の測定、これは廃棄物が埋まっている分布状況で、それから地温の測定ということで、廃棄物の発酵温度の分布状況を調べると。発生ガスの分布状況を調べると。範囲は10メートルメッシュで測定していこうと考えております。

○奥平一夫委員 安定型ですから、安定型5品目がかなりきれいに堆積されて処分されているという状態だと思うんですが、10メートルの範囲で調査をするということでしたが、それより深い深度の調査はなさらないということなんですか。

○知念建次文化環境部長 表面調査をしまして、木くずが搬入されている状況というのは伝導度調査でわかりますので、その範囲で掘り起こしていくということで、まず表面調査をした上で、まだ表面調査をしていませんでそれをした上でどの程度掘り起こすかということについては次の段階になろうかと思えます。

○奥平一夫委員 これは場合によってはボーリングという可能性も考えていらっしゃいますか。

○知念建次文化環境部長 今の状況ではこの過程で分析可能かという見込みを持っています。それでなお必要とあればどういう調査が必要かということで、今専門家の方に聞いている状況では、表面調査をした状況で、他都道府県ですがそういう分析までいっているという実績もあるようですので、その実績等をちゃんと倣ってそういう調査方法によってまずは表面調査をしていきたいと思えます。

○奥平一夫委員 もう一つ。この調査の際に、地元の住民の代表の方とか、読谷村の方とか、一緒に立ち入りをさせるということは考えていませんか。

○知念建次文化環境部長 基本的にはオープンな状態にしていくということで、ただやはり安全上の問題は心得る必要がありますが、基本的にはオープンにしていくということです。

○奥平一夫委員 やっぱりそういう意味では住民の皆さんは非常に不信感を持っていらっしゃいますから、きちんと公開して、安全性を確保しながらこの辺はしっかりとやっていただきたいと思っております。それからその公表なんです、仲村委員の質疑の中では11月下旬、12月ごろ結果が出るということではなかったですか。

○知念建次文化環境部長 おっしゃるとおり、改めて申し上げますと10月の中旬に調査をし、その調査がスムーズにいったということで、分析に1カ月程度かかるらしいんです。その分析をした上で、その結果によって判断していきたいということになりますので、大体11月です。

○奥平一夫委員 その際地域住民の方に丁寧に公開の場で説明をするということは約束できませんか。

○知念建次文化環境部長 調査結果については当然住民にお知らせするつもりでございます。

○奥平一夫委員 文書で渡して終わりじゃなくて、きちんとその場で皆さんに説明をするということではできませんか。

○知念建次文化環境部長 現地で今までも説明会をやってございますので、それは特段我々は方法を変えるつもりはございませんので、調査結果についてはきちんと対面で説明するというところで御理解いただいて結構です。

○奥平一夫委員 このことについて1点だけ。この処分場は適正に処理されていますか。

○知念建次文化環境部長 今安定型の調査の結果によっては結論が違いかも知れませんが、現段階で安定型については、これ以外の分についての要請というのは我々は確認されていません。

○奥平一夫委員 それはもちろん要請項目は2つですが、えてしてこういう処分場というのは、違法な処分がなされる可能性が高いものですから今そのことをお伺いしたんですが、きちんと適正に処分されているか、それも含めてこの調査を一緒にやっていただけませんかでしょうか。

○知念建次文化環境部長 現地での調査の前に、書類調査については、搬入とかそういう確認のマニュアル調査についてはもうやっておりますので、その分については認められなかったということです。ですから今度の現地での調査においてどういう結果が出てくるか、今回の調査で判断したいと思います。

○奥平一夫委員 次は4ページ、陳情第100号について、先ほど仲村委員からも質疑がありましたが、私は2つぐらいお聞きしたいと思います。この要請の趣旨を見ていると、本当にひどいなという気持ちがあるんですね。それと同時に、県の管理監督というのは一体どうなっているのかという疑問が非常にすぐ思いついたんですが、標高85メートルとか、90メートルとかこういう処分のやり方というのは適法ですか。

○知念建次文化環境部長 決して適法ということにはなりません。

○奥平一夫委員 じゃあこれは脱法行為ですね。

○知念建次文化環境部長 これについてはいつかの文教厚生委員会でもお答えしたと思うんですが、確かに県が監視責任を怠ったということは認めざるを得ない状況が過去にあったということは認識しています。

○奥平一夫委員 私が聞いているのはそうじゃないですよ。脱法状態ですかと聞いているんです。この処分場が現在。

○知念建次文化環境部長 今の状態は法的に言うと違法状態を放置しているという状況でございます。

○奥平一夫委員 これはどこが放置しているのですか。

○知念建次文化環境部長 一時的にはそういう状況をつくった県の管理監督責任は認めざるを得ない状況だと思います。

○奥平一夫委員 とにかくこういう処分場の扱いについて、僕はこの4年間ずっと宮古島市大浦の産業廃棄物の件で皆さんにお聞きしてきたのは、県の管理監督というのが非常におざなりになっている。行政のあり方としてはどこによって立つかということをもまず考えていただきたい。住民の安全な生活、環境保全という立場から考えれば、こういう標高90メートルとか85メートルとかいうことはとても考えられない。これは県の怠慢を強く言われても仕方がないと思うんですね。そこでこの処分場の施設に対して、何年前からどのように県の指導がどういう形で何回行われてきたか。何回そういう行政処分があったのか、なかったのか。その辺ちょっと詳しく聞かせてくださいよ。とてもじゃないけどこんなの見逃せないですよ。ひどすぎますよ。

○安里健環境整備課長 株式会社倉敷環境に対しての指導については、一番最初平成13年7月に改善計画書の提出がされているようです。その前に平成12年9月11日に沖縄市長から知事あてに7項目の改善案の提出がございまして、同日県はその7項目の改善について株式会社倉敷環境のほうに指示をさせていただきます。それで先ほど申し上げた平成13年7月23日に改善計画の提出があったと。それから同年11月27日に再提出。それから平成16年12月3日に中部保健所が警告書を発出してございます。それから平成17年5月31日に改善措置の内容報告書を提出し、その後先ほどもお話しした県、保健所、沖縄市、事業者での進行管理会議の開催について合意をとっております。これまで第6回の進行管理会

議を、最後に5月9日に開いて、その中で改善等についての協議を行っているところです。

○奥平一夫委員 これは例えば県の注意から始まって、勧告があつて、警告があつてですか。

○安里健環境整備課長 当然立入検査をしまして、その中で指示書の交付を行うと。これは指摘事項等もあつて、その改善ができなければ警告書を交付するとか、その後に悪質であれば改善命令等が出てくるということになります。

○奥平一夫委員 平成13年からどれくらい一沖縄市からもそういう改善命令が7項目にわたって出ているというのですが、どのくらい改善命令が出ているのですか。改善命令というより注意とか、警告とか。

○安里健環境整備課長 警告というか、先ほど申し上げた7項目の改善についてちょっとお話し申し上げますが。7つの項目は標高が68メートルとか、それを改善しなさいとか、もろもろあるわけですよ。擁壁をつくりなさいとか、そういうものについて一部は改善されてきております。

○奥平一夫委員 じゃあこれまでの改善命令の詳しい資料を後で出していただけますか。

○安里健環境整備課長 わかりました。

○奥平一夫委員 この処分場が廃棄物処理法でどういう項目に違反をしているというか、幾つぐらいの項目で違反しているんですか。例えば申請するとき許可面積というのがありますでしょう。それをオーバーしていないのか。あるいは許可量をかなりオーバーしていると思うんですが、ほかにどういうところが法律に抵触して改善命令が出ているんですか。それでこの陳情の趣旨は、かなりいろいろな処分場が過密化にあると、これを何とか解消していただきたい、あるいは新炉を建設許可しないようにということで、ちょっと実態がわからないので、これは後日でもいいんですが、周辺地域の空撮、いろいろな施設がたくさんあると言いますが、わかりやすく空撮された写真なり図式なりあれば後日提出していただきたいと思います。

○知念建次文化環境部長 承知いたしました。

○奥平一夫委員 じゃあこれは終わります。先ほど上原委員も質疑していた陳情第136号についてお伺いします。行政の仕事というのはやっぱり市民生活を安心、安全に守る、環境を保全していく、そういうことが仕事の1つだと思っておりますが、こういう安眠もできない、ゴミは出るわ、騒音は出るわ、あるいは周辺環境が変わっていく、そういうことについてはきちっと目を光らせて監視していく必要があると思っております。この陳情による現場はいつごろからどれくらいどういう状態で続いていたんでしょうか。御説明いただけますか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほども環境整備課長からも御答弁申し上げたんですが、平成19年1月以降、県に対しまして重機を利用して深夜、明け方まで廃棄物を砕いてその騒音がひどいという苦情がありました。その苦情を受けまして保健所のほうで事業所に行きまして、苦情による時間帯の騒音発生をやめるように、平日の作業時間は午前8時から午後6時までという指導をしたということでございます。

○奥平一夫委員 平成19年1月以降ということ、もう1年半近くなるということ、理解していいですか。

○友利弘一環境企画統括監 その後浦添市の方も一緒に行きまして、騒音駆除の状況を道路から国道330号線の幹線があるものですから、その影響はどうかとかそういうものもじかに見ておりますし、さらにアスベスト云々というのがあるものですから、平成19年12月に県のほうで周辺環境のアスベスト云々の調査をいたしております。その結果につきましては全国の一般環境の調査結果と同程度であるという結果も出ています。

○奥平一夫委員 こういう現場を規制する法律はどのような法律がありますか。

○友利弘一環境企画統括監 騒音につきましては騒音規制法というのがあるんですが、現在は規制地域に指定されていないということもございまして、そういう苦情等がよりましたら状況等を調査し、浦添市の意見も聞きましてそういう視点で、法の一連の手続等というのもございます。

○奥平一夫委員 粉じんについての規制はどうなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 粉じんについては環境基準がないものですから、先ほども御答弁したんですが、今審議をいただいております沖縄県生活環境保全条例の中で、粉じん施設として破碎機や摩擦機とかそういうものを施設として組み込もうというもので今進めております。

○奥平一夫委員 いずれにしても生活に非常に支障を来していると。安心な生活が確保できないという皆さんからの訴えでありますから、この辺はしっかりきちんと基準値内とかそういうことだから何もできないではなくて。やっぱり生活環境が変化することについては地域住民にとっては非常につらいことでもありますから、この辺はしっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、これは訴えられてからもう1年になりますか。この間県の指導というのはどういうことをなさってきたんでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほどから申し上げているとおり、保健所の職員が現場に行きまして、資材を置いている状況や聞き取りによって営業時間はどうかそういうのも聞きながら、さらにアスベスト云々があったものですから、そういう周辺環境調査というものも実際に行いました。そういう状況です。

○奥平一夫委員 とにかく住んでいるところに非常に支障が出ますし、不快感も出てきますし、その周辺に暮らすみんなにとって非常につらいこともありますので、こういう問題はもっとスピードを上げてしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 10ページの陳情第145号からお尋ねします。非常勤講師の方が去年の1月に団体交渉の申し入れをしたけれども、ことしの8月26日、それも労働委員会による調査・審問の結果、団体交渉の対象となるという1年8カ月ですか、非常勤職の方が不安定な状況でこの問題を抱えていたということに対して、県は処理方針では労働委員会がそうしたから団体交渉になるという判断をしたとありますが、この間どのようなことをしてきたんでしょうか。県の責任というのはどうなるんでしょうか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 県内の大学に勤務する非常勤の先生方は、平成18年10月22日に、大学等非常勤講師ユニオン沖縄という組合をつくりまして、そのときの組合数が20名ほどでした。平成18年10月24日付で9項目につきまして団体交渉の申し入れがございました。平成18年11月15日に予備交渉を行いまして、その9項目の中に、内容が制度の制定とか改廃であることから交渉の議題とすることができないということをお互い納得しまして除外をして8項目分について交渉をいたしております。先ほど委員から御指摘があったように、平成19年1月4日に新たな要求として某非常勤講師の担当時間数減について、本人の同意なしに行うことは解雇権の乱用に当たるとして団体交渉の申し入れがございました。それに対しまして、この担当時間数減は教育課程を受けての担当科目の設定及びその科目を担当する講師及び時間数について、学部等で議論した結果であり、それは管理運営事項の最たるものでありますので、それについては交渉事項には該当しませんよということで、電話等でもいろいろ説明を申し上げたんですが、なかなか理解を得ることができなかつた。それを受けまして組合は平成19年6月12日に、沖縄県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てをしたと。それを受けまして去る8月26日に、沖縄県労働委員会のほうからそういう命令書が出たと。その間大学側が設定した授業時間数については、某非常勤講師も講義を担当してそれに見合う報酬の支払いはなされております。

○西銘純恵委員 問題が解決する間、まだ問題は解決していないんですが、不利益は受けていないということで受けとめてよろしいですか。それともう1点は、団体交渉の影響を受ける非常勤講師の勤務条件については団体交渉の対象となるものということで結果は出ているんですが、これは労働委員会がそういう結果を出すまでもなく、県が独自にこのような判断をとれなかつたんでしょうか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 まず不利益を受けたかどうかにつきましては、私どもは労働条件等に忠実に基づいて、いろいろな条件をつけて雇用通知もやっておりますので、その分に対する報酬の支払い等はやっておりますから、私たちの立場からすれば不利益は与えていない。そして委員がおっしゃいましたように、じゃあこういう労働委員会等の申し立てがなされる前までに、どうして県の判断で今言った労働委員会の命令書と同じような判断ができなかつたかということにつきましては、実は管理運営事項とその処理の結果生じる、いわゆる労働条件等についてはいろいろな考え方がございまして、県の立場とし

ては、当初は管理運営事項の処理の結果、労働条件等に影響を与えるにしてもそれはあくまで管理運営事項の処理の結果であって、管理運営事項に関する団体交渉になじまないという考え方に転じたわけです。ところが今回の沖縄県労働委員会の命令では、管理運営事項そのものの概念は当然組合側も、沖縄県労働委員会も認めておりますが、その処理の結果、いわゆる労働条件等に影響を及ぼすことについては、交渉に応じないという命令が出たわけですね。それについては労働委員会の命令の趣旨を踏まえまして、非常勤講師の役割というのはカリキュラムの編成上どうしても必要不可欠なものですから、学生たちに対しましてもそういう中身のある授業科目を提供するということは非常勤講師の協力がないとできません。それにつきましては、私どもも非常勤講師の必要性ということについては否定するものではございませんので、今後はそういう方向性を堅持しながら適切な対応をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 管理運営をどうするか、経営的にどうするかという話があったにしても、それによって労働者が、ましてや非正規職員の方が不利益がないように、少なくとも従前の労働条件を下らないようにといたしますか、それを維持するような立場で、雇っている方に対して手だてがとれないかということも含まれていると思うんですよ。ですから今後の再発防止策ということでも改善に向けていくということでは言われましたので、この件は1年8カ月という長い期間非常勤講師の方を待たせたというのか、不安に陥れたというのか、その辺に対しては最終的に県としては本人に対してどのような、例えばちゃんと団体交渉に応じますというやりとりをするときに謝罪なりはあったんでしょうか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 組合等との接触というのはこの命令書が出てからはやっておりません。ただ早速組合から団体交渉の場を設定してくれという申し入れがございまして、実はあさって団体交渉を行うことになっております。その席で県の考え方を再度説明して、今度の非常勤講師の利活用についてお願いをし理解を求めていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 よろしく申し上げます。次の11ページの陳情第149号、これも環境問題、産業廃棄物処理場の問題ですが。これは西原町の皆さんが出している陳情なんです。この事業所に対しては、隣接の浦添市の住民の皆さんからも浦添市を通じて保健所に対する改善要請とか、過去に何度か行っている事案なんです。この西原町の皆さんが陳情を出して、処理方針を見ましたら、調査を実施したということは事実ではあります。でも粉じんの調査等に対して

妥当かどうかということも指摘をしているんですよ。目に見えない細かい粉じんが、調査の仕方が一定の容器にどれだけ入るかということによって言っていて、実際粉じんというのは風に飛ばされるから、ハエ取り紙を置いてやらないとわからないじゃないとか、その調査方法についても合理的ではないということも指摘をしたんですが、調査された場所は浦添市側なんですよ。陳情のあった皆さんは反対側なんですよ。ですからまだその皆さんの求めている調査というのはなされていないんですが、これを読んだ限りでは調査しました、問題ありませんという形にしか受け取れないものですから、これはきちんと触れてほしかったと思うんですが。今後は陳情者の皆さんの、被害を訴えている地域住民の実態調査をすることとありますが、これについてどのように考えておられますか。

○安里健環境整備課長 当該地域における被害実態調査として、県及び浦添市がこれまで事業所周辺の粉じんや騒音等の調査を実施してきております。これらの調査のうち、先ほど委員がおっしゃったように、ことし7月に浦添市側で実施した粉じん調査の結果は、県が南城市で行った調査結果と同様の値で、これは県の衛生環境研究所の所在地ですが、そのデータとほぼ同様の値であると。当該事業所からの粉じんの影響については、今のところ確認されておませんが、浦添市が4月から7月に行った騒音の調査の測定結果が環境基準値を下回っておりまして、これまでの調査結果では同事業所の稼働による周辺地域への著しい環境影響は確認されていないということでございます。しかしながら県といたしましては、これらの調査結果のみでは調査回数、調査時期が限定されていることから、同事業所の稼働による影響の有無について断定することができないと考えておりまして、そのため周辺環境への影響について継続して調査する予定にしております。今度とも浦添市や関係機関等と連携しまして、環境調査を実施する予定でございます。実施が確定されている環境調査につきましては騒音調査、浦西団地側のほうは浦添市が、夏場はやっておりますので秋期のほうにやると。それから粉じん調査、西原町徳佐田のほうですが、そこを県が冬期に実施する予定にしております。それから今後実施について検討を予定している環境調査につきましては、騒音調査、西原町側ですね、西原町と今後調整を予定することになっております。それから低周波音調査というのがありますが、これについては県のほうで実施を検討という状況でございます。

○西銘純恵委員 低周波音は現場で説明会をもったということで職員の方も参加しているんですが、ただ今度の生活環境保全条例議案の中で、県の環境審議

会の答申を見たら、低周波音に関してはまだ確定的な調査方法ができていないというような記載があって、低周波音そのものについてどうするかというのが記載そのものも入っていない、入れられないということがあったんですが、条例改正の中に入っていましたでしょうか。

○久田友弘環境保全課長 低周波音については今予定しています生活環境保全条例の中に入っているということではございませんが、低周波音の人への影響とかそういったものがまだまだ知見が確立されていないということで、ただいろいろデータというものを我々も取ってきているところでございますが、こういう知見の集積に努めているところでございます。

○西銘純恵委員 低周波音がすごい人体に大変だという被害を直接訴えられていますので、調査は検討していないと言われましたが、ぜひ調査をされてそれを検討に入れていただきたいと思います。もう一つ、アスベストが含まれていないかという危惧に対してはどのように対応されますか。

○安里健環境整備課長 具体的にはアスベストのほうは使用が確認されておりませんので、もしアスベストを含む飛散性の廃棄物、石綿含有物等が見つかった場合であっても原則これは破碎できないことになっております。現実こちらではアスベストは見つかっていないということでございます。

○西銘純恵委員 いつの調査で見つからなかったということですか。

○安里健環境整備課長 この施設にはアスベスト含有の廃棄物は持ち込めないことになっておりますので、当然これが見つかることはないということでございます。

○西銘純恵委員 これまで産業廃棄物の処理場の問題は、法令を守っていると。けどそれを守っている施設であるはずだと県は幾ら思っても、実際はそれを超えていたというのが問題にされているわけですよ。ですから持ち込まれない施設だから持ち込まれていませんという結論づけをするのはいかがかと思います。きちんと不定期にでも調査をして、確認をした上で持ち込まれていないのであれば、いけませんということをやっていただきたいと思います。最後にこれは処分場の撤去も陳情者の皆さんは訴えているんですが、5年間我慢をしてきたと。つくるときにも地元の住民の皆さんにいろいろと打診をしたこともない

し、いつの間にかポンとできたと。そのようなことを訴えておりました。ことし9月、既に更新の時期を日にちとしては過ぎているんですが、業者からどのように更新申請が出ているんでしょうか。どのように対応されているんでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 申請の状況を説明いたしますが、この事業者の処分場の許可有効期限というものが平成20年9月16日となっております、9月9日に所管であります中央保健所に更新許可申請を提出されております。保健所のほうでは申請を受けまして9月24日、それから10月3日に現場調査をいたしておりまして、現在、本庁への審査等を準備しているところであるということでございます。これから私どもの審査になるわけなんですが、保健所からの進達を受けまして、必要な書類があるとか欠格要件とか、特に欠格要件の確認につきましては警察関係だとか検察庁、あるいは市町村にも照会となりまして、この審査に約3カ月ぐらいかかるのではないかとというめどでやっている状況でございます。

○西銘純恵委員 少なくとも住民が求めている粉じん等の調査、まだ片手落ちなんですよ。片側はやってますが片側はやっていないし、それで結果がどうかというのも出ておりませんし、それをやった上で判断をするということで、更新については今の欠格要件の有無にかかわらず、調査が済んで地元の皆さんと話し合いを持って、それからどうするという結論を出していただきたい。これについてはいかがでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 産業廃棄物処理施設の許可につきましては、先ほど来文化環境部長から御答弁しておりますとおり羈束裁量ということでございます、一つの基準を満たしておれば許可せざるを得ないということがございますが、先ほども言いましたとおり東側の騒音調査等を今予定しておりますので、あわせて調査もし、また説明会等があれば進めながら審査をしていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 この件はこれだけにします。5ページの陳情第117号ですが、株式会社環境ソリューションの産業廃棄物問題ですが、陳情第100号で何名かの方が質疑していますが、基本的には同じ許可業者、先ほどから言っているんですが、羈束裁量であるため許可基準に適合すれば必ず許可しなければならないということを県はずっと言っておりますが、これはじゃあ沖縄県に裁量権が

ないということではございますが、これだけ新設にしても、更新にしても現状にしても問題をいっぱい出している産業廃棄物処分場の問題で、県が何らかの形で規制をかける、更新をノーとできる、実行ある何らかの規制策というのとはとれないのでしょうか。例えば条例をつくるとか、これは法に委ねてやっているということなんですけど、そこら辺でできないのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 産業廃棄物処理施設の許可に当たりまして、先ほど文化環境部長も御答弁したんですが、ただ今その申請するに当たっての要綱を準備しています。年度内の施行を目指しておりますという御答弁をしたんですが、そういう要綱等も踏まえて審査の手順としてやっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 要綱はホームページでも出ているものでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 ただ今、要綱の制定に向けて作業を進めているわけですし、制定後は環境整備課のホームページのほうに掲載するというところでございます。

○西銘純恵委員 読谷村のクロルデンの件で、別の委員がいろいろ調べているんですけど、準備をされている要綱を見せてもらったんですが、施設の事業更新について触れられていなかったと思うんですけど、それについては指摘をして。今更新問題がいろいろ出てきておりますので、これは手抜かりないようにきちんとやってもらいたい。そして要綱の中でこの規制が実行あるものにできるようになるのかどうかお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 どういう内容かということについて御説明したいと思いますが、まず許可の申請を行う前にあらかじめ地域住民に計画を公開して事前協議を行うという内容としたいということで、その内容としましては説明会後の公告縦覧の実施、それから計画に対する住民意見の聴取、3つ目が県の指示に基づく関係機関との調整等、4つ目が協定書の提出という事項を盛り込んだ要綱を考えております。

○西銘純恵委員 協定条項を破ったら許可取り消しとか、そういうところまで入りますか。

○友利弘一環境企画統括監 要綱でございますので一つの行政指導の範囲ということになります。

○西銘純恵委員 どこまで実効性があるかというところで、なかなか担保できるかが気になるんですが、県として産業廃棄物事業所をどのような配置をするとか、県自身の処分場の計画は持っておりますか。ずっと説明を受けていて、業者がどこかにつくろうと言ったら許可しなければならないということ言われるものですから。これでは沖縄県が人口に対してどれだけの処分場が必要とか、こういうのが一切ないように聞こえるんですよ。それとの関連ではどうなんでしょうか。

○知念建次文化環境部長 産業廃棄物の状況については先ほどもお答えしたと思うんですが、今現在非常に逼迫している状態にあります。その前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定としては、民間の産業廃棄物に対して許可を与えるかどうかということについて知事に権限があるということで。それについては基準をきちんと満たしていれば許可しなければならないという羈束裁量になっているということで書いてあるということです。基本的に、県がどこの地域に民間の産業廃棄物処理場を計画するということについては、ある面民間の事業計画を県が誘導するような形のものはいやりにくい状況もありやっております。ただ産業廃棄物の状況は逼迫している状況というのを、県がどう認識しているかということで、公共が関与して産業廃棄物処分場を設置する必要があるかという議論が、確か五、六年前から出ていて、それによって一昨年3施設、3候補地が選定され、今県が公共関与による産業廃棄物処分場を設置すべく、そういうことを計画検討中であるという状況でございます。

○西銘純恵委員 民間任せではなくて県としても逼迫しているものをどう打開するかという観点ですから、公共関与というのはそういう考え方だと思いますが、民間が仕事になるとしたらどこでも申請をすれば許可しなければならないというところを、場所の変更や県が独自にそのような指導をやる仕組みというのは、条例をつくることによっても可能ではないかと思うんですが、それはいかがですか。

○知念建次文化環境部長 審査基準の中には生活環境であり、環境基準でありとかを満たすことになっていきますので、そういう面では審査の際に専門家の意見も聴取して環境基準が合致しているか、生活環境に合致しているかというこ

とを厳正に審査していくということは今やっていますし、今後もそういう厳正な審査は行っていかうかと考えております。

○西銘純恵委員 文化環境部長、ちょっと認識が甘いと思うんですよ。実際にそういう事業所と地域の皆さんとのトラブルがこれだけたくさん出ている中で、基準に合致しているというところが、本当に生活実感というか、地域の皆さんが農業をしているなり、子供を育てているなり、いろいろ営みをやっている、人が住んでいるわけですよ。そこら辺でもっと厳しく条例制定の必要があるのかないのかを含めて考えていかなくちゃいけないと思うんですが、これは条例制定というのはやろうと思ってもできないことなんですか、できるんでしょうか。

○知念建次文化環境部長 取締条例の考え方として、廃棄物の処理に関する規制の内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定めているということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、法で定める規制以上の規制を条例にする規定が定められていないということになっているようです。ですから廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制につきましては、自治体間の広域移動による処理が行われている実態等を踏まえ、全国一律に適用されることを前提としており、自治体間の規制内容の裁量を認めていないということになっていることですので、そういう意味でいくと条例を定めるということは非常に困難であると考えております。

○西銘純恵委員 そうしますと法改正のところで模索をする以外ないんでしょうか。

○知念建次文化環境部長 法的にはそういう形になると思いますが、ただその前に先ほど指導要綱で地域との調和を図るべく行政指導を行っていくということを、県は今その要綱の策定につけて準備をし、周知を図っていけるような状態に近々なろうかと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 時間が押されおられますので1点だけ。3ページの陳情第96号の2、これはトラック運送業界の燃料高騰による陳情ですが。原油価格高騰に

よる各種の事業あるいは営業所が大きな被害を受けてきておるわけですが、特に運送業ですから、まず燃料を入れないとわりわいが成り立たないという業界であります。私たちの知り合いのところではわずか半年ぐらいで既に1年分の燃料費を消費しているという話も聞いております。そこでお伺いしたいのですが、まず最初に県内に社団法人沖縄県トラック協会に加入している、していない関係なしに、こういった業界の車が大体幾らぐらいの台数が動いているか。

○譜久山典子県民生活課長 これは社団法人沖縄県トラック協会の情報なんですけど、沖縄本島のほうで事業者数は1436なんですけど、車両数は8154台、そして離島の方が331事業者で、車両数は835台、合計しまして車両台数は8989台ということだそうです。

○仲田弘毅委員 公共工事も右肩下がりというか、国の財政状況で本県の公共事業も大変縮小されてきている。業界としては公共工事に頼るところも大きかったと思うんですが、その工事が少なくなってきてなにか燃費の高騰ということですから、これはほんとにダブルパンチだと思うんですが、この約9000台の車がいろいろな形で被害があると思うんですが、知念文化環境部長としてはこのトラック業界の被害というものはどういったものがあるとお考えですか。

○譜久山典子県民生活課長 これも情報として聞いたものなんですけど、社団法人沖縄県トラック協会がこの要請の中で、軽油の価格が上昇し、トラック業界では平成17年から比較して60億円余りの燃料費の負担増となっているそうです。

○仲田弘毅委員 高騰の抑制策と政府による行政指導というのが、文化環境部に対するお願いだと思うんですが、例えばこの燃料が売り渋りとか、あるいは便乗値上げとかいうものが実際に行われたという形跡はございませんか。

○知念建次文化環境部長 処理方針にもありますが、県内ではそういう状況はないようです。

○仲田弘毅委員 本土では、正規の燃料じゃなくてヤミ燃料が販売されたという報道もあったんですが、そのことに関しては本県はどうでしょうか。

○知念建次文化環境部長 社団法人沖縄県トラック協会に確認しているところ

では、そういう所は県内にはないという回答を得ています。

○仲田弘毅委員 この原油価格高騰の抑制策、値段が上がらないように、これは県もそうですが政府、国による行政指導も大きいと思うんですが、そのことに対して文化環境部長の御意見をお伺いしたいんですが。

○知念建次文化環境部長 我々の分野で価格監視という分野を持っていますので、そういう面では、例えば沖縄県石油商業協会であり、社団法人沖縄県トラック協会でありということと常に情報を交換して、今回の原油高騰というのはいろいろな要素があって全国的にそういう状況が出ているというのがありますので、それに便乗して過度に値上げしているとかそういう監視については徹底してやろうということで沖縄県石油商業組合であり、基本的に組合を通して情報を交換している状態ですが、今の状況からするとそういう便乗値上げ的な要素や売り渋りという状況は、県内においては見当たらないということの情報は得ております。

○仲田弘毅委員 県の処理方針の中では、価格の監視、安定供給をしっかりと努めていきたいという抱負ではありますが、実際何カ月か見て、現状でも構わないんですが、安定してきて大丈夫だという感触を持っておられますか。

○知念建次文化環境部長 非常に難しい状態で、確かに今ガソリンスタンドは一時期に比べると価格が下がっている状況がありますが、それがほんとに下がる傾向なのか、ある一定時期でまた状況が変化するかというのは、ある意味世界の経済情勢であり、あるいはそのほか金融状況でありと、いろいろな要素が今絡んでいるという認識だと思います。ですからそれを今後どう見込むかということについては非常に難しい状況にあるということだと思います。

○仲田弘毅委員 県内における零細企業、沖縄県は大規模会社というのは少なく、ほとんど小規模で零細的な企業の集団であります。その業者は一生懸命自助努力をして、どうにかこうにか食いつないで頑張っているところでありますので、県の行政、特に文化環境部の中でも県民生活課、県民の生活を安定させるために、これまで同様頑張っていたいただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 8ページの陳情第137号についてお尋ねします。県の処理方針の中で、下段の部分ですが、保全のあり方について、関係機関や地元の意向及び専門家の意見も踏まえ、適切に対応してまいりたいと言っていますが、この適切とはどういうことでしょうか。

○上原隆廣自然保護課長 処理方針に書いてあるとおり、まだアオサンゴに対する知見の集積が必要という立場から、知見の集積を踏まえた上で判断していくということを書いてあります。

○渡嘉敷喜代子委員 新聞で、沖縄のアオサンゴが危機に瀕しているということで、レッドリストの中に掲載されているわけですね。そのことについてどうお考えですか。

○友利弘一環境企画統括監 委員がおっしゃるとおり IUCNでアオサンゴがレッドリストに掲載されたという報道は承知しておりまして、日本に生息するサンゴは約400種類あるようでありますが、そのうち約380種が本県に生息すると言われておりまして、そういう意味では多様性においても世界的にも高い評価をされているのではないかと、世界が注目しているあらわれであると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 環境企画統括監がおっしゃったとおり、約380種ということでありましたが、これが地球温暖化や赤土の流出によってどんどん減少していく状況の中で、やはりこれはもう危機に瀕しているんだということでレッドリストに載せられております。そういうことでは今回大浦湾のアオサンゴの群落が確認されたということなんですよ。それについて陳情書の中で2番のことなんです、大浦湾内のアオサンゴの生息地を保護区に指定してほしいという陳情が出ておりますが、じゃあその保護区に指定するにはどのような条件が必要なのかお聞かせください。

○上原隆廣自然保護課長 サンゴにつきまして、沖縄県漁業調整規則等で既に保護されている状態で、採取等は規制されておりますので、勝手にとつてはいけないということになっております。そういう意味では保護されている現状はあるかと思えます。保護区の設定条件何ですが、いろいろな保護区がありまして、まず自然公園法に基づく海中公園地区にするとか、自然環境保全法に基づ

いて自然環境保全地域、または県衛生環境保全条例に基づきまして海中公園地区にするということが出来ますが、それぞれ希少性や地域での重要性とかんかんがみて方法が定まるものだと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 今回この陳情に出しております大浦湾に関しては、県条例での保護地域になっていますか。

○上原隆廣自然保護課長 なっておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 じゃあ保護区にするためには今おっしゃった条件が備わらなきゃいけないということなんですよ。じゃあ今何がこの部分で災いしているんですか。

○上原隆廣自然保護課長 処理方針にも書いてありますとおり、希少性とか専門的な知見の集積がまだ足りないということにして、そういった集積を踏まえて今後判断していこうということでもあります。

○渡嘉敷喜代子委員 今この地域は辺野古の新基地建設がやられようとしているわけですね。そしてこのアオサングの群落がある近くが作業ヤードになっていますよね。そのことでこの部分も今は保護地域に指定されていないけれど、このサングも消滅するんじゃないかということが危惧されているわけですよ。そのあたりはどうなんでしょうか。赤土の流出も出てきます。

○下地寛環境政策課長 普天間飛行場代替施設の建設に係る環境アセスメントについては、環境影響評価方法書の知事意見を踏まえて現在いろんな調査をしているわけですが、その意見の中でも海上ヤードもしくは作業ヤードも含めてですが、設置によるアオサングや周辺の海域生態系に影響を及ぼさないようにということで県も言っておりますので、事業者で調査を踏まえて保全措置等はやっていただけると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 先だってキャンプ・シュワブの中からこの状況を見たときに、沖縄防衛局の人にもアオサングの影響を及ぼさないかと、作業ヤードの建設に関係してそういうことを聞きましたら、影響のないようにやっていきますと、今おっしゃったような答弁でした。ところが、ほんとにそうなんだろうかということを思うんですよね。今兵舎が壊されて新しく建設されようとして、

赤土が本当にむき出しになっている状況なんですよ、基地の中は。それが大雨が降ったときに海に流れていって、せっかくのこのようなすばらしい群落が見ついているにもかかわらず危機に瀕してしまうんじゃないかということで、私もそのことを尋ねましたが、そういうことのないように赤土流出の県条例でしっかりと守っていきますというけれども、ほんとに大雨が降ったときにそういうことが守られるのかどうかという思いがするんですよね。今こういう基地も建設されなきゃならない地域において、本当にこんなにたくさんの群落が見つかって、これを早く保護してほしいというのがこの陳情の趣旨なんですね。その間についてじゃあどうしていこうかという積極的な考え方も今はないわけですか。

○下地寛環境政策課長 先ほど申しあげましたように環境アセスメントの知事意見でいろいろな調査をして、潮流や底質の状況、サンゴの広がり状況、すべて調査をしまして、そのアオサンゴや大浦湾の奥のほうにはユビエダハマサンゴという大群落も見つっておりますが、それにも海上ヤード、作業ヤードが近いという現実がありますので、調査の結果サンゴに影響を与えるということであれば、代替案を提案するなり、そういうことをしてくださいということを知事意見で述べております。

○渡嘉敷喜代子委員 調査をいつの時点でその結果がわかるのかよくわかりませんが、代替案というのは何の代替案でしょうか。

○下地寛環境政策課長 海上ヤードや作業ヤードというのは、今の環境影響評価方法書の中でどの場所で作るということを示してありますので、今のユビエダハマサンゴやアオサンゴの位置と、大体調査は1年ですが、その調査の中で影響があるだろうということであれば、今予定している海上ヤードは別の影響を与えないような地域に設定してもらいたいという意味での代替案という意見を出しているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 この作業ヤードについても既にどこの地域につくられるということを設定した上で環境アセスメントをやっているんじゃないでしょうか。

○下地寛環境政策課長 作業ヤード、海上ヤードの場所は設定されております。ですからユビエダハマサンゴやアオサンゴ等サンゴが周辺にある場合は、作業

ヤードの影響が調査の結果あるということであればその作業ヤードの別の案を考えてくれということでの知事意見ということです。

○渡嘉敷喜代子委員 この作業ヤードをどこに移すのか、どうするのかということはよくわかりませんが、どこに移したところで知事も指摘しているように沖合に出せばウミガメの産卵が損なわれるから沖合へということを書いてますよね。そうすると作業ヤードが本当にどこに移るのかよくわかりませんが、どこに移したって環境は破壊されるわけですから、今ここに陳情が出ているようにすぐそのことについてまず保護していこうという考え方は持てないんじゃないかな。

○下地寛環境政策課長 環境アセスメント制度に少し触れますが、環境アセスメント制度は基本的には今の制度上は事業アセスメントということもありますので、事業自体を環境アセスメントをもとに中止されるということは非常に厳しい状況にあるんですが、我々が知事意見で述べているのは、例えば作業ヤード、海上ヤードとしてではなくて、そもそも施設として埋め立てられる場所に作業ヤードも海上ヤードも設定したほうが、より環境の回避はできるんじゃないかという意味で述べているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 ちょっと矛盾していますよ。アオサンゴに影響を及ぼすのであれば作業ヤードをどこかに移してほしいということを今おっしゃいましたよね。ところが飛行場をつくっていく上ではその場所が作業ヤードとして適当だということで決めたわけでしょう、どうなんですか。

○下地寛環境政策課長 代替施設本体の事業箇所と、その周辺に散らばっている作業ヤードや海上ヤードというのは別なわけですね。今それも一緒に含めて環境アセスメントをやっておりますが、なるべくやっぱり周辺に与える改変というのは少ないほうがいいわけですから、作業ヤードも本体の中につくってもいいんじゃないかと。海上ヤードも埋め立てられるところにつくったほうがまだ改変は少ないんじゃないかという意味で、回避低減のための知事意見ということなんです。

○渡嘉敷喜代子委員 今辺野古は埋立工事を進めようとしていますよね。そのために海のほうに作業ヤードを幾つか設置していますよね。その作業ヤードがこういう環境に影響するのであれば陸地のほうに持ってきてもいいんじゃない

かということですか、今の話は。

○下地寛環境政策課長 それも含めて知事意見で述べております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 1点だけ。10ページの陳情第145号、沖縄県立芸術大学の不当労働行為に関する陳情というのについてお聞きしたいと思います。まず今ここに観光商工部の雇用労政課の方も見えていますよね。皆さんから見たときに、今回の沖縄県立芸術大学の対応というのはどこに問題があったと思われませんか。

○比嘉徹雇用労政課長 ただ今の御質疑ですが、観光商工部のほうの所管は一般的な、例えば非正規雇用の対策や雇用対策とかに対して労働局と連携を図りながら取り組んでいるわけですが、個々の労働争議やそういったのはうちの所管ではないものですから、今回の沖縄県立芸術大学の内容についてもちょっと承知していない状況でございます。

○比嘉京子委員 担当の方にお聞きしますが、この方の過去5年間の授業数の推移をお話しいただけますか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 平成19年度が116時間、平成18年度が228時間、平成17年度が465時間、平成16年度が523時間となっております。

○比嘉京子委員 数少ないというか、多いというか、私の経験からして、非常勤を二十七、八年やった経験からして、大学側と非常勤側のトラブルを幾つかそばで見てまいりました。その中で共通している点は、大学側は非常勤に対してどういう認識や意識でいるかという問題が非常に問われていて、信頼関係が崩れていくことによって不信感やいろいろな感情論が出てくるのではないかなと思って見えています。ですからお互いに言い分があることはよく承知しております。しかしながら、今私がお聞きしたことは本来なら労使、争議関係に詳しい方がいたらお聞きしたかったんですが、今のように4年間に523時間から465時間、228時間、116時間と、もちろんこれは大学の再編や教科再編とかいろいろなことが起こっていて、それが正当にその本人にも伝わっているなら、こう

いうことは起こっていないだろうと思うんですね。非常勤の法的位置づけは
どういうところにあるんですか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 沖縄県立芸術大学は公立ですから、沖縄県立
芸術大学の非常勤講師というのは地方公務員法でいうところの非常勤特別職で
あります。

○比嘉京子委員 地方公務員法の第3条のそれに間違いはないですか。ではお聞
きしたいんですが、非常勤のある意味人権問題だと思うんですが、労働条件が
これだけ激変されるという中で、生活に大変な影響を受けるわけですね。そう
しますと時間給で給料をいただいていると思うんですね。そのために皆さんが、
この方がなぜなんだと言ったときに、皆さんがずっと主張してこられて、先ほ
どほかの委員からもこの長い期間どうだったんだという話があったんですが、
管理運営事項というのにのっとなって、団体交渉をしなかったわけですね。そ
の運営事項でしないでいいという根拠はどこにあるんですか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 地方公務員法の第55条第3項に、「地方公共
団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができな
い。」という定めがございます。根拠としては、その第55条第3項でもって交
渉対象事項とすることはできないということでございます。

○比嘉京子委員 その同じ項に対して団体交渉を拒否することはできないとい
うことにはならないんですか。それによって受けることができないんですか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 この事例で問題になっているのは、教科編成
とその編成に基づくカリキュラム、授業科目、教科の設定が出てくるわけ
ですが、それと平行しまして非常勤講師が担当する科目、時間数が決められるわけ
です。それは学部の各専攻の教務委員会ですとか学務委員会で議論されて、内
々に非常勤講師の方とも意思の疎通を進めているわけですが、まさにそういう
カリキュラム、教科の編成については管理運営事項でしょうと。どういう科目
を設定しどういう講師を張りつけるかというのは、まさにこれは大学の管理運
営事項でしょうということが問題の出発点となっているわけですね。ただ今問
題になっております申立人の主張によれば、確かに管理運営事項ではあるかも
しれないが、その処理の結果私の時間数がこうなりましたねと。ということは
それに報酬額をひっかければ報酬のトータルが出てきますから、それはまさに

勤務条件ですよという理屈なんです。例外としましては、そこまでいくまでに、これは考え方とか見解の相違といいますか、労働委員会が命令書を出すまでは、いやこれは管理運営事項であるがゆえに、その結果の処理についても交渉事項にはなじまないでしょうという考え方をとっていたわけです。相手はそれに対して労働委員会に訴えて、労働委員会の判断は、管理運営事項であるにしてもそれを処理した結果、勤務条件等に影響があればそれは時間数とかについては交渉に応じなさいという判断が出たわけですね。その判断が出るまでは沖縄県立芸術大学としては基本的な考え方としてそういう考え方を持っていたということでございます。

○比嘉京子委員 応じる必要がないということから、それから労働委員会の調査、審問した結果、提案されて、ではということで持つと。基本的には内部のことを非常勤の先生方はよくわかっていると思うんですね。どういう科目がどう変わった、それがなぜなのかということに至るまで大体見えていると思うんですね。そこでこれだけ激減するということはそれだけ大学改革が激しいかもわかりませんが、個人的には話していないから全然わかりませんが、基本的にはその学部が一番近い先生が誠意を持って、そういうことをきちっとお話し合いをするかしないか、またそうすべきであるという認識に立っているか立っていないか、そういう意識の大きな問題だと思っんですね。それが私は県立というところで、私立のお手本になった労使関係をやらなきゃいけないですね。公的機関がこういうことで、いろいろな人がいるからいろいろなことがあるかもわかりませんが、まず人としての対応というか、そこが私は問われていると思っんですね。これは規定だ何だというよりも。その点に対して沖縄県立芸術大学側の率直な反省というのはいないんですか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 教科の編成の過程あるいは担当科の設定等の過程につきましては、その都度非常勤の先生方と内々に調整はしてきているということなんです。それで今問題になっております非常勤講師につきましても、その人の意見を入れながら、じゃあこの科目については専任教員に担当させましょうねと、それをさせた方がベターですよと、あちら側からの問題提起もございまして、そういうことを踏まえた結果の時間数になっているわけですね。ですから今委員がおっしゃるように、コミュニケーションが欠けていたとか、もちろん相手方が要求するような100パーセントのコミュニケーションというのはなかったかもしれませんが、教科の先生、主任教授あたりはそこら辺は、非常勤講師と毎日つき合いがありますから、いろいろな意思の疎通とかコ

コミュニケーションは私はそれなりに図られていたと認識しております。

○比嘉京子委員 かなり認識にギャップがありますね、実態は。実態をちょっと読ませていただいているんですが、今の認識だと私はまだまだ起こるだろうと思いますね。今の認識は非常に認識不足であって、コミュニケーションがある程度図られていたら、団体交渉に応じろだの労使関係をとってもらうだの、そういうことは起こらないんですよ。本当にささいな、大学側として、先ほどとてもいい答弁があって、非常勤によって大学が支えられている、その言葉どおりに意識があるなら起こっていないんです。雇ってやってるんだという意識があるんです。そのことが端々に出てこういうトラブルを起こすんですね。あなた方はいつでも切れるんですよ。年間契約なんですよ。でもコンスタントに授業時間をこなしていると、3年、5年たっていったらこれは簡単に切れないんですよ。だけでも大学側はいつでも切れるんだという意識があるんです。ですから気に入らないことを言ったりやったりすると、我々にあなたの身分は委ねられているんだよという意識が根底にあって、表面的に幾ら取り繕っても、人を大事にしないという、これは県内の大学全部にあるかもわかりませんが、私は少なくとも公的な機関である大学がこのレベルの労使に関する意識であっては今後甚だ問題だと思うんですね。そのために今後のことがあって聞いているんですが、今おっしゃったことがもしあれば、コミュニケーションを十分にとれているというのがあれば起こっていません。これはもっと深いことを私は言いたいんですが、そういうことは表で言うことではありませんので、科目がどうだ何がどうだということは余り言いたくないので言わないですが、今後のために沖縄県立芸術大学がこれを肝に銘じて、先生方の中で案外これは担当の先生方のある意味ではだれをどう配置するかというのが、客観的な目がないのではないかと私は今推察するんですね。例えばこの先生がこの科目をこの人にと言ったときに、だれがそれを査定するのかというのがなくて、しかも個人的な意見で物事が押し通っていくという環境はないんですか。客観的にそれを何名かで審査するんですか。非常勤一人一人に対して。

○長田勉県立芸術大学事務局長 私は事務局をあくまで立場からすれば、カリキュラム編成等は学部、教授会等で全部編成されます。その結果を私どものほうに来て、後は非常勤講師の発令等の行為をやっているわけですが、確かに委員が今おっしゃったような、私の認識に甘い部分があるかもしれませんが、そこら辺は新たな問題の提起として受けとめまして、先ほども説明しましたように、大学のカリキュラムあるいは教科の編成につきまして、非常勤の

役割というのは非常に大きなものがあり重要であります。非常勤がいないと大学の、生徒たちに夢を与えるような授業が提供できない、それくらい重要な存在であります。したがいまして沖縄県労働委員会の命令書を踏まえまして、私は今後とも非常勤の先生方の役割等については、その利活用も含めてお願いすべきはお願いし、理解を得ていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 この方が望んでいる再発防止策について答えが見えないんですが、どんなふうになさるんですか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 まず申立人が要求しているのは、管理運営事項という存在は我々組合も認めるけれども、その処理の結果、我々組合員の勤務条件に影響を与えるものについては交渉に応じなさいという要求なんですよ。したがいまして私はそういう組合の要求を受けとめまして、管理運営事項の処理を認めつつもその処理の結果、非常勤講師の皆さん方の勤務条件に影響を与えたことについては、今後は適正に交渉に応じていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 今はトラブルが起こったときの再発防止というか、早目にとめるという話だと思んですが、トラブルを起こさない再発防止はどのようにお考えですかと聞いているんです。

○長田勉県立芸術大学事務局長 トラブルを起こさないというのはまさに学部あるいは教授会等でそういうカリキュラムを編成するとき、どれくらい非常勤の先生方の意見を、自分たちの編成の中に反映させている、あるいはそういうコミュニケーションを含めて図れているかというのに尽きると考えております。

○比嘉京子委員 この方たちは勇気を持って、一人一人がこれまでに多くの非常勤がいろいろな理不尽な対応をされても泣き寝入りをしてきた事例はたくさん見てきました。この方たちはそういうことはおかしいということでユニオンをつくられたわけですね。ユニオンをつくった人なわけですよ。ですからそういう意味は言ってみれば、いろいろと権利主張をしてうるさい人はできるだけ避けていこうみたいなことが今後ないとは思いますが、もしそういう方向にいくのであれば、これはとても残念なことになると思うんですね。労使関係というか、言ってみればそういう持ちつ持たれつの関係が主従関係になっている

んですよね。やってあげているのだというね。そういう意識が大学の常勤と非常勤の中には蔓延しているんですね。ある意味ではいろいろ裏で起こっているんだろうと思うんですが、今このことがとてもいいきっかけだと思われまので、私はむしろ一番沖縄県立芸術大学が人権意識の高い、労使関係のレベルをアップさせていくいいきっかけではないかと思えますね。ですからこれをぜひ切っていくようなことがないように、むしろそれをいいチャンスとして、まずは人を大事にしていくということを基本的にやっていくこと。先生方がうるさい人はやめておこうよと、そういうことの規定で非常勤を選んでいかないとも限らないんですね。その人柄が何なの、こういうことを起こしそうな人なの、といいながら人を選んでいく可能性もはらんでいるんだろうと思うんですね。そういうことも含めてぜひ、逆にいいモデルになるように変えていってほしいなと思います。以上、要望しますがいかがですか。

○長田勉県立芸術大学事務局長 委員の指摘のとおりだと私も同じ認識でございます。私どももこの出来事をこれからの良好な労使関係の構築のスタートラインにしたいという考え方で今後臨んでいきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず初めに、平成20年第2回議会乙第3号議案水質汚染防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例及び同乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決前に採決を行うべき継続審査、修正案及び附帯決議に係る動議の提出方法について説明。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今、議題になっています平成20年第2回議会乙第3号議案及び同乙第4号議案について継続審査を申し入れます。

○赤嶺昇委員長 ただいま平成20年第2回議会乙第3号議案及び同乙第4号議案につきまして、翁長委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、平成20年第2回議会乙第3号議案及び同乙第4号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

平成20年第2回議会乙第3号議案及び同乙第4号議案を継続審査にすることに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、乙第5号議案沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

んか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第5号議案沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手、多数であります。

よって、乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第7号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手、多数であります。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第3号議案及び乙第4号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案及び乙第4号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議決議案3件は、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案3件は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて協議した結果、陳情第77号の採択については、持ち帰り検討するため本日は行わないこと、そのための審査日程の変更について協議すること、陳情第92号は挙手採決により採決すること、それ以外の陳情は議案等採決区分表により簡易採決に付すことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、陳情第92号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情を採決いたしますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、陳情第92号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情を採決いたします。

本陳情は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○赤嶺昇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、陳情第92号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情については、採択と裁決いたします。

次に、休憩中に採択を持ち帰り検討すると決定した陳情第77号及び先ほど採択した陳情第92号以外の陳情48件については、休憩中に御協議いたしましたとおり議案等採決区分表により決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程の変更についてを議題といたします。

去る10月2日の委員会において決定した審査日程では、本日10月7日に議案及び陳情の採決を行うこととなっておりますが、陳情第77号の採決を持ち帰り検討し、その結果に基づき再度採決を行うため、明 10月8日 水曜日に陳情第77号及び閉会中継続審査・調査についてを追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(事務局より、視察調査日程について説明。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続きにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明 10月8日 水曜日 午前9時30分から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇